

寄	贈
楊	平成
凱	年
菜	月
氏	日

DA
501
1987
(H)

日本語と中国語の
使役表現に関する対照研究

楊凱菜

1987年

89001627

まえがき

これまで日本語の使役に関する研究はすでに多くの研究者によって様々な観点から論じられてきた。同じように中国語の使役についても多くの研究がなされてきた。しかし、使役に関する両言語の対照研究となると、筆者の知っているかぎり、ほとんどないといってよい。この意味で、これまでまったく関係なく論じられてきた両言語の使役を対照研究の形でとりあげて考察するのは非常に意義の大きいことといえよう。

本論文の主たる目的は日本語と中国語の使役表現を比較対照し、考察することである。一般に使役というと、日本語では「せる、させる」、中国語では「叫、讓、使」だけが扱われがちであるが、本論文は考察の範囲を広げ、使役表現という枠組みをもうけ、従来使役とされなかった構文もその中にとりいれて考察した。

論文の執筆にあたって、多大な時間と労力を費やし、終始忍耐づよく、暖かく激励しつづけ、指導して下さった寺村秀夫先生、寺村先生のあとを快く引き受け、熱心に指導し、多くの有益な助言と示唆を与えて下さった草薙裕先生に心よりお礼申し上げます。論文の草稿に目を通し、貴重な助言と暖かい励ましをして下さった北原保雄先生、小松英雄先生、上野恵司先生にあらためて感謝の意を表したい。また直接的、間接的に私の論文に関心を示し、暖かく見守って下さった方々にもお礼申し上げたい。

最後に、留学期間中、奨学金を提供して下さった中国教育委員会、日本国際教育協会、石坂財団にもこの機会を借りて厚くお礼申し上げます次第である。

1987年11月

楊凱榮

目次

まえがき	iii
0 序章	1
第1章 先行研究と本研究の位置づけ	6
1.1 日本語の使役に関する研究	6
1.1.1 山田孝雄(1908)による使役のとらえかた	8
1.1.2 松下大三郎(1930a,b)による使役のとらえかた	10
1.1.3 時枝誠記(1950)による使役のとらえかた	11
1.1.4 阪田雪子(1980)による使役のとらえかた	13
1.1.5 生成意味論における使役のとらえかた	16
1.1.6 生成意味論に反対する立場からの使役のとらえかた Shibatani(1972)および柴谷(1978)の主張	18
1.1.7 寺村秀夫(1982)による使役のとらえかた	24
1.1.8 ここまでの問題整理	26
1.2 中国語の使役に関する研究	28
1.2.1 「叫、譲、使」について	28
1.2.2 いわゆる兼語式について	30
1.2.3 胡附、文鍊(1957)の兼語式	31
1.3 本研究の位置づけ	34
第2章 「させる」と「叫、譲、使」の違いについて	45
2.1 「させる」文における「に」と「を」の違いについて	45
2.2 「叫、譲」と「使」の違いについて	51
2.3 「させる」と「叫、譲」の共通性	57
2.4 「させる」と「叫、譲」の構造の違い	61
2.5 誘発使役	71

2.5.1	脱着類の動詞の場合	74
2.5.2	心理的状态变化動詞の場合	79
2.5.3	いわゆる所動詞の場合	85
2.6	許容使役	90
2.6.1	日本語の場合	91
2.6.2	中国語の場合	95
2.7	使役者(X)が有情者で、被使役者(Y)が非情物の場合	96
2.7.1	Yが有情者である場合との違い	97
2.7.2	対応する他動詞のない自動詞の使役形	99
2.7.2.1	被使役者(Y)が使役者(X)の所有物である場合	99
2.7.2.2	被使役者(Y)が使役者(X)の所有物でない場合	101
2.7.3	対応する他動詞のある自動詞の使役形	103
2.8	使役者(X)が非情物で、被使役者(Y)が有情者の場合	107
第3章	他動詞文の使役性	114
3.1	働きかけのみを表す他動詞	114
3.2	働きかけと状態变化の結果を表す他動詞	116
3.2.1	日本語の場合	116
3.2.2	中国語の場合	119
3.3	Xの働きかけとYの移動の变化を表す他動詞	131
3.4	「XがYをZにする」構文について	137
3.5	自動詞、他動詞、使役形における日本語と中国語の違い	141
第4章	使役兼語式とそれに対応する日本語の表現	152
4.1	「兼語式」に関する諸説	152
4.1.1	趙元任(1980)の「兼語式」	152
4.1.2	王力(1959)の「遞繫式」	154
4.1.3	呂叔湘の「致使句」(1956)及び「兼語式」(1980)	158

4.1.4	胡、文の「兼語式」の四つの基準-----	160
4.2	使役兼語式における使役動詞の構文的特徴-----	162
4.2.1	Yの動作の実現を含意する使役動詞と含意しない使役動詞-----	162
4.2.1.1	Yの動作の実現を含意する使役動詞-----	162
4.2.1.2	Yの動作の実現を含意できる使役動詞-----含意する場合と 含意しない場合-----	166
4.2.1.3	Yの動作を含意しない使役動詞-----	168
4.2.2	ムードを表すことばとの関係について-----	171
4.2.2.1	ムードを表すことばを補文にもつことの できる使役動詞-----	171
4.2.2.2	ムードを表すことばを補文にもつことの できない使役動詞-----	173
4.3	使役動詞における意味上の違い-----	176
4.3.1	「強迫」(むりやりにさせる)-----	176
4.3.2	「唆使」(そそのかす)-----	177
4.3.3	「托」(たのむ)-----	178
4.3.4	「命令」(命令する)-----	178
4.3.5	「請」(～てもらう)-----	179
4.3.6	「求」(せがむ)-----	180
4.3.7	「選」(選ぶ)-----	180
4.4	日本語の「～てもらう・ていただく」、「～ようにいう」 構文について-----	181
4.4.1	「～てもらう、ていただく」構文について-----	182
4.4.2	「～ようにいう」構文について-----	190
4.5	使役兼語式と他の構文との対応-----	194
第5章	結び-----	200
例文出典	-----	205
参考文献	-----	207

0 序章

本研究は日本語と中国語の使役表現を比較対照し、考察しようとするものである。一般に日本語で、使役表現といえば

- (1) 太郎が花子に (を)行かせる。
- (2) 太郎が花子に中国語を勉強させる。
- (3) 医者が病人を早く回復させるために、あらゆる手を尽くした。

といったような表現をさしている。このような文の特徴を形式的、意味的な両面から見ると、次のようになる。まず、形式的には動詞に助動詞「せる、させる」がついていること（形態的特徴）、使役者が、文の主語として現れ、「が」をとり、被使役者（「行く」、「勉強する」、「回復する」の主体）が目的語として現れ、「に」か「を」をとること（構文的特徴）、そして、意味的には、あるもの（使役者）が他のもの（被使役者）にある動作・作用をするようにしむけるということである。（以下これらの特徴をあわせもつことを「条件Ⅰ」とする。）日本語ではこれらの特徴をそなえたものを「使役態」とよぶことが多い。

一方、(1)、(2)、(3)と意味的に等価である（以下、対応するという）中国語の表現は次のような文である。

- (4) 太郎叫（讓）花子去。
- (5) 太郎叫（讓）花子學習中文。
- (6) 医生想尽一切方法使病人早日恢復健康。

この種の中国語の表現は、形式的には「叫、讓、使」という形式を用い、使役者が文の主語として現れ、被使役者が「叫、讓」の目的語であると同時に、

後ろの動詞の主語でもあるという構文的特徴をもっており、意味的には日本語と同様に使役者が被使役者にある動作・作用をするようにしむけるという特徴をもっている（以下、これらの特徴をあわせもつことを「条件Ⅱ」とする）。
 √この二つの構文の形式と意味の特徴を示すと次の表のようになる。

	形式	意味
日本語	X が Yに／を Vさせる	XがYにYがVするように
中国語	X 叫／讓／使 Y V	しむける

したがって、日本語と中国語の使役をとりあげる場合には、この二つの構文を比較して議論していけばよいようにみえる。しかし、文法構造の異なる言語の比較対照の難しさはむしろここから先にある。例えば、日本語の

- (7) 母親が赤ん坊に乳を飲ませる。
- (8) 太郎が花子の悪口をいって彼女を泣かせてしまった。
- (9) 政府は新たに三つの委員会を発足させた。
- (10) 太郎が顔をこわばらせて、こう言った。

といったような表現は、日本語の条件Ⅰのうち、形式的特徴をみたしており、形式的にみればこれらの表現を(1)、(2)、(3)と同じように使役態とすることにはあまり問題がないであろう。ところが、上の(7)－(10)の表現と意味的に対応するように、条件Ⅱにしたがって文を組み立てると、次のようになるはずであるが、これらはいずれも中国語としては不自然な文である。

- (7″) * 母親叫(讓)嬰兒喫奶。
- (8″) * 太郎說花子壞話, 叫(讓)她哭了。
- (9″) * 政府又使三個委員会成立了。
- (10″) * 太郎叫(讓)臉板着說。

(7) - (10) の日本語の表現と意味的に対応すると思われる中国語は次のような文である。

- (11) 母親給嬰兒喫奶。
- (12) 太郎説花子壞話，把花子説哭了。
- (13) 政府新成立了三個委員会。
- (14) 太郎板着脸説。

この四つの文は形式的にみると、いずれも条件Ⅱをみたしていない。

一方、中国語で使役文とされる構文に、意味的に対応する日本語の文を考えると、日本語では他の構文で対応する場合もある。例えば、

- (15) 昨天太郎叫花子来，但是花子没来。
- (16) 説大声点兒，讓大家都能聽見。

のような文は中国語の条件Ⅱのうちの形式的特徴をみたしている。しかし、これらの文と意味的に対応すると思われる日本語の文はそれぞれ次のようになる。

- (15″) 昨日太郎が花子に来るようにいったが、花子は来なかった。
- (16″) みんなに聞こえるように大きな声で言いなさい。

(15″)、(16″) は条件Ⅰの内の形式的特徴をみたしていない。(15)、(16) の文をむりに使役文で訳すと、次のような非文になってしまう。

- (17) * 昨日太郎が花子に来させたが、花子は来なかった。
- (18) * みんなに聞こえさせるために大きな声で言いなさい。

こうしてみると、両言語でそれぞれ使役文とされる「Xが Yに/を Vさせる」構文と「X 叫/讓/使 Y V」構文とはそれぞれ重なる部分と重ならない部分があるということが分かる。これを大まかに下図のようにとらえることができる。

このように、日本語と中国語の使役をとり扱う場合、単に「せる、させる」と「叫、譲、使」をとりあげるだけでは見かたが狭すぎ、両言語の使役表現を十分にとらえられないように思う。本研究は意味を中心に、使役をより広い見地から包括的にとらえるために、従来の使役文「せる、させる」、「叫、譲、使」のほかに、一部の他動詞文も、また中国語の使役の意味を表す兼語式、日本語の「～ようにいう」、「～てもらおう」構文も使役表現としてとりあげることとする。この意味で、本研究でとりあげる使役表現は従来のそれよりかなり意味範囲が広いということがいえる。したがって、従来別々に扱われてきたこれらの構文も、XがYに働きかけ、ある動作・作用あるいは状態変化をさせるという事柄を表す点においては一致し、共通する部分があるため、本研究では一括扱われることになる。もちろん、これらの構文の間にある違いも論じられることになる。

以下、各章の内容を簡単に紹介しておくことにする。第1章では、使役に関する日本語と中国語のこれまでの研究を概観したうえで、本研究の位置付けを行う。第2章では、「せる、させる」と「叫、譲、使」について考察し、その共通点と違いを明らかにする。第3章では、一部の他動詞による使役表現をとりあげ、日本語と中国語の違いを観察する。第4章では、中国語の兼語式による使役表現とそれに対応する日本語の「～ようにいう」構文、「～てもらおう」構文などについて論じる。第5章では、本研究の成果をまとめる。

第1章 先行研究と本研究の位置づけ

序章で日本語と中国語の使役の意味と形式について簡単に触れ、そしてそれぞれの言語で使役と言われるものが相互に対応する場合と対応しない場合の例を示した。この章では、このような使役がそれぞれの言語でどのように扱われているのかについて、これまでの諸説を概観し、本研究の位置づけを行う。

1.1 日本語の使役に関する研究

藤井(1971)によれば、日本語の使役という概念は西洋文法から取り入れたものであるが、しかし現在ではほとんどの文法書に取り入れられているという。使役に関する研究もこれまで様々な立場から多くの文法学者によって行われてきた。形式上から見れば、使役の助動詞〔注1〕には「しむ」、「す、さす」、「せる、させる」があるが、「しむ」は文語として使われ、現在では一般に用いられていない。橋本(1969)によれば、「しむ」は奈良朝以前に用いられ、平安朝においても用いられたが、前ほど盛んでなくなり、院政時代や室町時代に至っては文語的となり、口語では少なくなり、江戸時代では次第に用いられなくなったという。

「す、さす」は現代語でも「飲ます」「勉強さす」のように使役として用いられることがある。松下(1930b)によれば、これはもともと関西方言だったものが一般に広まったという。吉田(1971)は「す、さす」と「せる、させる」の違いについて、文法的差異があるとは認められず、もし、「す」を語尾だとするなら「せる」も語尾でよいはずであり、逆に「せる」を助動詞だとするなら「す」もこれにならって助動詞にならざるをえないという。吉田は「す、さす」と「せる、させる」が六つの小説における用法を調べた上で、両者は意味としては同じであるが、使いかたに少差があるとし、次のように述べている。

会話や心語の文には「す」「さす」の使われることが多い。また登場人物やその動作に対してあまり好感を持っていないとき、卑罵感をもっているとき、遠慮なく表現するときなどに「す」「さす」を使う。家族の間柄とか親友間とか親しい者同士、平生の会話に「す」「さす」の方がよく使われるのだが、地の文においても、この「す」「さす」が使われた時は率直端的な直写文となるように感じられる。

寺村(1982)は「す、さす」は「せる、させる」の短縮形であるが、自動詞に「せる」と「す」が同時につくことができる場合に限るという。つまり、「行く」といったような自動詞に対して、「行かせる」と「行かす」が同時に可能な場合にのみ「行かす」を使役の短縮形とし、「かわく」のような自動詞に対し、「かわかせる」形式をつくれず、「かわかす」形式だけの場合は、「かわかす」を他動詞だとするということである。このような、「す」はつくが、「せる」はつかない動詞には次のようなものがある。例えば、

へる	へらす	*へらせる
ちる	ちらす	*ちらせる
はげむ	はげます	*はげませる

寺村にしたがえば、これらの動詞は使役形の短縮形ではなく、他動詞ということになる。一方、寺村は「とぶ」については、「もの」なら「とばせる」は使えないが、「とばす」のみ、「とぶ」のが人なら「とばせる」もありうるだろうという。つまり「とぶ」は「す」と「せる」の両方が可能であるが、「す」はもの、「せる」は人の場合に用いられるという。この「とぶ」と同じものに「わく」などがある。例えば、「わく」に対して、「わかす」と「わかせる」とがあるが、前者は「お湯をわかす」のように、ものの場合に用いられ、後者は「観客をわかせる」のように人の場合に用いられる。「す、さす」と「せる、させる」との違いについてはほぼ以上述べたところでよいが、本研究で取り上げる使役形は主として「せる、させる」であるので、以下例文によって「しむ」「す、さす」が現れる場合でも「せる、させる」と同様に扱うことにする。「せる、

させる」はいろいろな動詞に接続することができるが、それぞれの動詞に接続するとき、大体次のような形をとる。

飲む → 飲ませる
食べる → 食べさせる
する → させる
来る → 来させる [注2]

このような形態上の分類はだれが行なっても同じことであるが、しかしその意味の分類となると学者の間には必ずしも意見の一致が見られるとは限らない。以下、諸説の主なものを見てみよう。

1.1.1 山田孝雄(1908)による使役のとらえかた

山田(1908)は助動詞を動詞の複語尾としてとらえ、そして複語尾をその示す性質によって、「属性の作用を助ける複語尾」と「統覚の作用を助ける複語尾」とに分類し、前者をさらに「発動性間接作用」と「状態性間接作用」とに分けた。発動性間接作用は「させる」によって表され、状態性間接作用は「れる」「られる」(以下「られる」で代表する)によって表されるとしている。ここでは主に、「させる」によって表される発動性間接作用を見ることにする。

山田は発動性間接作用について次のように説明している。

発動性間接作用とは既に述べしが如く文主其の者は直に其の動作作用を引起こすにあらねど間接には其の作用を起すべき主因となり、自ら作用を営まずといへども他の対者によりて営むことをあらはすをいふ。

山田はこの発動性間接作用をその程度によって「干与作用」と「使令作用」の二つに分け、それぞれ次のように説明している。

干与作用とは其の作用の発現が主者によりて企てられ、対者其の影響を蒙りて其の所企の作用が対者によりて営為せらるる発動性間接作用をいふなり。これを干与作用と称するは其の作用は対者自身に存し、又対者自身の目的（たとへ意識せずとも）発動する作用にして主者の作用にあらず、主者は唯この作用の発動主因たるのみのものなり。この故にその作用の発動はたとへ主者の目的たりとはいへども、主者は之を以て自家の方便となすにあらず、唯そが対者にあらばるれば、所企の目的は満足するなり。この故に干与作用といふなり。

中略

使令作用は其の使用を現実にせむと欲する主者ありて、しかも其の作用を自ら営為することなく、中間にある者を自家の方便として使役し以てその目的とする作用を現実にするをいふなり。この場合に於いては作用の事実上の営為者は対者なれども、其の作用は対者の意志より発したるものにあらずして対者は唯其の方便として使役せられ、作用は実に主者の目的とする所なり。この故に主者は自己の目的を間接に営為したるものとなるなり。

この両者の違いについて、山田は次のように指摘している。

これと干与作用と異なる点は、これは其の対者を自家の意志に従はしめ、自家の欲する所に従ひて作用をなさしむ。其の作用と主者との関係をみれば主者は直接に営まずといへどもしかも其の作用は全く主者の為に発見したるものなり。之を対者より見れば対者は主者の手足となりて直接に作用を営む。しかれども自家の目的より出でしにあらずして唯主目的の意志に従ひしのみ。干与作用に至りては殆これと正反対なり。主者は対者に干与して作用を惹起すといえども、其の作用を真に目的とせるは対者のみにして、主者の目的たる作用の発見幫助を与ふるのみ。即主者は対者を以て自家の期する作用の行はるべき地位とし、対者をして主者の直接に手を下さざる他の作用を営ましむることなく、対者自身の作用を主者対者の共動によりて実現するがごとき状を呈せるなり。されば、使令作用にありては其の作用は主者の為に存して、作用を実際になすものは対者なり。干与作用

用にありては、其の作用は対者の為のものにして、作用の発見には、主者対者共に関す。

山田のこの分類は後に見る他の分類よりおおまかではあるが、しかし、山田自身の言うように、それまで一概に使役だといって片付けられた「させる」を干与作用と使令作用の二つに分類したところに大きな意義があるといえよう。

山田はこの両者の意義上の差異は動詞の性質に依存しているとし、したがって「眠る」のような動詞は干与作用としては、「母 子を眠らす」のように用いられるが、使令作用としては用いられない。もし現れるとしたら残酷な圧制を意味する。例えば、「母 子に眠らしむ」。使令作用は主として経由作用に行われ、「殺サシム」、「討タシム」のような場合にもっともよく用いられるという。

一方、山田は「す」と「しむ」の違いについて触れ、前者は主に干与作用に用いられ、後者は使令作用に用いられるがはっきりした違いはないという。

1.1.2 松下大三郎(1930a,b)による使役のとらえかた

松下(1930a)は使役という用語を用いず、かわりに、これを「使動」と名付けた。松下はその使動の意味を次のように述べている。

使動とは甲が乙に或る動作を為さしむることをいふ。

松下は使動を「拘束的意義」と「許容的意義」とに分け、それぞれ次のような例をあげている。

父、子をして勉強せしむ	(拘束的意義)
図書館を設け一般人をして入場せしむ	(許容的意義)
敵に胸板をしたたかに射させて	(許容的意義)

この意味上の分類は後に見るようにより細かく分けることができる。例えば、

許容的意義はさらに許可、放任などに分けられる。松下（1930b）は使動にも自動と他動があるとし、

イ 下女に夜使に行かせる
子どもに牛乳を飲ませる

を自動とし

ロ 下女を夜使に行かせる
子どもを牛乳を飲ませる

を他動とし、「せる」が自動であるか他動であるかは原動の自他動詞には拘わらない。一に自己の客語が「下女に」「子どもに」であるか「下女を」「子どもを」であるかに由って決せられるという。また、助詞「に」を用いるか「を」を用いるかはその使役の目的によって違ふと指摘し、次のように述べている。

事柄に重きを置く時は「に」を用い、人に重きを置く時は「を」を使ふ。
（イ）は用事の遂行で（ロ）は下女、子どもの処置である。

つまり、松下は事柄を重く見るか人を重く見るかは助詞の使いかたによって決まるといふ。使役文における助詞「に」、「を」の使い方に関しては柴谷（1978）に詳しい考察がある。

1.1.3 時枝誠記（1950）による使役のとらえかた

時枝は山田、松下のいずれとも違い、使役を明確に他動詞の語尾にさらに他動を表す接尾語「す」「せる」「させる」をつけて表すものであるとし、次のように述べている。

使役とは、他動詞にさらに他動の接尾語が付いたものであるから、いはば、二重の他動といふことが出来る。

中略

使役の構成は、二重他動にあるのであるから、自動詞に「す」「せる」「させる」をつけても使役にならない。

時枝は自動、他動、使役の例としてそれぞれ次のようなものを挙げている。

沈む（自）

沈める（他） 沈ます（他）

沈めさせる（使役）

浮く（自）

浮かす（他） 浮かせる（他）

浮かさせる（使）

喜ぶ（自）

喜ばす（他） 喜ばせる（他）

寝る（自）

寝す（他） 寝かす（他） 寝かせる（他）

寝させる（使） 寝かさせる（使）

時枝は以上の自動、他動、使役の対応例をあげ、自動詞に「させる」の付いたものを他動としながら、「させる」の付いた他動詞は、そのまま使役に用いられることが多いようであるとも言っている。

時枝のこの使役に関する考えかたは後に述べるように、

- (1) 足をばたつかせる
- (2) 経済を発展させる

といったような被使役者が非情物で、しかも対応する他動詞のない自動詞の場合にはあてはまるが、被使役者が有情者の場合は問題となってくる。つまり、次のような

- (3) a 息子を行かせる
- b 息子に行かせる
- (4) a 子供を帰らせる
- b 子供に帰らせる

表現も他動詞にしてしまうと、

- (5) a 子供を帰らせる
- b 子供を帰す。

のような文におけるaとbの意味の違いを説明することはできなくなる。

以上、山田、松下、時枝の使役のとらえかたのあらましを概観してきた。時枝は山田、松下と違い、かなり独特な扱いかたであるが、山田と松下は似たところがある。ここで、松下の使役と山田の使役とを比べると、松下の人に重きを置く「を」使役は大体において、山田の干与作用に相当し、松下の用事の遂行に重きを置く「に」使役はおおむね山田の使令作用に相当するが、松下の許容的意義は山田の分類にはみられない。しかし、両者の使役を分類する基準のためかたが異なるため、一概にこのような比較をするのは必ずしも妥当ではない。

使役について、山田、松下、時枝の後もいろいろな立場からさまざまな研究が行われてきた。従来の伝統文法の立場から、使役の意味・用法を説明するものに、宮地裕（1969）、吉田金彦（1971）、藤井正（1971）森田良行（1971）阪田雪子（1980）などがある。ここではこれらの説をいちいち紹介することをせず、阪田（1980）だけを取り上げることにする。

1.1.4 阪田雪子（1980）による使役のとらえかた

阪田（1980）はまず「させる」によって表される使役の意味を次のようにとらえている。

「せる・させる」によって表される形式は、一般に使役表現と呼ばれている。使役とは本来、相手にある行為を命令または要求し、その行為を行うようにしむける意を表すものであるが、「せる・させる」の用法はそれだけにとどまるものではない。主格に立つ人がある行為にどの程度直接に関りを持つか、つまり直接に命令や要求をしているか、直接には関りを持たないかなどによって、いくつかの段階にわけてとらえられる。

阪田はこのいくつかの段階の意味の違いを次のように分類している。

a 文字どおり使役を表すもの

私は娘に料理をつくらせた。

父親は子供を使いに行かせた。

b あることをして、期待どおりの結果になるようにする意を表す

お世辞を言って彼女を喜ばせた。

住民に公害問題に対する関心を向けさせた。

（意図的になにかを行う点では、前述の用例と異なるものではないが、直接「そうしろ」と命じるものではない点に違いがある、としている。）

c 元来当人だけでは行えないことについて自分が許可を与えた結果、当人の意志どおりにそれが実現される意を表す

本人の希望を入れて、アメリカに留学させた。

子供をひとりで旅行にいかせるのは危険だ。

（一般に「使役」と呼ばれるものが当人の意志にかかわりなく命じられて行う行為であるのに対して、ここの例は、当人の意志によって行われる行為を妨げずに認めるという点に違いがあるとしている。）

d 相手の行為を黙認するというより、むしろ放任という意を表す

勝手に怒らせておけ。

子供じゃないんだから、したいようにさせよう。

(自分の行動について相手の許可・承認を得てなにかをすること
という形式にも用いられる、としている。)

僕に言わせれば、責任は当然、政府がとるべきだ。

- e 意図的にそうしたのではないのに、ある結果(一般に好ましくない)
を招く事態に至った意を表す

うっかり失礼なことを言って彼を怒らせてしまった。

朝寝坊をして友だちを1時間も待たせてしまった。

(自分の責任において当然うつべき手を怠ったために、好ましく
い結果を招くに至ったという場合にも用いられる、としている。)

学生の反感をつのらせたのは、私の不徳のいたすところだ。

もっと気をつけていれば、彼を死なせずにすんだ。

阪田はさらに非情物を主語にした使役の表現は、本来日本語にはなかったもので明治以後、欧文の影響によって一般化したものであると指摘し、次のような例をあげている。

蒸気機関の発明は近代科学を発展させたもとになった。

夏の天候不順が害虫を大量に発生させた。

この種の構文はしばしば原因使役文として取り上げられる。上の二文は次のような原因文に置き換えて表すこともでき、しかも日本語ではむしろ原因文で表現するのが一般的である。

蒸気機関の発明で近代科学が発展した。

夏の天候不順で害虫が大量に発生した。

かといって、原因使役文と原因文とはまったく同じであるということではない。この点に関しては、また2.8で言及する。

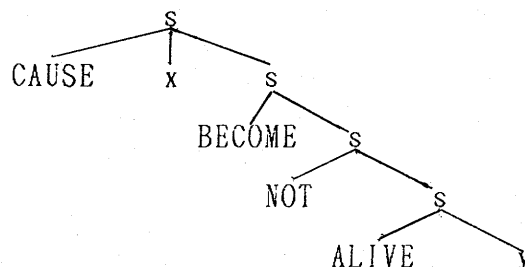
1.1.5 生成意味論における使役のとらえかた

一方、上述の観点と違って、日本語の使役構文を変形文法の立場から取り上げたものに、Kuroda (1965)、Shibatani (1972、1976)、井上 (1976)、柴谷 (1978) などがある。ここでは主として生成意味論における使役のとらえかたとそれを批判したSaibatani (1972)、また柴谷(1978)をみる。

生成意味論を主張する人たちは変形文法における深層構造は無用であるとし、これにかわって抽象的な意味構造を設定した。その意味構造は枝分かれ図によって示され、述語の繰り上げと語い挿入によって文の意味が得られるという。こうした変形操作を通じて、他動詞と使役が同様な原理によって派生され、同じ原理で説明することができるという。McCawley (1968) は他動詞のKillについて、次のように述べている。

Kill can be resolved into components as cause to die; moreover, as least one of those components, namely die, is itself semantically complex, meaning 'cease to be alive', i.e. 'become not alive'. However, this is not sufficient to describe the semantic representations of sentences involving Kill, since a sentence involving it refers to two participants, one of whom causes the event in question and the other of whom dies in that event, i.e. the meaning of x kill-ing y would require a representation along the lines of

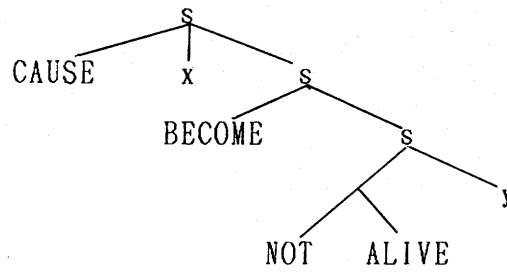
①



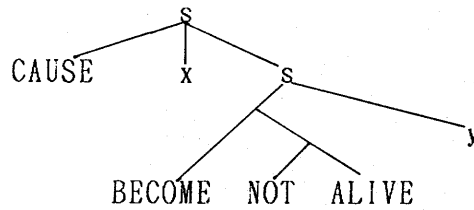
Before Kill can be inserted into this structure, it is necessary that CAUSE, BECOME, NOT, and ALIVE get grouped into a unit.

次の図式は、Killが導かれる過程を示すものである。

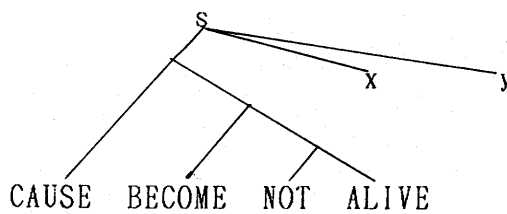
②



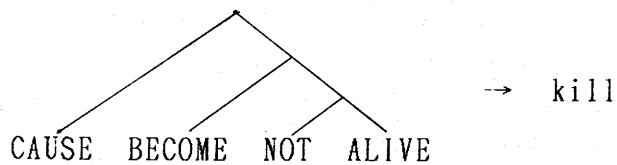
③



④



⑤



McCawleyはこのような述語の繰り上げは随意的であり、最後まで行わなくてもよいと考え、例えば、最後の述語の繰り上げを行わなければ、③のような形でとめることもできる。この場合、John caused Harry to dieという文が得られるという。また、語い挿入の際、それに対応する語いがないこともあるということを指摘し、次のように述べている。

First, it would have to be optional, since there is no need to perform all stages of the last derivation. For example, by failing

to perform the last application of predicate-raising, one would obtain sentences such as John caused Harry to die.

中略

Secondly, the transformation as I have described it would give rise to many configurations which do not correspond to any lexical item of English.

使役に対する生成意味論のこのようなとらえかたは自動と他動、使役の意味を関係づける上で有効なものであるが、使役と他動の意味と構文において

- (6) a 太郎が次郎を殺した
- b 太郎が次郎を死なせた
- (7) a 太郎が次郎を降ろした
- b 太郎が次郎を降りさせた

といったような違いを説明することができない。この点に関し、しばしば変形文法を主張する人たちによって批判されている。

1.1.6 生成意味論に反対する立場からの使役のとらえかた-----

Shibatani (1972) および柴谷 (1978) の主張

前節で述べたように、生成意味論を主張するものは他動詞と使役を同一の抽象的な意味構造を設けて、述語繰り上げと語い挿入によって説明しようとした。一方、これに反対する人たちは生成意味論におけるKillがCause to dieから派生されたとする主張を斥け、両者がそれぞれ異なる深層構造から派生されるものであると主張した。

Shibatani (1972) はFordor(1970) の考察を踏まえ、日本語の他動詞文と使役文に関する考察を行った。Shibataniはまず次のような例をあげ、「させる」を用いた使役文の補文の主語は意志性をもつものでなければならないとし、次のような例文をあげている。

(8) a Taroo-wa Ziroo-o kuruma-kara ori-sase-ta.

b *Taroo-wa nimotu-o kuruma-kara ori-sase-ta

(9) a Taroo-wa Ziroo-o tomar-sase-ta

b *Taroo-wa enzin-o tomar-sase-ta

(8)と(9)のbはいずれも非文であるが、しかし、これを(10)のように、他動詞文に置き換えると、適確な文となる。

(10) a Taroo-wa nimotu-o kuruma-kara oros-ta.

b Taroo-wa enzin-o tome-ta.

続いて、柴谷は「そうする」をそれぞれ使役文と他動詞文に入れ、前者の場合、二義性が現れるが、後者は二義性はないという。

(11) a Boku-wa musuko-o gakkoo-ni nokor-sase-ta,

suruto Hanako-mo soo su-ta.

b Boku-wa musuko-o gakkoo-ni nokos-ta,

suruto Hanako-mo soo su-ta.

(12) a Boku-wa musuko-o kuruma-kara ori-sase-ta,

suruto Hanako-mo soo su-ta.

b Boku-wa musuko-o kuruma-kara oros-ta,

suruto Hanako-mo soo su-ta.

(11) aにおいては、'Hanako also made her son stay at the school,'と'Hanako also stayed at the school'の二つの意味の解釈ができるが、bにおいては'Hanako also made her son stay at the school'の一つの意味しかない。(12)においてもaは二義性をもつが、bは二義性がないという。

さらに、再帰用法についても、他動詞文と使役文の違いが見られるという。

(13) a Syusyoo-wa osyoku-su-ta daigisi-o zibun-no isi-de sin-sase-ta

b Syusyoo-wa osyoku-su-ta daigisi-o zibun-no isi-de koros-ta.

(14) a Hahaoya-wa musume-o zibun-no isi-de zyosidai-ni hair-sase-ta.

b Hahaoya-wa musume-o zibun-no isi-de zyosidai-ni ire-ta.

(13) の a では、「自分の意志」は首相の意志と代議士の意志の二つの解釈ができるが、しかし、b では首相の意志しか表さない。

柴谷は最後に、他動詞文と使役文の違いを副詞を用いて説明し、次の例を列挙した。

(15) a Taroo-wa Ziroo-o isoi-de tomar-sase-ta.

b Taroo-wa Ziroo-o isoi-de tome-ta.

(16) a Taroo-wa Ziroo-o mugon-de heya-ni hair-sase-ta.

b Taroo-wa Ziroo-o mugon-de heya-ni ire-ta.

(15) における a の 'isoide' はそれぞれ 'Taroo' の行為と 'Ziroo' の行為を指すことが可能であるが、これに対し、b の 'isoide' は 'Taroo' の行為しか指さないという。

一方、柴谷 (1978) はまたこのような二義性が場所、時間、回数などを表す副詞節を用いた使役文にもみられるという。たとえば、

(17) a 太郎は次郎に神田で本を買わせた。

b 太郎は次郎に神田で本を売った。

(18) a 母親は次郎に八時に宿題をさせた。

b 母親は次郎に三時におやつをやった。

(19) a 母親は次郎に漢字を十回書かせた。

b 母親は次郎に写真を十回見せた。

をあげ、a と b の違いについて、次のように説明している。(17)において a は太郎も次郎も両者とも神田にいて、そこで太郎が次郎に本を買わせたという意味と、太郎は家かどこかに居て、次郎に神田へ行って本を買うよう言ってきたという二つの意味解釈が可能である。しかし、b では二番目のような解釈はできない。つまり、太郎も次郎も両者とも神田に居たという意味しかない。同じように、(18)において、a は母親が宿題をさせたのも八時で、次郎が宿題をしたのも八時であったという解釈と、母親が八時以前、例えば六時に次郎に八時に宿題をするようし向けたという解釈が成り立つ。しかし、b は母親がおやつを与えたのも子供がおやつをもらったのも両方三時であるという解釈しか可能ではない。さらに(19)では a は母親が次郎に漢字を書くよう言ったのと次郎が漢字を書いたのが両方とも十回であったという解釈と、母親が(一度だけ)次郎に漢字を十回書くように言ったという解釈が許される。これと対照的に、b は母親の写真を見せるという行為も次郎が写真を見るという行為もともに十回起こったという解釈しか許されない。

変形文法の立場から生成意味論における他動と使役の扱いかたに対する批判はおおまか以上述べたところであるが、この点に関する限り、異議はないが、しかし述語動詞が心理的、生理的变化を表す動詞の場合必ずしも二義性を伴わないのである。例えば、

(20) 太郎は次郎を墓のそばで驚かせた。

という文では、太郎と次郎がともに墓のそばにいるという解釈と次郎だけが墓のそばにおり、太郎が他の場所にいるという解釈があるというようにはとれない。むしろ前者の意味しか表せないように思われる。

同じようにこうした動詞をもつ使役文に時間、回数などの副詞を入れても二義性は現れない。たとえば回数の副詞を入れた(21)、(22)は二義性はないと思われる。

(21) 太郎は次郎を二回驚かせた。

(22) 太郎は次郎を二回怒らせた。

(22) では二回という副詞は太郎の使役行為と次郎の驚く行為を別々に指すことができない。つまり、太郎の驚かせる行為が一回で次郎の驚く行為が二回起こったということが考えられない。むしろ太郎の使役行為も次郎の驚く行為もともに二回であったという解釈のほうが言語事実に即した分析であろう。(22) においても二回は太郎の使役行為と次郎の驚く行為を別々に修飾しうることができない。このことは使役文において二義性が現れるのは意志動詞をもつ使役文のみであるということがいえる。つまり、使役者が指示を与えるもの、被使役者がその指示にしたがって行為を行うものである場合にのみ二義性が現れる。井上(1976)は二義性について(23)の例をあげ、他動詞文にも二義性があるという。

(23) a 父は弟を自分の車で東京へ帰らせた。

b 父は弟を自分の車で帰した。

(23) bの「自分」も(23) aのように、父または弟を指すものと理解できるという。さらに使役文にも予測される二義性がないものがあるとし、次の例をあげている。

(24) 加藤氏は友人に自分の失敗を悟らせた。

(25) 加藤氏は妻を自分が買った薬で死なせてしまった。

(24) では「自分」の先行詞は補文の主語「友人」としか理解できない。一方(25)では先行詞が主文の主語「加藤氏」と一義的に解釈されるという。井上は(24)、(25)における再帰名詞の先行詞が動作主格ではなく、経験者格であり、再帰名詞の先行詞の認定において経験者格が第一に優先されるため、(24)、(25)では予測される多義性が排除されると説明している。また、時間、場所、回数を表す副詞句、「そうする」などについては、主文の主語も補文の主語も動作主格である場合にのみ二義性が現れる、としている。

一方、柴谷(1978)は使役の意味について「誘発使役」と「許容使役」とに分け、それぞれ次のように規定している。

誘発使役状況とは、ある事象が使役者の誘発がなければ起こらなかったが、使役者の誘発があったので起こったという状況を指す。一方、許容状況とは、ある事象が起こる状態にあって、許容者（使役者と形態的に同じ）はこれを妨げることが出来た。しかし許容者の妨げが控えられ、その結果その事象が起こったという状況を指す。

柴谷は

太郎は次郎に／を走らせた。

を例にあげ、使役構文の補文が自動詞を含む場合は、動作主として働く被使役者を「に」でも「を」でも表すことが出来る。また両方の形が誘発使役文としても許容使役文としても使うことが出来る、としている。

なお、誘発使役における「を」使役文、「に」使役文の意味の違いについては

誘発使役に於ける「を」使役文と「に」使役文の意味の違いは、前者は被使役者の意志を無視した表現であるが、後者は使役者の意志を尊重した表現であるということである。

と説明し、両者の基本的な違いを裏付ける事柄として、次のような事象をあげている。

「を」使役文は、強制的に強いられた状況とか、使役者が直接手を下して物事を引き起こした場合とか、それに使役者が権威者である場合などを典型的に表す。一方、「に」使役文は、被使役者の意志を重んじ、使役者がそれにうったえて物事を引き起こしたような状況を典型的に表す。

この点、前述した松下の指摘した「に、を」使役文の違いと比べて、表現のしかたは違うものの、同じ意味であり、また、山田の干与作用、使令作用とも相通じるものであると見受けられる。ただし、柴谷は誘発使役のみならず、許

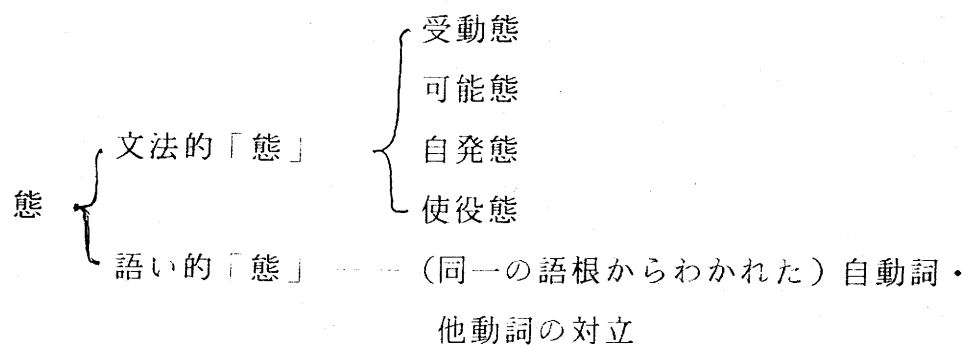
容使役にも「を使役文」と「に使役文」があるとし、許容使役における「を
使役文」と「に使役文」の違いについて次のように説明している。

許容使役に於ける「を」使役文と「に」使役文の違いは主に許容の違いに
ある。許容には、承諾を与えて積極的に許すという場合と、積極的承諾を
与えないが、ある物事の発生・進行を妨げるのを控えるという消極的な許
容がある。

使役を誘発使役と許容使役の二つにわけるとこの分類は使役文における使役者
の働きかけの仕方を把握するのに妥当なものであると思う。本研究でもこの考
えかたを受けつぐことにする。

1.1.7 寺村秀夫（1982）による使役のとらえかた

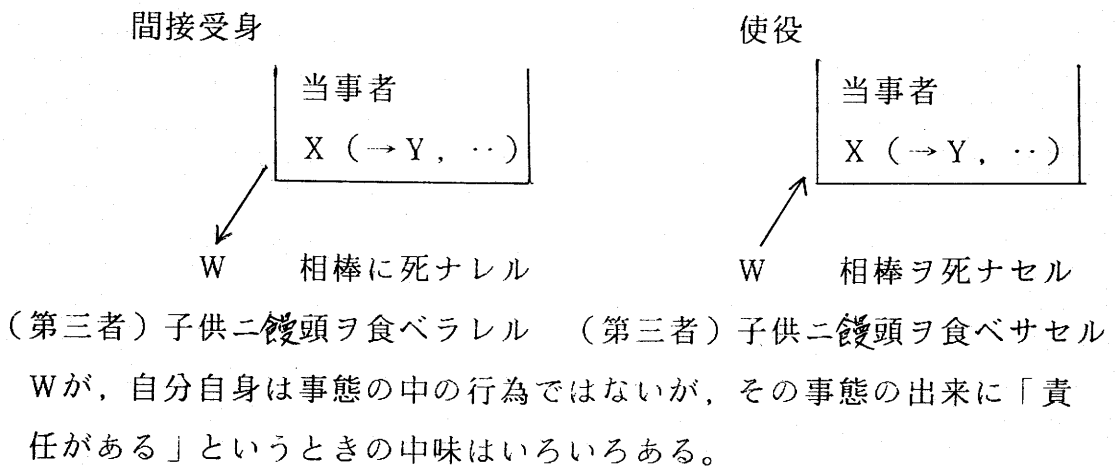
一方、上述してきた国語学や文法のいずれの立場とも異なり、強いていえば、
その両方の性格をあわせもつという立場にたって、使役を態（Voice）の観点
からとらえ、受身や可能、自動、他動などに関連させて論じたものに、仁田義雄
（1981）、寺村秀夫（1982）、高橋太郎（1985）、村木新次郎（1986）などがあ
る。以下、主に寺村（1982）を取り上げることにする。寺村はまず日本語の態の
体系を文法的態と語動的態とに分け、二つの態の下位分類は次の通りである。



寺村（1982）はそれぞれの態について述べているが、ここでは使役だけを取り
上げる。寺村は使役に関するさまざまな観点や議論を踏まえ、使役の構文

の成立事情と本質を次のようにとらえている。

あるもの（X）の動作・作用が，本人以外の存在（Y）を必要とするものであるか否かに関わりなく，ある事象がXを主役として描かれる場合，「Xガ（Yヲ／ニ）〜スル」という描き方になるが，その事象についての当事者でない，つまり第三者であるもの（W）が，新たに舞台のできごとと関わりをもつ者として登場し，それが主役としてはじめの事象がいわば描きなおされるとき，山田のいう「間接作用」の表現が生まれる。Wが事象の出来については全く関知せず，あるいは責任がなく，いわば天からふってわいたようにそのできごとが起って，その効果が彼にふりかかる，という表現が間接の受身の表現であるのに対し，Wがその事象の出来に何らかの責任がある，という表現が使役の表現である。この意味で，使役の表現は，247ページで視覚化して見た間接受身の表現と，登場人物の役のふり方において性格を同じくするものと思われる。



寺村は使役の本質をこのようにとらえ、さらにその構文と意味の特徴を次の形で示し、説明している。

WガX {ヲ} (Yニ...) V - {ase / sase} -ru (短縮形 V - {as / sasu} -u)

意味：Xが（Yに／を…）Vする」事態を，Wが惹き起す，あるいはそれを妨げ得るのに妨げない，あるいはその発生に主観的責任があると感じている。

寺村の使役に対するとらえかたは使役をより本質的なところからとらえようとするところが評価されるべきである。寺村によるこのとらえかたは使役を態の一つとして他動、間接受身など、他の態とも関連させ、使役の本質をおさえつつ、個々の意味と用法をも考慮に入れ、使役を考える上で大変参考になる。しかし、上に示した寺村の図式は使役と間接受身との関係においてはそれでよいが、しかし、使役と他動詞との関係においてはまだ十分でないようである。つまり、使役が間接受身の意味のほうへ近付くときはWは確かに間接受身と同様に舞台の外にあるが、しかし使役が他動の意味のほうへ近付くときはWは舞台の外というより、むしろ他動と同様に舞台の中にあるほうがより言語事実在即した描き方であるように思われる。このような見方をしなければ、他動と使役の接近が説明しにくくなる。例えば、次の使役の例文は他動的な用法で、Wは舞台の外にあるという感じはしない。

(26) 緒方は信介の出した金を数えて、口を尖らせた。 『青』

1.1.8 ここまでの問題整理

以上、日本語の使役を表す「させる」について、いくつかの代表的な説を概観した。これによって「させる」に対するとらえかたの違いがあることが分かった。これは「させる」を取りあげる際の背景や出発点の違いによるものと思われる。例えば、阪田は助動詞の意味、用法を記述することを目的とする研究の中で助動詞としての「させる」の意味、用法を記述したのに対し、寺村は日本語の構文と意味を考察することを目的とする研究の中で、態の一つとしての「させる」を扱ったものである。いずれにせよ、「させる」による使役文をめぐる問題は次のようなものに帰せられるのではなからうか。

一つは使役文の意味分類である。つまり、「させる」は使役といってもいる

いろな意味があり、その分類に関しては先に見たように必ずしも同じではない。

もう一つは使役文における助詞「に」と「を」の違いである。さらにもう一つは使役文と他動詞文との構文的、意味的な相違である。一方、これまで述べてきた中で、全く触れなかったものとして、使役文と「XがYをZにする」、「～てもらう、～ていただく」、「～ようにいう」といったような構文との相似および相違の問題があげられる。例えば、使役者が被使役者に対し、ある行為をするようにしむける際に、使役者が「教師」であり、被使役者が学生である場合とその逆の場合、前者は「させる」を使うのが普通であるが、後者は「～てもらう」を使うのが一般的である。つまり、前者は(27)になるが、後者は(28)になる。

(27) 教師が学生にレポートを提出させる。

(28) 学生が教師に講義してもらう。

また、誰かにあることをするように指示を与えるということを別の人に伝える場合、「させる」を用いて表すこともできるが、いわゆる間接勧告話法文で表現することもできる。例えば、子供の父親が先生に明日子供に来させることを先生に伝達する場合、(29)のaとbのいずれの表現も可能である。

(29) a 明日子供に先生の所に来させるから、よろしく御願います。

b 明日子供に先生の所に来るように言うておくから、よろしく御願います。

(27)、(28)、(29) bをそれぞれ待遇表現、使役構文、間接勧告話法構文とってかたづけしてしまえば、それまでだが、しかし、これらの表現は互いに違いを見せながらも、ある共通した意味あいをもっていることは否めない事実である。問題はこれらの表現の間にある相似と相違をいかにとらえ、説明するかということである。

1.2 中国語の使役に関する研究

1.2.1 「叫、讓、使」について

この節では、中国語の使役に関するこれまでの研究を概観する。では、中国語において使役はどのようにとらえられているのだろうか。高名凱(1957)は使役を「使動」と呼び、中国語においては、この使動の文法形式は古代インド・ヨーロッパ語のような動詞の語尾変化によって表されるのではなく、「虚詞」(辞)を用いて表すとし、文語では「令」、「使」などを用い、話し言葉では「叫」、「讓」、「教」などを用いるという。

この考えかたと同じように、大河内(1968)や望月(1970)、藤堂(1985)も中国語の使役文は「叫、讓、使」によって表されるとしている。藤堂は使役を表す助動詞の「叫、讓、使」は本来それぞれ微妙な用法上の違いがあったが、いまではいずれも使役のマーカ―として、その機能の共通化が進んでいるようだと述べている。

丁声樹(1961)は「叫、讓」が許容、放任の意味を表す意味として次のような例をあげている。

(1) 沒説完叫他慢慢説吧！我們沒有工夫聽！

(話しがまだ終わりそうもないので、いわせておくれがよい。我々はもう彼の話しを聞くひまがない。)

(2) 你讓我説，你就讓我説説吧！

(言わせて下さい。私に言わせてくださいよ。)

(3) 他要走一步，我不讓他走；我要動一動，他也不許我動。

(彼が行こうとしたが、私は彼を行かせない。同じように、私が動こうとしたが、彼はそうさしてくれない。)

また、呂叔湘(1980)は「叫、讓」について次のような例をあげている。

(4) 叫人為難。

(人を困らせる。)

(5) 厂里叫我到上海去一趟。

(上海へ行くように会社から言われた。)

(6) 誰讓你把材料送来的？

(誰が君に材料を送らせたのか。)

(7) 来晚了，讓您久等了。

(遅くなりました。大変お待たせいたしました。)

(8) 讓我仔細想一想。

(よく考えさせて下さい。)

(9) 讓他鬧去，看他能鬧成什麼樣。

(騒がせておこう。どこまで騒ぐのか。)

これらの例文はある者が他の者に動作、作用をするように働きかける意味を表すものもあれば、他の者がある動作、作用をするのを許可、放任するものもある。柴谷の用語を借りれば、前者は誘発使役であり、後者は許容使役である。

ところが、「使」は以上の例文において、(4)を除いては、いずれの文にも用いられない。呂(上掲)は「使」がある結果を引き起こす意味を表すとし、次のような例をあげている。

(10) 他的一席話使我深為感動。

(彼の話しはすっかり私を感動させた。)

(11) 緊張的工作使他更加消瘦了。

(忙しい仕事が彼をやつれさせてしまった。)

高更生(1982)は「使」が原因、理由を表す「連詞」(接続詞)とともに用いることができるとし、次の例文をあげている。

(12) 因為今年糧食增產使社員的生產積極性更加高漲了。

(今年食糧が増産したため、農民の生産意欲が一層高まった。)

(13) 由於這種錯誤的看法，便使我走錯了路徑。

(このような間違った見方が私を誤った道へ走らせてしまった。)

一方、李臨定(1986)はこの「叫、讓」と「使」のこのような違いについて、前者は人に重きを置き、ある人がある動作、作用を引き起こさせるという意味であるが、後者は事柄に重きを置き、あることがなんらかの結果を引き起こした意味であるという。

このように、同じ使役文でありながらも、「叫、讓」と「使」は異なる意味を表しているといえる。このような違いは単に意味上にとどまらず、構文的にもかなり異なる。例えば、「叫、讓」を用いて、

(14) 我讓他去。

(彼にいかせる。)

とはいえるが、同じ文に対し、「使」を用いて表すことができない。

(15)*我使他去。

しかし、このような「叫、讓」と「使」の構文上の違いは従来あまり議論されていらない。この三者の違いについては、第2章で詳述することにする。

1.2.2 いわゆる兼語式について

ところで、中国語では、次に取り上げられる諸説において、上の三つの形式だけを扱うものは少なく、ほとんどこの三つの形式をも含む、より大きな構文形式を取り扱っているのが実情である。王力(1943)はこれを「遞繫式」、呂叔湘(1956)は「致使句」、趙元任(1980)、胡附、文練(1957)、丁声樹(1961)、劉月華等(1983)などは「兼語式」としている。ここでは、主に胡附、文練(1957)を紹介し、この説と他の説との違いについては、第4章で述べることにする。

胡附・文練の説を紹介する前に、まず「兼語式」について簡単に説明してお

こう。兼語式とは文字どおり、文中にある一つの名詞が同時に二つの働きを兼ねているということである。例えば、

(16) 我 讓 他 去

N_1 V_1 N_2 V_2

(私が彼をいかせた。)

という文では、 N_2 の「他」(彼)が V_1 「讓」(させる)の目的語であるとともに、 V_2 「去」(行く)の主語でもあるというわけである。この V_1 にあたる動詞はこの三つのほかに「命令」(命令)、「強迫」(むりやりにさせる)、「請」(～てもらう)など数多くあるというのが一般の見かたである。

1.2.3 胡附、文鍊(1957)の兼語式

胡、文(1957)は兼語式に関する諸説を概観し、兼語式と N_2V_2 全体が V_1 の目的語になる文との違いについて、次のような例をあげて説明している。

(17) 我叫他明天来。

(彼に明日来させる。)

(彼に明日来るように言うておく)

(18) 我請他喫飯。

(彼に食事を御馳走する。)

(19) 我盼望他明天来。

(彼が明日来ることを願っている。)

(20) 我看見他喫飯。

(彼が食事をしているのを見た。)

胡、文は(17)、(18)は兼語式であるが、(19)、(20)は N_2V_2 全体が V_1 (盼望、看見)の目的語になっている文であるとし、その理由として、次の四つの点をあげている。

- 1)、 「叫、請」は「使動」の意味を表すが、「盼望、看見」は使動の意味がない。
- 2)、 (19)は「我盼望明天他来」と言い換えることができるが、兼語式の(17)は「*我叫明天他来」と言い換えられない。つまり、兼語式の場合V₁とN₂との結び付きが強く、間に他の成分を付け加えたり、ポーズを置いたりすることが不可能である。
- 3)、 兼語式でない(19)(20)ではN₂V₂を文の前に移動することができる。たとえば(19)と(20)をそれぞれ次のように置き換えることができる。

(19″)他明天来，我盼望。

(20″)他喫飯，我看見。

これに対し、兼語式の(17)、(18)はこのような置き換えができない。

(17″)*他明天来，我叫。

(18″)*他喫飯，我請。

- 4)、 兼語式の文において、V₁の動作とV₂の動作との結び付きが強く、原因と結果の関係にあるが、兼語式でないほうの文において二つの動詞の動作の結び付きがなく原因と結果の関係が見られない。例えば

(21) 我們選舉他做代表。

(我々は彼を代表に選ぶ。)

(22) 我們強迫他們労働。

(我々は彼らをむりやりに働かせる。)

において、(21)の「他做代表」(彼が代表になる)は「我們選舉」(我々が選んだ)結果である。同様に(22)では「他們労働」(彼らが働く)は「我們強迫」(我々がむりやりにさせた)の結果である。したがって、V₂の動作は

V₁によって引き起こされたものであるということになる。しかし、(23)、(24)はそうではない。

(23) 我希望他做代表。

(私は彼が代表になることを希望する。)

(24) 我看見他們労働。

(私は彼らが働いているのを見た。)

(23)では「他做代表」(彼が代表になる)は「我希望」(私が希望する)とは直接に関係がない。私が希望しなくても、彼は代表になれるのである。同じように、(24)では、私が見たから、彼らが働いているのではなく、たとえば私が見ていなくても、彼らが働くことができるのである。したがって、この種の文は兼語式と違って、V₂の動作はV₁によって引き起こされたものではない。

このように、胡、文は以上の四つの特徴でもって、N₁V₁N₂V₂という構文を兼語式の文とそうでない文とに分けた。兼語式のV₁に用いられる動詞は使役の意味をもつものであるとし、「叫、讓」、「使」のほかに「請」、「勸」(勧める)「認」(認める)「選挙」(選ぶ)などをあげている。この分類は一般にいう兼語式とくらべて明らかに使役の意味が強い。

このように見ると、中国語の使役は「叫、讓、使」のみならず、「叫、讓、使」を含めた兼語式の一部も使役の意味を表すということになる。しかし、この場合「叫、讓、使」と他のV₁との間における相違が問題になってくる。また、兼語式のV₁にあたる使役動詞も様々であるから、これらの使役動詞は構文的、意味的にどのように違うかもまた問題になる。しかし、従来の研究においてはこのような問題はあまり論じられておらず、単に兼語式として片付けられてしまうきらいがある。

本研究は「叫、讓、使」による使役文と他の使役動詞による使役兼語式との構文と意味の違いを考察するのみならず、「叫、讓」と「使」についてもその間にある構文と意味の違いを考察し、さらに日本語との対照を通じて、中国語の使役と日本語の使役の相違を明らかにしていく。

1.3 本研究の位置づけ

以上、日本語と中国語に関する従来のとらえかたを概観した。日本語と中国語の使役を考える場合、単に従来使役とされてきた形式のみを取り上げるのでは、見かたが狭すぎ、多くの興味深い現象が視野の外に出てしまう可能性がある。したがって本研究では意味を中心にすえ、使役をより広くとらえて「使役表現」を設けることにする。「させる」と「叫、譲、使」を「使役文」とし、使役表現と区別ことにする。

使役は形式の面では言語によって異なり、意味の面においても様々な見方が可能である。しかし、どちらにせよ使役は働きかける側(X)の働きかけと働きかける側(Y)の動作・作用・状態変化という二つのできごとから構成されていることにはかわりがない。つまり、一つの表現形式の中に働きかけの動きと働きかけを受ける側の動きを同時に表しているということである。柴谷(1978)は使役について、次のような使役状況を設定している。

- ア、事象₂がもう一つの事象、つまり事象₁が起こった時よりも後に起こっている。
- イ、事象₁と事象₂の関係は、事象₂の生起が事象₁に完全に依存していて、他の総ての条件が同一である場合にもし事象₁が起こっていないならば事象₂も起こっていないであろうという反事実的推論が下せる状態である。

したがって、ある表現形式において、このような二つのできごとのうちの一方しか言及されない場合、使役とは言えない。例えば、日本語の「倒れる」といったような自動詞、これに対応する中国語の「倒下」などを述語動詞にとる文において「倒れる」というできごとの主体の動きしか表されていない。このような文は使役として見なされないであろう。

- (1) a 次郎が倒れた。
- b 次郎倒下了。

この文は「倒れる」というできごとを引き起こした主体さえあれば充足した表現になる。もちろん(1)では次郎がひとりで倒れる場合もあるし、またなんらかの働きかけによって倒れた場合も考えられる。しかし、(1)をみるかぎりその働きかけの力は明示されていない。「倒れる」というような自動詞を用いている以上、たとえ他の働きかけの力を明示しようとしても、「させる」という形式を用いなければ、それが原因を表す形としてしか表されない。つまり、(3)のような形式をとることになる。(1)のような動作、作用の主体(Y)の動きしか表されない表現は他の多くの自動詞文にも見られる。例えば「次郎が行った」、「次郎が死んだ」などである。

一方、次のような文は働きかける側のXと働きかけを受ける側のYの両方が文に出現していながら、実際にはXの働きかけの動きしか表さない表現である。いわゆる他動詞文である。これも使役状況を表しているとは言えない。

(2) a 太郎が次郎を殴った。

b 太郎打了次郎。

(2)では「殴る」という動詞が太郎という働きかけの主体と次郎という働きかけを受ける受け手の両方を文に明示しながら、働きかけの主体である太郎の動きにしかな言及せず、働きかけられる側である次郎の動きについてはまったく関与していない。(1)と(2)とくらべてみると、前者は働きかけの動きが明示されていないのに対し、後者は働きかけを受ける側の動きが明示されていないという違いがあるといえる。いずれも、上の使役状況を表していない。

ところが、(1)によって表されるできごとと(2)によって表されるできごとを次のような形で表すことができる。例えば、

(3) a 太郎が次郎を殴ったから、次郎が倒れた。

b 太郎打了次郎，所以次郎倒下了。

(3)は(1)と(2)の二つの文が「から」(所以)という接続助詞(中国語では連詞)によって結ばれたものである。(3)のaとbでは、いずれも前句

は原因を表し、後句はその結果を表している。一般に原因結果文といわれている。しかし、(3)は先の使役状況を満たす文である。もともといわゆる使役文もXの働きかけがYの動作・作用・状態変化の原因となっている点では、この原因結果文と同じである。池上(1982)は原因結果文と使役との違いについて次のように述べている。

ある出来事Aがあって、それが<原因>となって、出来事Bが<結果>として、起こった場合、両者の間にはいわゆる<因果関係>が存在するわけである。<使役>というのもこの<因果関係>の1つの場合であることは明らかであるが、<使役>と呼びうるためには<コト>的な捉え方でなく、<モノ>的な捉え方が導入される必要がある。

例えば、<太郎が次郎をなぐる>というコトがあり、<次郎が倒れる>という<コト>がそれに続いたとする。因果関係にある2つの出来事をこのように<コト>的に捉えるのでなく、<太郎>という<モノ>が(<なぐることによって>) <次郎が倒れる>という<コト>を引き起こしたというふうに捉えるとするならば、<太郎>は<使役主>ということになる。

中略

<原因>となった出来事の方ばかりでなく、<結果>となった出来事に関しても、<コト>的な捉え方の代りに<モノ>的な捉え方をすることができる。<次郎が倒れた>と<コト>的に捉える代りに、<次郎>を<(なぐり)倒した>とする場合である。

池上のいうように、(3)を<モノ>的に捉えると(4)のようになる。

(4) a 太郎が次郎をなぐり倒した。

b 太郎打倒了次郎。

(4)は(2)と比べて、同じ他動詞による能動文でありながら、働きかける側の動きばかりでなく、働きかけられる側の動きをも示している。つまり(2)は太郎の働きかけを受けた次郎において倒れたという状態変化が生じたという

ことが含意されていないのに対し(4)は働きかけを受けた次郎に倒れたという状態変化が起こったということが含意されている。これは前者の場合、対応する自動詞がないが、後者の場合対応する自動詞があるということからも説明できる。同じ他動詞文でありながら、(2)はXの働きかけのみを表し、(4)はXの働きかけとYの状態変化を同時に表し、二つの動きを一つの動詞のなかに融合している。(4)は、「させる」文が「productive causative」(文法的使役)と呼ばれるのに対して、「lexical causative」(語的使役)と呼ばれることもある[注3]。一方、中国語では、形式の上では、あたかも一つの動詞の様相を呈しているが、実はXの働きかけを示す他動詞とYの変化を示す自動詞とからなっている。王力(1959)では、この種の他動詞文を「使成式」と呼んでいる。

一方、使役状況を<モノ>的な立場からとらえると、(4)は次のように置き換えることも可能である。

(5) a 太郎が次郎を倒れさせた。

b 太郎讓(叫)次郎倒下。

aは「させる」を用い、bは讓(叫、以下「讓」で代表する)を用いているが、両方とも、XがYに倒れるように指示し、その指示にしたがって、Yが自らの意志で倒れたという状況を表すことができる(そうでない場合、つまりXのことば以外の働きかけをうけたYが非意志的に倒れた場合もありうる)。しかし、(5)とくらべると、(4)はXの働きかけはことばによる指示ではなく、Xの働きかけをうけたYが倒れたのも自分の意志によるのではない。これに対し、(5)はXの働きかけがことばによる指示であることが可能であるうえ、Yの「倒れる」という動作も自分の意志によって行うことができる。つまり、前者において、Yの動きは状態変化としてとらえられ、後者においては、Yの動きは動作としてとらえられる。この意味で、他動詞を用いた(4)と、「させる」、「讓」を用いた(5)とは明らかに意味の違いが見られる。すでに1.1.6で述べたように、柴谷はこの両者の違いについて、詳しく述べている。「させる」文において、Xの働きかけがことばによる指示で、Yの動作が自分の意志によるものであるこ

とをもっともよく表すのは意志性動詞でしかも「に」を用いる使役文である。
例えば、

- (6) 太郎が次郎に行かせる。
- (7) 太郎が次郎に勉強させる。

ところが、「させる」による使役文では、Xの働きかけが指示ではなく、また働きかけをうけたYも自分の意志で動作を行うことができない場合もある。
例えば、

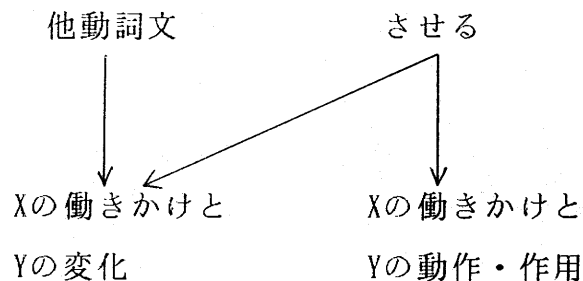
- (8) a 太郎が次郎を驚かせた。
b 太郎把次郎嚇了一跳。
- (9) a 太郎が次郎を疲れさせた。
b 太郎把次郎弄得很累。
- (10) a 我々は経済を発展させなければならない。
b 我們必須發展經濟。
- (11) a 彼女はその言葉を聞いてほほを紅潮させた。
b 她聽了這話臉紅了。
- (12) a 太郎はジェリーを冷蔵庫に入れて、固まらせた。
b 太郎把菓子凍放進水箱里凍起来。

これらの例文は(6)、(7)と違って、いずれもXの働きかけがことばによる指示でなく、Yの動きも自分の意志による動作ではない。(8)はXがなんらかの働きかけをし、その働きかけをうけてYが「驚く」という心理的状态変化を生じたという意味であり、同じように(9)はXの働きかけを受けたYが「疲れる」という生理的状态変化を生じたという意味である。(10)はYが非情物であるため当然動作を行うことが不可能である。(10)と同じように、(11)、(12)もYが状態変化を生じたという意味を表している。しかし、(10)、(11)では「発展する」と「紅潮する」は対応する他動詞がないから、自動詞に「させる」をつけて他動詞のように用いるということもできる。時枝(1950)

は(8)－(12)のような文を使役とはせず、これを他動詞としている(1.1.3を参照)。寺村(1982)は(10)、(11)のような文を自動詞に「させる」をつけて他動詞を表すものとしている。一方、(12)の「固まらせる」は対応する他動詞「固める」がある。この場合、両者の間に違いが見られる。これについては2.7.3で述べる。

このように見ると、「させる」による使役文もYが自らの意志で動作を行う場合にのみならず、Yが状態変化を生じる場合においても用いられる。これに対し、他動詞文はYが状態変化を生じる場合にしか用いられない。この「させる」文と他動詞文の形式と意味の対応を次のように示すことができる。

(13)



一般に日本語において、使役態あるいは使役文というのは右側の「させる」を用いた形式のみを指すのが普通である。しかし、先に触れたように、左側の他動詞文を「文法的使役」を表す右側の「させる」と対照して、「語用的使役」ということもある。本研究でとりあげる「使役表現」は「させる」による使役文だけでなく、Xの働きかけとYの状態変化を表す他動詞も含まれる。この語用的使役と文法的使役の関係は特にXの働きかけとYの状態変化を表す場合においてとりあげられる。一方、「させる」はまた間接受身を表す「られる」とも関係づけて説明することができる。例えば、

(14) a 息子を死なせる。

b 息子に死なれる。

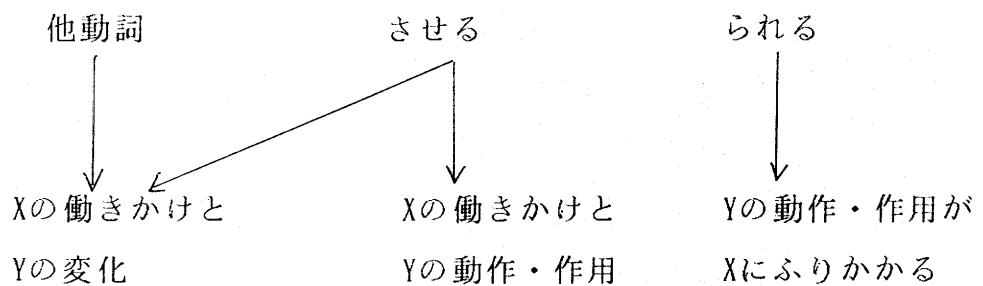
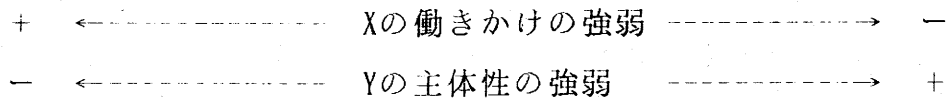
(15) a 彼を勝手に怒らせておけ。

a 彼に怒られてしまった。

において、aとbは表裏の関係にあることはよく言われることである〔注4〕。

つまり、「させる」は一方では他動詞、もう一方では「られる」とつながっているということがいえる。三者の関係をXの働きかけの強弱とYの主体性の強弱という観点からとらえなおすと、次の図式になる。

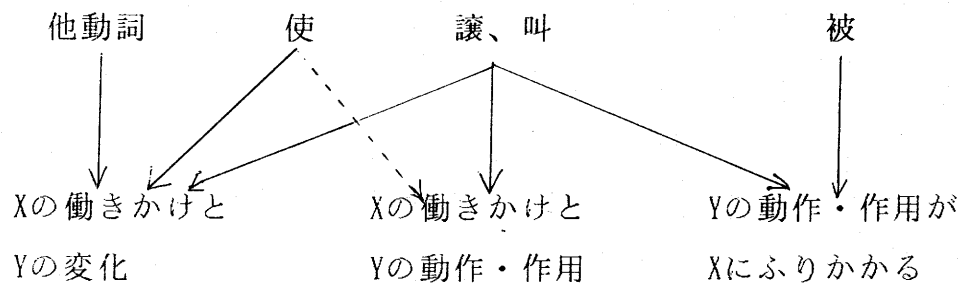
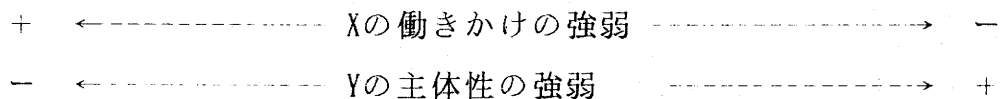
(16)



上の図をみれば分かるが、Xの働きかけでは左側のほうが強く、右側のほうが弱い。逆にYの主体性では左側のほうが弱く、右側のほうが強い。

他動詞、「させる」、「られる」の間にあるこのような関係は中国語においても見られる。ただし、中国語において「讓」は同時に受身をも表す。これを次のように示す。

(17)



このように大きな枠でみると、語用的使役と文法的使役の間におけるXの働きかけとYの主体性の強弱関係は日本語と中国語の両方に成立し、共通した点が見られる。しかし、個々の形式と意味の対応関係を見ていくと多くの違いがある。つまり、Xの働きかけとYの状態変化を表す場合、それぞれの言語においてどんな時に語用的使役を用い、またどんな時に文法的使役を用いるかという問題がある。そして、Xの働きかけとYの動作を表す場合、「させる」と「譲」どのような相異があるかも問題になる。

一方、Yの動作を含意するかどうかという視点からとらえると、「譲」と「させる」は明らかに違いが見られる。つまり、「譲」はXの働きかけが完了し、Yの動作が実現しなくてもよいのに対し、「させる」はYの動作が実現しなければ用いられないという違いがある。例えば

(18) a 我譲你去，為什麼不去。

b*行かせたのにどうして行かなかったの。

c 行くように言ったのにどうして行かなかったの。

(18)では、「譲」を用いたaはXの働きかけが実現したが、Yの動作はまだ行われていない文であるが、これに対し、「させる」を用いたbは非文である。これをcのようにすれば、自然な文になる。つまり、「させる」とくらべて、「譲」はYの動作を含意しない場合でも用いられるということである。このような用法を「命令の間接化」、あるいは「間接勧告話法文」ということもあるが〔注5〕、Xの働きかけとYの動作という二つのできごとから構成される観点からみれば、使役と「命令の間接化」も、XがYに対し、あることをするように働きかけるという点において、連続しているといえる。ただし、前者は常にYの動作を含意し、後者は必ずしもYの動作を含意するとは限らない。したがって、「させる」と「譲」との違いを次のような形でとらえることができる。

(19)	させる	～ようにいう	叫、譲
Yの動作の結果を含意する	○	×	○
Yの動作の結果を含意しない	×	○	

従来、日本語において、「させる」という形式と他の構文との連続が問題にされる場合、他動詞文、受身文との連続性がとりあげられることがあっても、Yの動作が実現されるかされないかという視点はなかった。本研究において、Xの働きかけとYの動作・作用・状態変化という視点から、「～ようにいう」のような構文も使役表現の一つとして見なすことにする。

上のような立場からみれば、日本語の「～てもらう」も使役表現の一つとしてとらえられる。例えば、

(20) a 子供が親に仕送りをさせる。

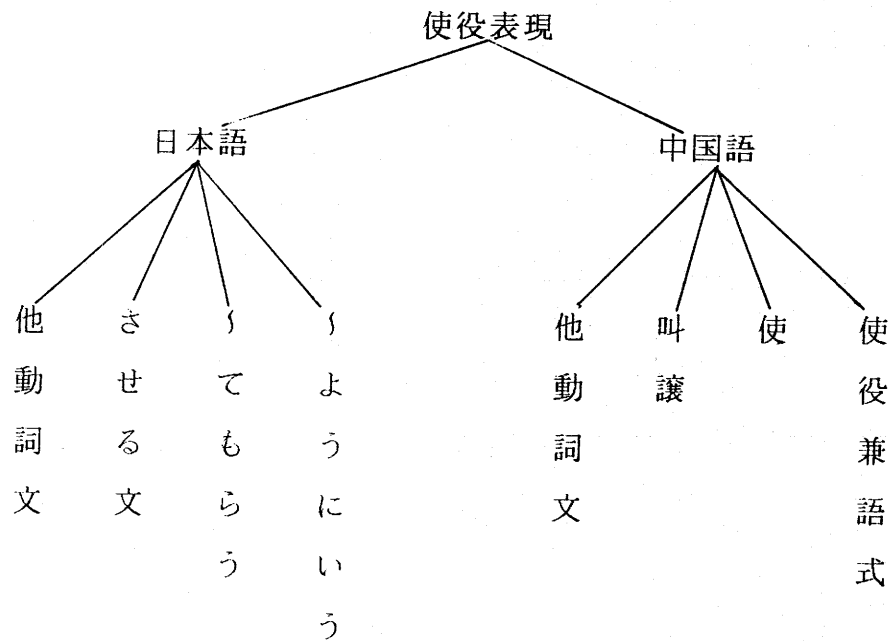
b 子供が親に仕送りをしてもらう。

文において、aとbは、Yが受益者であるか否かの点で違いが見られ、この意味で従来は前者が使役文、後者が受給表現とされてきた。しかし、X(子供)がY(親)にある行為(仕送り)をするように働きかけ、その働きかけをうけたYが行為をするという点では同じである。ただし、「させる」は「～てもらう」とくらべて働きかけがより強いが、「～てもらう」は働きかけがより弱く、「させる」を幾分和らげる表現であるといえる。したがって、「させる」を「尊大使役」、「～てもらう」を「謙讓使役」とする立場もある[注6]。本研究ではこのような「～てもらう」構文をも使役表現の一つと見ることにする。

このように、本研究でいう使役表現(次ページ)は従来の使役態、あるいは使役文とはかなり性質を異にするものであるといえる。

第2章ではまず「叫、讓、使」と「させる」との違いを考え、第3章では日本語と中国語の他動詞文を考察し、第4章では使役兼語式と「～てもらう」、「～ようにいう」との対応関係を考察する。

(21)



これらの構文は従来別々に扱われてきたのであるが、繰り返し述べたように、XがYになんらかの形で働きかけ、その働きかけを受けたYが動作・作用し、あるいは状態変化を生じるという点で共通している。このような同じ枠組みを用いれば、それぞれの構文の意味における連続性をとらえることができる。対照研究において、ある事象をすこしでも普遍的にとらえるために、このような意味現象を中心に、両言語の対応する構文を取り扱う視点が必要であろう。

第一章 [注]

[注1] 「させる」の品詞についてはいろいろな説がある。山田(1908)は複語尾、橋本は(1969)は助動詞、時枝(1950)は接尾語としている。本研究ではこれを助動詞と呼ぶことにする。

[注2] 学校文法では一般に「飲む」類を五段活用動詞、「食べる」類を一般に一段活用動詞、「する」をサ変動詞、「来る」をカ変動詞とし、佐久間(1966)は「飲む」類を強変化、「食べる」類を弱変化、「する」と「来る」類を混合変化とし、寺村はこれをⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類に分けている。

[注3] Shibatrni(1976)を参照されたい。本研究では「させる」を「文法的使役」、他動詞を「語用的使役」と呼ぶことにする。

[注4] 吉田(1971)、寺村(1982)参照

[注5] 荒川(1977b)では「命令の間接化」といい、柴谷(1978)では「間接勧告話法文」といっている。

[注6] 奥津、徐昌華(1982)参照。

第2章 「させる」と「叫、譲、使」 の違いについて

第1章では、「させる」と「叫、譲、使」に関するこれまでの主な説を概観し、そして本研究の位置付けを試みたが、この章では主として「させる」と「叫、譲、使」の相似と相違を考察する。次にまず「させる」における助詞「を」と「に」の使い分けから見ていくことにする。

2.1 「させる」文における「に」と「を」の違いについて

日本語では、「させる」を用いた使役文において、被使役者（Y）が助詞「に」をとるか、「を」をとるかということがしばしば問題になる。文によって「を」しか用いられないものと「に」しか用いられないものがあり、また「に」、「を」のいずれを用いてもよいが、そのいずれかを用いることによって意味の違いが生じるものもある。まず「を」しか用いられない使役文を見よう。

- (1) a 子供が彼を驚かせた。
b*子供が彼に驚かせた。
- (2) a 子供が彼を興奮させた。
b*子供が彼に興奮させた。
- (3) a あんまり彼を疲れさせないでください。
b*あんまり彼に疲れさせないでください。
- (4) a 雨を降らせる。
b*雨に降らせる。
- (5) a ゼリーを固まらせる。
b*ゼリーに固まらせる。

上の例文では、「を」を用いたaはいずれも自然な文であるが、「に」を用いたbはいずれも非文である。これらの文を見てみると、被使役者(Y)が自らの意志で動作をするのではなく、Xの働きかけを受けたYにおいて、なんらかの状態変化を生じたものであるということがわかる。(1) - (3)はYが有情者であるが、「驚く」、「興奮する」、「疲れる」といった作用が自分の意志に基づいて行うことができない。(4)、(5)ではYが非情物だから当然自らの意志によって、動作を行うことが不可能である。このことから、一般にYが自らの意志によって動作を行えない使役文において、「に」を用いることができないということがいえる。

一方、次のような文では「に」しか用いられない。

- (6) a 彼が妻に金を出させる。
b*彼が妻を金を出させる。
(7) a 彼が息子に宿題をさせる。
b*彼が息子を宿題をさせる。

これらの文は先の文と違って、Xの働きかけを受けたYが状態変化の主体ではなく、動作をする主体であり、Yが自分の意志によってその動作(金を出すこと、宿題をすること)を行うことができる。

ところが、次のような文では、Xの働きかけを受けたYが自分の意志で動作をすることができるが、「に」と「を」の両方を用いることができる。

- (8) a 彼が息子を走らせる。
b 彼が息子に走らせる。
(9) a 彼が息子を行かせる。
b 彼が息子に行かせる。

(8)、(9)は「に」と「を」のいずれを用いても可能である。このような「を」使役文と「に」使役文における違いについて、柴谷(1978)は「を」の場合はYの意志を無視し、「に」の場合はYの意志を尊重するとし、

(10) a 奴隷監督は鞭を使って奴隷達を働かせた。

b*? 奴隷監督が鞭を使って奴隷達に働かせた。

の例をあげ、bよりもaのほうが自然な文であるという。つまり、Yの意志を無視した強制的使役では「に」ではなく、「を」を用いるということである。柴谷は「を」をとるYは使役行為の対象としてとらえられ、「に」をとるYは対象ではなく、動作主としてとらえられるとし、両者の違いは深層構造にYを使役行為の対象として考えるか、それとも動作主として考えるかにあるという。この意味において、「を」がYの意志を無視し、「に」がYの意志を尊重するということができる。

しかし、次に述べるように「を」と「に」の違いはすべて、意志無視と意志尊重に求められるものではない。以下この点について見てみよう。柴谷(1978)は

(11) そこで家人を豆腐屋に走らせ、おからを買わせる一方、……。

(12) 土曜日に、修一に行かせよう。

のような例文をあげ、(11)は家の主人が権威者の立場で家人の意志を無視して用事を言いつけた状況の表現であり、(12)は父が修一という息子に言ってきたきかせ、行かせるという状況を表しているという。しかし、ここでは、相手の意志を無視するとか尊重するといったような意味はむしろかなり希薄である。もしここで「を」が強制の意味であれば、これを「に」に置き換えて、尊重の意味を表すことになる。しかし、(11)の「を」を「に」に置き換えると、不自然な文になる。

(11'')?そこで家人に豆腐屋に走らせ、おからを買わせる一方……。

(11'')はもともとの文にはすでに「に」(豆腐屋に)があるため、さらに「家人」のところに「に」を付加すると、二つの「に」がだぶってぎこちない表現になるという解釈もありうるが、この二つの「に」は同格のものではないので、あってもおかしくないものである。例えば、

(13) 家人に豆腐屋に行かせ、おからをかわせる。

という文は同じく二つの「に」をとっているが、(11〃)とくらべて不自然な感じはしない。したがって、(11〃)は二つの「に」の問題とはやや異なった性質の問題である。つまり、「家人を走らせる」と「家人に走らせる」だけを見れば、前者はYの意志を無視し、後者はYの意志を尊重する意味になるが、このような違いは実際に「走る」という動作をさせるという意味において起こるものである。(11)のように、「家人を使いとして買い物に行かせる」という意味においては、「に」は用いられないであろう。いかえれば、「Yに走らせる」は「走る」という目的で、XがYに言って「走る」という動作をさせるという意味である。「Yを走らせる」はYに「走る」という動作を、Yの意志を無視してさせるのみならず、Yを使いに行かせるという意味にもなる。したがって、ここでは「を」か「に」かによって、意志無視、意志尊重のほかにも違いが生じることがあるということがいえる。また、次の例は(14)の文脈では「を」しか用いられないが、他の文脈でなら、「歩く」という動詞の性質から「を」と「に」がいずれも用いられる。

(14) 王監督は「角は八回にも先頭打者を歩かせている。打たれるのは仕方ないけど救援投手は四球を出してはいけないね」とぶ然とした表情だった 『日本』

(14)は別にYの意志を無視してむりやりに歩かせるという意味を表すものではなく、四球でランナーを出してしまったという意味である。もし単にYに歩くという動作をさせるという意味において用いるなら、「～を歩かせる」も「～に歩かせる」も可能である。例えば、足を怪我した子供に歩く練習をさせようと親が子供の意志に働きかけ、歩くようにしむける場合、「子供に歩かせる」といい、子供の意志を無視して歩かせる場合には「子供を歩かせる」というのであろう。この場合においてのみ「を」が意志無視、「に」が意志尊重を表すといえる。

一方(12)の「に」はYの意志を尊重するという意味を表す以外に、だれかの代わりに「修一」を指定して彼に行かせるという意味合いが強い。(12′)はこのような意味がない。

(12′)土曜日に、修一を行かせよう。

井上(1976)は次のような例文をあげ

(15) a 彼は妻を働かせた。

b 彼は妻に働かせた。(「彼のかわりに」)

(16) a 後ほど子供を伺わせます。

b 後ほど子供に伺わせます。(「私のかわりに」)

(17) a 僕は弟を進学させた。

b 僕は弟に進学させた。(「僕のかわりに」)

b文には「誰かのかわりに」という意味があるという。このような文における「を」と「に」の違いは必ずしもYの意志の有無によるとはいえない。

一方、先に述べた、「に」しか用いられない他動詞の使役文では、Yの意志を無視しようとしても、「を」を用いることはできない。

(18) * むりやりに子供を外国語を勉強させる。

(18)は明らかに子供の意志が無視されているにもかかわらず、「～を、～を」という形式をとっているため非文となる。他動詞を用いる場合、すでに目的語(外国語)に「を」がついているため、さらに「Yを」とすると、一つの文の中に「～を」が並んで出てきて、上のような不自然な文が出来てしまう。(18)を(19)のように表すのが普通である。

(19) むりやりに子供に日本語を勉強させる。

(19)では、「～に、～を」の形をとっているので、自然な文である。柴谷(1978)のように、(19)の文を、深層構造では「子供を、外国語を」だと考え、このような「～を、～を」の続く使役文は最初の「を」を「に」に変換する規則を設けて処理するということも可能である。が、このような処理の結果、「～に、～を」の文ができたとしても、「～に、～を」の形式をとっている以上、その「～に」は二義的である。したがって、他動詞を用いた使役文の場合、意志無視か意志尊重かは必ずしも明示的ではない。実例をすこしあげよう。

(20) いそいで、蛇皮鼻緒の草履を静八に出させ、おろしたての白足袋へ指をつっこむとざわめきはじめて先斗町のうす明るい通りへでていった。 『京』

(21) 静八はいったんしまいこんだ電気コタツをお徳に出させて…… 同上

(22) 米騒動ののち、政党ぎらいの元老山県有朋が原敬に政友会内閣をつくらせたのは、官僚内閣ではもはや米騒動後の人心をしずめることができないとさとったからであった。 『昭』

(23) 女房の客……？ じゃ、細君に商売をさせているの？ 『世』

(24) 恋人同士を、どうして他人に認めさせる必要があるのしょう。 『点』

以上の例文では、XがYの意志を尊重しようが、無視しようが、いずれも「に」(下線の部分)を用い、「を」をとるという形式は見当たらない。例えば、上の文に「むりやりに」を入れて、Yの意志を表す場合でも、「を」を用いることはできない。これは日本語では文の表面において、「～を、～を」の形を使ってはいけないという一般則によるものと思われるが、しかし、たとえ他動詞が本来とるべき目的語が文の表面にでていなくても、Yのとる助詞には「を」よりも「に」のほうがより適切であろう。たとえば

(25) 駅長は、傍の助役に調べさせた。 『点』

という文において、「調べる」という他動詞のとる目的語(つまり、調べられ

るもの)は表面には現れていないから、「助役に」を「助役を」に置き換えても差し支えないはずである。というのは「に」を「を」に置き換えても、「～を、～を」という日本語の一般則に抵触しないからである。が、「に」を「を」に置き換えた(25〃)は適格な表現とはいえない。

(25〃) 駅長は傍の助役を調べさせた。

この置き換えによって「調べる」の主体であるはずの「助役」が「調べられる」対象になりかねない。つまり(25〃)は「駅長」が誰かに命じて、「助役」のことを調べさせたという意味が優先して解釈されてしまうのである。このことから、他動詞に「～を」という形が先行した場合、それが他動詞文であろうが、使役文であろうが、「～を」の部分が他動詞の目的語として優先して解釈されるといえそうである。

これは他動詞の使役文には意志無視と意志尊重の意味がないという意味ではない。それが、助詞「を」と「に」によってではなく、文脈によって区別されるということである。裏返していうなら、他動詞を用いた使役文においては、「に」も意志無視の使役に用いられるということになる。

2.2 「叫、讓」と「使」の違いについて

中国語の使役文をつくるものに「叫、讓、使」があるということはすでに前述した。従来、この三つの形式はほとんど同じように見なされ、その違いについてはあまり議論されることはなかった。しかし、実際にこの三つの形式、とくに「叫、讓」と「使」は同じ使役といっても、以下に述べるように、意味的にも、また構文的にも性質を異にしている。次にまず「叫、讓」(以下、「讓」で代表させる)と「使」の違いを見ることにする。

(1) a 我硬讓他去了。

b* 我硬使他去了。

(僕はむりやり彼を行かせた。)

(2) a 他想去，我讓他去了。

b*他想去，我使他去了。

(彼が行きたがったので行かせてやった。)

上の例文で「讓」を用いたa文は自然な文であるが、「使」を用いたb文はいずれも不自然である。これは、使役者(X)が被使役者に指示、あるいは命令してあることをするようにしむけ、Yがその指示に従い自らの意志でそのことを行う場合には「讓」が用いられ、「使」は用いられないためである。「使」が用いられる文の多くは、YがXの指示や命令による働きかけや行為の影響もしくは結果を受ける形で、ある作用をするようになった場合に許容される。例えば、

(3) 医生想尽了一切方法使病人痊愈。

(病人を回復させるために、医者はあらゆる手を尽くした。)

(4) 这样做会使你母亲伤心的。

(こんなことをしたら、母親を悲しませてしまうよ。)

(3)と(4)で「使」が用いられるのは、Yの動作・作用(ここでは「病人が回復する」ことと「母親が悲しむ」こと)がXの指示や命令による働きかけではなく、Xの行為を受けた自然な結果によるものである。

以上のことを踏まえて、一般にYが動作主(agent)として働く場合、「讓」は用いられるが、「使」は用いられないということがいえる。次の例文は「讓」と「使」が同時に用いられているが、「讓」は動作主として意志性動詞「学习」(勉強する)とともに用いられ、「使」は経験者主(experiencer)として非意志性動詞「達到」(達する)とともに用いられている[注1]。

(5) 為了使他達到高中水平，領導決定讓他学习一年。

(彼の教養が高校レベルに達するように、幹部たちは彼に一年間勉強させることにした。)

この文では、「讓」はX（幹部たち）がY（彼）に勉強するように働きかけ、その働きかけを受けてYが進んで勉強するという状況を表しているが、「使」は彼が勉強の結果、高校レベルに達するようになるという状況を表している。「讓」のかわりに「使」を用いることはできない。

(5″)*領導決定使他學習一年。

(幹部たちは彼に一年間勉強させることにした。)

「使」の用いられている実例をもう少し見よう。

(6) 另一批“左派”前来攻打…我当然不去理髮了，但每月還要領工資，這使我覺得象撿了人家錢包那樣地亏心。 『悠』

(それから、また別の「左派」が攻撃してきて…。私はもちろん、理髮室には行かなかったが毎月の賃金は受けとっていった。これは人のがま口を拾って懐に入れるよううしろめたさを感じさせた。)

上野訳

(7) 這種情意使我感動。

同上

(彼のこの気持ちは私を感動させた。)

同上

(8) 使她衰老這麼快的原因，難道只是歲月嗎？

『喬』

(彼女をこんなに早く老い込ませてしまう原因が歳月だけであったとはいえない。)

上野訳

これらの例文はYが自らの意志で行うことができず、なんらかの働きかけで、ある作用をするようになったという意味を表している。

ところが、このような場合でも「叫、讓」を用いて表すことができる。

(9) 老李快打電話告訴吳總，省得讓她着急。

『誰』

(李さん、吳さんを心配させないように早く彼女に電話してください。)

(10) 你放心，我尽力讓你滿意。 『人』

(安心して下さい。なるべくあなたを満足させますから。)

(9)、(10)では「讓」が用いられているが、Yが動作主として、自らの意志でそのことを行ったものではない。「讓」のかわりに「使」を用いることもできる。

(9″) 老李快打電話告訴吳總，省得使她着急。

(10″) 你放心我尽力使你滿意。

(9)と(9″)、(10)と(10″)はそれぞれ同じ意味を表していると思われる。しかし、「讓」と「使」はYが非動作主の場合、常に同じように用いられるかということ、そうではない。次の例文を見られたい。

(11) a 我講個鬼故事，讓她害怕。

b?我講個鬼故事，使她害怕。

(僕はお化けの話をして、彼女を恐がらせる。)

(12) a 我在大家面前表揚她，讓她高興高興。

b*我在大家面前表揚她，使她高興高興。

(みんなの前で彼女をほめて喜ばせる。)

(13) a 我故意不準時去，讓他着急着急。

b*我故意不準時去，使他着急着急。

(わざと遅れて行って、彼を心配させる。)

以上、「讓」を用いたaはすべて自然な文であるが、「使」を用いたbはいずれも不自然な文である。ところが、「使」を用いたbを次のようにおきかえると、自然な文となる。

(11″) 我講了個鬼故事，使她很害怕。

(僕はお化けの話をしたので、彼女は怖くなった。)

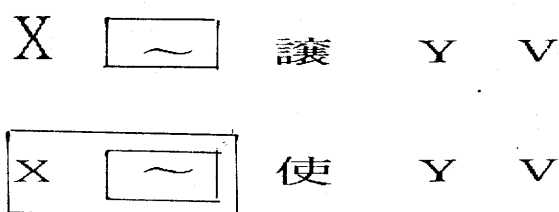
(12″) 我在大家面前表揚了她，使她很高興。

(みんなの前で彼女をほめたため、彼女は大変喜んだ。)

(13″) 我没準時去，使他很着急。

(遅れて行ったので、彼を心配させた。)

上例で、「使」の使役文はXの働きかけがXの意図とは関係がないが、「讓」の使役文はXの働きかけが意図的である。つまり、(11)–(13)はXがYに対し、あること((11)ではお化けの話をする、(12)では彼女をほめる、(13)では遅れて行く)をして、Yに働きかけ、Yにそのような作用をするようにしむけることであるのに対し、(11″)–(13″)はXがあること(11″)ではお化けの話をする、(12″)ではみんなの前で彼女をほめる、(13″)では遅れて行く)をした結果、そのこと全体がYの状態変化の原因になっているのである。池上(1982)の<モノ>的と<コト>的概念(1.3を参照)を用いて説明すれば、「讓」は<モノ>的であるのに対し、「使」は<コト>的であると言えよう。この違いを図式すると次の通りである。



この図式をみればわかるが、「讓」を用いる場合には、Xがあることを通じてYに働きかけるが、「使」を用いる場合には、Xがあることをした結果全体が、Yの状態変化の原因となっている。また、Yのあとの「~」部分にくるV₂の形式も異なっている。「讓」を用いた(12)ではV₂の「高興」(喜ぶ)は「高興高興」[注2]のように動詞型の重ね形式をとっており、動詞と同じように見なされるが、(12″)では「高興」は程度副詞の「很」(とても)で修飾されることによって、形容詞扱いにされているのである。つまり、「讓」による働きかけはYの状態変化を一つの動きとしてとらえ、その変化の過程に重きをおく

のに対し、「使」による働きかけは、Yの状態変化を静止したものとしてとらえ、変化の結果に重きをおくことがいえるのではないだろうか。これは「讓」が使役文においてYの動作の実現、あるいは結果を含意しなくてもよいが、「使」がつねに結果を含意するということからもわかる。「使」がもっともよく用いられるのは(6)－(8)がそうであるように、Xが非情物で、Yが有情者の場合である。これについては、2.8で述べることにする。

次に「叫」と「讓」との違いについてすこし触れておく。「叫」と「讓」との間には、上述した「使」との間に見られるような大きな違いはないが、多少ニュアンスの違いはある。許容使役の意味を表す場合、「叫」は「言い付け、あるいは命令して、～させる」という意味が強いのに対し、「讓」は「許可して～させる」という意味が強い。例えば

- (14) a 聽說他叫你去了。是吗？
b 聽說他讓你去了。是吗？
c (彼が君を行かせたそうですが、本当ですか。)
d (彼が行ってもいいと許可を出したそうですが、本当ですか。)

上のaとbはそれぞれcとdの訳文のような意味を表すが、dの許可の意味においてより自然なのは「叫」を用いたaよりも「讓」を用いたbのほうであろう。つまり、a文はXがYに行くように働きかけ、その働きかけでYが行ったという意味が強いのに対し、b文はXが行きたがっていたYに対し、許可を出して行かせたという意味が強いということである。とくに上海方言では許容の意味においては「讓」しか用いられず、「叫」を用いることはできない。例えば

- (15) a 讓我看看。
b*叫我看看。
(16) a 不要管我，讓我走。
b*不要管我，叫我走。

上海語においては、bは非文である。このことから「叫」と「讓」の違いは上海語において依然として残っているということがいえる。前者はもともと「叫他」（彼を呼ぶ）のように、「呼ぶ」のような意味で使われ、後者はもともと「讓る」という意味である。したがって、使役文に用いられる場合でも、多少このような意味を残している。しかし、(15)と(16)は共通語、特に話し言葉ではbでも自然な表現である。この意味で「叫」と「讓」は藤堂(1985)のいうように、使役の機能の共通化が進んでいるといえよう。さらに両者は文体などの点においても異なる。「叫」はより話し言葉的で、ぞんざいな感じをうけるが、「讓」はこのような感じはない。したがって、次のような「請」を用いた丁寧な表現においては「叫」と比べて「讓」のほうがより適格であろう。

(17) a 請讓我參觀一下你們的学校好吗?

b?請叫我參觀一下你們的学校好吗?

(貴校を見学させていただきませんか。)

bは文法的に言えないわけではないが、表現的に見ればやはりaのほうがぴったりするといえよう。このような違いはすでに文法の域を越えているので、これ以上深入りしない。以下、「させる」と「叫、讓、使」の相似と相違を見ることにする。

2.3 「させる」と「叫、讓」の共通性

ここで使役の状況を次のような形で示しておこう。

(1) X ⇔ Y → V

XはYに働きかけてある動作・作用を引き起こさせる主体であり、使役者であるが、YはXから見れば、被使役者であるが、Vから見れば、Yがまた動作・作用の主体でもある。(1)をもっとも典型的に表すのは日本語の「させる」と中国語の「叫、讓」である。すでに示したように日本語と中国語ではそれぞれ次

藤堂はAとBの二段式の内容が合併して、ひとつづきになって、さらに重複する部分（我）を削って出来たのがCの表現であるという。

このように、「させる」と「叫、讓」はともに補文をもつという点で共通しているといえる。これは再帰代名詞を入れることによっても確認できる。

(7) a 太郎は次郎に自分の部屋で勉強させる。

b 太郎讓次郎在自己的房間里學習

(7) aでは「自分」が太郎と次郎の両方を指しうるということはすでに(1.1.6)で見たが、bの「自己」も日本語と同様に二つの解釈の可能性がある。つまり、中国語においても「自己」は太郎と次郎の両方をさすことができる。また、このような二義性は情態副詞によっても表すことができる。

(8) a 太郎は次郎に一生懸命勉強させる。

b 太郎拚命地讓次郎學習。

(8) aの「一生懸命」もまたbの「拚命地」もそれぞれ「太郎」の働きかけと「次郎」の動作を修飾することができる。つまり「太郎が一生懸命させる」と「次郎が一生懸命勉強する」を別々にさすことが可能である。さらに「回数」を表す副詞をつけても二義性が現れる。

(9) a 太郎は次郎に二回行かせた。

b 太郎讓次郎去了二次。

(9) では、日本語と中国語ではいずれも「次郎に行くように太郎が二回指示した」の意味と「太郎が次郎に太郎が二回行くように指示した」という意味がありうる。

次に「させる」と「叫、讓」の共通の部分として、両者とも生産的に派生できるということがあげられよう。つまり、「させる」と「叫、讓」はある固有の動詞やごく限られた文のみに用いられるのではなく、いずれもいろいろな動

詞（例えば、「行く、来る」のような自動詞、「食べる、飲む」のような他動詞、「驚く、がっかりする」のような非意志性動詞など）と共起できる（共起できない動詞については後に述べる）。

一方、意味的にみると、Y→Vという事態をXが引き起こすといっても、XとYの関与の仕方が同じではない。細かく見ていけばいろいろあるが、大きく二つに分けると、「誘発」と「許容」となる。

誘発使役とはYによって行われた動作・作用はXの誘発によって引き起こされたものであり、Xの誘発がなければ、Yはすすんでそのようなことをしなかったということを指す。この場合、Xの誘発にはいろいろな次元と段階のものがある。ことばによる命令、指示である場合（間接使役）も、また実際に自ら手を下す場合（直接使役）も考えられる。

許容使役とは、Yがすでにある動作・作用を起こし、あるいは起こそうとしている状態にあり、XはYの動作・作用を妨げず、実現させることを指す。この場合、許容の中味には積極的あるいは消極的にYに許可を与える場合と、またそれにはまったく関知せずそのまま放置する場合とがある。「させる」と「叫、譲」はこの両方の意味をもっている。（「叫、譲」がこの両方の意味を有するという点において、使役兼語式の他のV₁と大きく違うのである。これに関しては第4章でのべる。）例えば、

(10) a 私はずいぶんいろいろな事をしました。横田は私にうんとミニスカートををはかせるんです。 『余』

b 我做了許多各種各樣的事情。横田讓我穿很短的超短裙。 文軍訳

(11) a めしのがめんどうなら俺の嫁にさせるから黙っている。『楢』

b 做飯嫌麻煩的話，讓我媳婦去干好了，別吱声了！ 吳樹文訳

(12) a 行きたければ、いかせてやってよ。

b 他想去，就讓他去吧。

(13) a 別管他，讓他去發火吧。

b ほっておこう。勝手に怒らせておけ。

(10)と(11)は誘発使役を表し、(12)と(13)は許容使役を表すもので

ある。もっと細かく見ていけば、いろいろ分けられるが、例えば(12)は許可を表し、(13)は放任を表すということになる。

以上、「させる」と「叫、讓」の共通する点を示したが、これをまとめると、次の通りである。

- 1) 「させる」と「叫、讓」によって表される使役構文はいずれも、Y→Vという事態の発生がXによって引き起こされることを表すものである。
- 2) 両方とも補文構造をもっている。再帰代名詞、情態、回数副詞を入れると二義性が現れる。
- 3) 両方とも生産的に派生できる。
- 4) 両方とも誘発使役と許容使役の意味を表すことができる。

これらの共通点は他の言語の使役文にどれだけ当てはまるか分からないが、「させる」と「叫、讓」の共通する部分といえよう。次は両者の違いを述べることにする。

2.4 「させる」と「叫、讓」の構造の違い

ここで、もう一度日本語と中国語の使役文の形式を示しておこう。

日本語： Xが Yに／を Vさせる

中国語： X叫／讓 Y V

上の二つの構文を比べてみると、日本語において、「させる」が動詞の未然形に下接し、中国語においては、「叫、讓」がXとYの間に位置し、動詞と離れているということに気が付く。つまり、日本語では、「Vさせる」はくっついた形になっており、あたかも一つの複合動詞のようにふるまうのに対し、中国語では働きかけを示す「叫、讓」と働きかけを受けて、動作・作用を行う動詞(V)は間にYという名詞をはさんで、離れたところにあり、形式の上では分離された形になっており、それぞれ異なる働きをしている。「XがYに／をVさせ

る」における「させる」は主として補文におけるYとVとの文法的関係を変化させるという文法的役割をするのに対し、「X V₁ Y V₂」における「叫、譲」はYとV₂の文法的関係を変化させる役割のみならず、日本語の「させる」と比べてより語法的性格が強い。以下に見るように、このような構造上の違いは「させる」と「叫、譲」との意味の違いを生じさせる大きな要因の一つであるといえよう。

まず、「させる」と「叫、譲」の違いとして、結果の含意の有無のことである。2.1で述べたように「させる」と「叫、譲」はいずれも二つの事柄を表すものとしてとらえられる。しかし、Xの働きかけをうけたYが動作を行うか否かという点で異なる。「叫、譲」を用いた文では、XのYに対する働きかけが完了したときに、Yの動作が行われなくてもよいが、「させる」を用いた文ではXのYに対する働きかけが完了した時点で、Yの動作も終了しなければならない。例えば

(1) 太郎叫(譲)花子来，可是花子没来。

(2) *a 太郎が花子に来させたが、花子は来なかった。

b 太郎が花子に来させようとしたが、花子は来なかった。

c 太郎が花子に来るように言ったが、花子は来なかった。

d 太郎が花子にこいと言ったが、花子は来なかった。

形式の上では(1)と(2)aは一番よく対応しているように思われる。ところが、(2)aの日本語は非文である。一般に日本語の使役構文「Xが Yに／を～させた」は「Yが～した」ことを含意している。したがって、(2)aは前句と後句とが意味の上で矛盾している。一方、(2)bは(2)aに「ようとした」を入れることによって、日本語は落ち着いた表現になり、しかも、意味の上でもほぼ(1)と対応するようになったが、しかし、(2)bを今度は逆に中国語に訳してみると、次の(3)のようになる。

(3) 太郎想叫花子来，可是花子不来。

つまり、日本語の「ようとする」に対応する中国語の「想」(しようとする)

を付け加えなければならない。ところが「想」の付け加えられた(3)は(1)といささか意味が違う。(1)では、太郎が花子に対する働きかけを行ったが、働きかけをうけた花子は行動を起こさなかった。これに対し、(3)では、花子が行動を起こさなかったことはもちろん、太郎が花子に対する働きかけをまだ実行に移さなかったということもありうる。両者の違いは(1)が(1″)に置き換えられないのに対し、(3)は(3″)に置き換えられることからもうかがえる。

(1″) *昨天, 太郎叫花子来, 可是不知道用什么方法通知她。

*昨日、太郎は花子に来るように言ったが、どんな方法で彼女に知らせればよいか分からなかった。

(3″) 昨天, 太郎想叫花子来, 可不知道用什么方法通知她。

昨日、太郎は花子に来させようとしたが、どんな方法で彼女に知らせればよいか分からなかった。

(1″)が非文であるのは太郎が花子への働きかけがすでに「叫」という動詞によって完了したにもかかわらず、後句にさらに「不知道用什么方法通知她」(どんな方法で彼女に知らせるか分からなかった)で、その働きかけを否定するという前後の矛盾によるものと思われる。これに対し、(3″)は、「想」(しようとする)を入れることによって、太郎の花子に対する働きかけがまだ実現していないことを示す前文が、「不知道用什么方法通知她」という後句と抵触しなくなったため、適格な表現となる。

ところで、(2)のc、dは(1)と形態上は対応しないが、意味の上では、妥当な表現だと考えられる。つまり以上の例文を見るかぎり、(1)の中国語に対応する日本語は(2)のa、bよりも(2)のc、dがより適格な表現であるといえよう。

使役文をXの働きかけとYの動作・作用の二つの動きに分割して考えられるといっても、実際に日本語では、「行く」と「させる」とが結合してできた「行かせた」が一語のように働き、そしてその「行かせた」は被使役者の「行く」という行為が実現することを含意しているのである。Xの働きかけが完了し、Y

の動作がまだ実現されていないというようなことはありえない。これに対し、中国語では「叫、讓」とVとの間にYがあり、日本語のように複合した形をとっていないため、Xの働きかけとYの動作・作用を別々に示すことが可能であり、つまり、Xの働きかけが終わった時点で、Yの動作が行われていなくてもよいのである。次にあげる「叫、讓」による例文はいずれも「させる」を用いて訳せないものである。

- (4) a 我叫你去，你就得去。 『離』
 b 俺が行けといったら、行きなさい！ 竹中訳
 c *俺がおまえを行かせたら、おまえが行くべきだ。 (直訳)
- (5) a 是啊，干完活，我讓他們跟我一起回来，怎么转眼就不見了。 『馬』
 b そうだね、仕事が終わったら、私と一緒に帰るようにいったのに、みんな、どこへ行ってしまったんだろう。
 c *そうだね、彼らを私と一緒に帰らせたが、あつという間に、みんなどこへ行ってしまったんだろう。 (直訳)
- (6) a 我讓你把小栓子帶來，怎么没來。 『城』
 b 君に小栓子を連れてくるように言ったのに、なんで連れてこなかったの？
 c *君に小栓子を連れてこさせたのに、なんで連れて来なかったの？
- (7) a ……他叫我走、我怎能不走呢？ 『茶』
 b 彼が出ていけて言ったから、出ていかないわけにはいかない
 c *彼が私を出させたら、私は出ないわけにはいかない。 (直訳)

(4) - (7) のaはいずれもXがYに対する働きかけが行われたが、Yの動作がまだ行われていない例文ばかりである。中国語では「叫、讓」が用いられているが、日本語では「させる」を用いてしまうと、cの直訳の不自然さが示すように、非文となるであろう。このことから、「叫、讓」はXの働きかけだけを表し、働きかけの結果、Yの動作が行われたかどうかには無関心であり、Yの動作の実現を含意しなくてもよいが、これとは反対に、「させる」はYの動作の実

現を含意するといえる。したがって、上のようなYの動作の実現を含意しない文においては、日本語では、「させる」のかわりに、b文のように「～ように^という」とか「～しろ^という」のような形で対応するのである。「叫、讓」が「命令の間接化」といわれる所以である。使役と「命令の間接化」は次のような場合でも問題となる。

「叫、讓」を用いた文では、補文の中に禁止の意味を表す「別」や否定の「不」を入れることが可能である。例えば、

(8) a 別去了,你爸爸不是說,叫你別去了么? 『城』

b もう行くなよ。お父さんが行かないように言ったじゃない。

(9) a 讓你不搞吧,不行,讓你學習吧,你又不願意。 『誰』

b やるなといってもだめだし、勉強しろといってもする気はなさそうだし。

(8)、(9)では、「不」、「別」はいずれも「叫、讓」の前にではなく、Vの前に付いており、否定詞が補文の中にある。しかし、日本語では、一般に「させる」を用いた文では、補文の中に否定の「ない」や禁止の「な」などを入れることが出来ない。「させる」のあとになら可能である。例えば。

(10) 彼を行かせない。

しかし、これはXがYに対し、あることをするようにしむけない、あるいはYがあることをするのをXが許さない意味である。一方、中国語の場合、XがYに対し、あることをしないように働きかけるという意味である。中国語において、これらの「叫、讓」も、やはり使役兼語式とされている。というのは形からみれば、動詞の前に禁止の意味を表す言葉があるものの、「X叫/讓Y V」という形式は依然としてかわらないからである。例えば、丁(1961)は兼語式の例として、次のような文をあげている。

(11) 我們是馬克思主義者，馬克思主義叫我們看問題不要從抽象的定義出發，而要從客觀存在的事實出發，從分析這些事實中找出方針、政策、弁法來…。

我々はマルクス主義者である。マルクス主義が我々に問題を考えるとき、抽象的定義から出発するのではなく、客観的な事実から出発し、これらの事実の分析を通じて、方針、政策、方法を見いだすように教えているのである。

荒川（1977）はこれらの用法の「叫、讓」を「命令の間接化」を表すものであるとし、「叫、讓」が「命令の間接化」を表す理由の一つとして、禁止の副詞「別」、能願動詞の「要」（しなければならない）、「快」（早く）といった、話者のムードに属することばがVの前にくることが可能であることをあげている。これは語法という立場からみた「叫、讓」の一つの側面であるが、しかし、Xの働きかけとYの動作・作用が分離した形で、別々に行なわれることが可能であるという、「叫、讓」のもつ構文的特徴からみれば、当然のことといえるかも知れない。荒川（1977）はもともと中国語において、この「使役」と「命令の間接化」との違いは、必ずしも明確なものではないとし、次のように述べている。

そもそも中国人の意識構造からすれば、われわれがここで「命令の間接化」と呼んでいるものも、一般にいう「使役」も同じものとしてとらえているのかも知れない。一つの“叫（讓）”の構文に対して「使役」か「間接命令」かがはっきりしない場合があるというのはしてみればあたり前のことである。

つまり、中国語では、「叫、讓」は「X叫／讓 Y V」という兼語式の構文において、XがYにあることをするように働きかけ、その働きかけをうけたYの行為の実現を含意する場合と、XがYに働きかけるが、その働きかけはYの行為の実現をめざすものの、その実現の結果については無関心である場合、そして、Yに対し、あることをしないように働きかける場合のいずれにも用いられる。

前者は使役文であり、後者はいわゆる「命令の間接化」である。日本語の「させる」は前者の場合にのみ用いられ、「叫、讓」は両方の場合に用いられる。

次に述べる「叫、讓」の用法も「させる」ではなく、「ように」と対応するが、しかし、命令の間接化とは違う意味である。まず次の例文をみよう。

(12) a 我把窓簾拉上，讓他看不見外面。

b 私はカーテンをしめて、彼が外を見ることができないようにする

(13) a 我把他的書藏起来，讓他學習不了。

b 私は本を隠して、彼が勉強できないようにする。

上の例文を見ると、Vにあたる部分は「看」（見る）、「學習」（勉強する）のみではない。むしろ、その動作の結果をも含む「看不見」（見られない）、「學習不了」（勉強できない）全体である。意味的にはXがなんらかの働きかけをして、Yに「～できない」という状態を生じさせる状況を表している。中国語ではやはり「X 讓 Y V」という形で表す。(12)と(13)を藤堂(1985)のように示せばそれぞれ次のようになる。

(12'') A 我讓他
B 他看不見外面 } C 我讓他看不見外面。

(13'') A 我讓他
B 他學習不了 } C 我讓他學習不了。

ところが、日本語では(12)、(13)の訳文にあるように「させる」は用いられず、「ように」を用いて訳するのが普通である。日本語では「見られない」のあとに「させる」を付加し、「*見られないさせる」のように表すことができない。また、「見られない」の「ない」を取り出し、「させる」のあとにつけて、「させる」を直接に「見られ」のあとにつけて「*見られさせない」の

ように表すことも不可能である。例えば

(14) * 彼に見られさせない

という文は非文である。ここの「見られる」は可能を表すものであるが、日本語の「させる」は可能態を示す「られる」〔注3〕、あるいは可能を表す「できる」のあとに下接しない。

(15) * 彼に勉強できさせる（させない）。

「できる」は三上（1972）の所動詞に属するものであるが、所動詞は「受身」にもまた使役にも用いられないとされている〔注4〕。これについては（2.5.3）で述べる。したがって、中国語ではVが可能補語を含む場合、（12）、（13）のように「叫、讓」を用いることが可能であるが、日本語では「させる」のかわりに、「ように」が用いられることになる。次の文もそうである。

(16) a 讓農民過上幸福生活。

b* 農民に幸せな生活が送（ら）れさせる。

c 農民が幸せな生活を送（ら）れるようにする。

（16）では、「させる」を用いたbは非文であるが、「ように」を用いたcは自然な文である。しかし、この「ように」は、Yの状態変化を生じさせる意味で、可能以外の場合でも表すことができ、しかも「させる」と共通する部分が見られる。

(17) a 医者は病人を回復させるために、あらゆる手を尽くした。

b 医者は病人が回復するようにあらゆる手を尽くした。

(18) a 太郎はゼリーを固まらせるために冷蔵庫に入れた。

b 太郎はゼリーが固まるように冷蔵庫に入れた。

(17)と(18)はXがYに対し、ことばで命令あるいは指示し、その作用・状態変化を実現させるものではない。(17)では「病人が回復する」とことと「手を尽くす」とことは目的と手段の関係である。つまり「病人が回復する」という目的を達するために「手を尽くす」のである。同じように(18)でも「ゼリーが固まる」ことが目的であり、「冷蔵庫に入れる」ことがその目的を実現させる手段である。「ように」は「させる」と比べて、このような目的と手段を表すのに用いられ、Yの作用・状態変化をめざすものの、その作用・状態変化が実現するかどうか無関心である。この点「させる」と異なる。例えば(17a)、(18a)は

(17″) 医者はあらゆる手を尽くして病人を回復させた。

(18″) 太郎はゼリーを冷蔵庫に入れて固まらせた。

のようにいうと、Xの働きかけのみならず、Yの状態変化も実現したことになる。これに対し、(17b)、(18b)を

(17″) 医者はあらゆる手を尽くして病人が回復するようにした。

(18″) 太郎はゼリーを冷蔵庫に入れて固まるようにした。

のように置き換えると、Yの作用・状態変化(つまり(17″)では病人が回復する、(18″)ではゼリーが固まる)は実現していないということになる。つまり、この二つの文はXがYにおいて状態変化が起きるように手筈をしておいただけのことで、Yの作用・状態変化の実現は含意されていない。(17″)は(17″)とくらべて、病人が回復していないということがいえる。このように、「させる」はYの作用・状態変化が結果として現れた場合に用いられるのに対し、「ように」はYの動作・状態変化が目的としてまだ実現していない場合に用いられる。この違いがもっともはっきりした形で現れるのは上述の(17″)、(18″)と(17″)(18″)においてであるといえよう。前者はYの作用・状態変化の実現を含意するものであるが、後者は含意しなくてもよいのである。しかし、(17)、(18)ではその違いがはっきりしない。両者ともYの作用・状態変化の実現が

目的としてとらえられる。

一方、中国語の「叫、讓」は両者を同時に表し、構文上違いがみられない。つまり(17'')、(17''')と(18'')、(18''')はいずれも「叫、讓」を用いて表すことができる。日本語との対応関係は次のようになる。

(19)

手段と目的の関係	～ようにする	叫、讓
原因と結果の関係	させる	

しかし、目的と結果は連続性のものであり、表裏の関係にある。Yの状態変化がまだ実現していない場合には目的としてとらえられ、実現した場合には結果としてとらえられる。実際に使役とは関係がないが、日本語では目的と結果を同時に表す形式がある。例えば、「ため」は動詞の現在形とともに用いられる場合には目的の意味を表すが、過去形とともに用いられる場合には結果（因果関係）の意味を表すことになる。

(20) a 彼は車を買うため百万円の貯金を全部おろした。

b 彼は車を買ったため、百万円の貯金がなくなった。

(20)では、同じ「ため」という形式であるが、aでは目的、bでは原因結果を表している。このように目的と結果は裏表関係にあることは理解されよう。

それはさておき、「叫、讓」と「させる」、「ように」の目的と結果の問題に戻る。「叫、讓」はXがYに働きかけ、Yが作用・状態変化をするようにあるいはしないようにしむけるが、Yがその作用・状態変化を実現するかしないかは問題ではない。これに対し、「させる」はYの作用・状態変化が実現した場合にのみ用いられ、「ように」はYの作用・状態変化が実現しなかった場合にのみ用いられる。Xの働きかけがことばによる命令や指示の場合は「～ようにいう」を用い、Xの働きかけが実際の動作による場合は「ようにする」〔注5〕を用いる。日本語のこれらの構文における違いを次のように示すことができる。

	させる	ようにいう	ようにする
Yの動作・作用・状態変化 を含意しなくてもよい	-	+	+
Yの動作・作用・状態変化が 目的である	-	+	+
ことばによる 働きかけが可能	+	+	-

2.5 誘発使役

使役の意味を大きく分ければ、誘発使役と許容使役になるということはすでに2.1述べた。本節では、主として誘発使役における日本語と中国語の異同を考察する。ここで、誘発使役に関する定義をもう一度あげておく。

誘発使役とはYによって行われた動作・作用はXの誘発によって引き起こされたものであり、Xの誘発がなければ、Yはすすんでそのようなことをしなかったということを指す。この場合、Xの誘発にはいろいろな次元と段階のものがある。意志尊重の場合もあるし、また意志無視の場合もある。これについてはすでに2.1で言及した。一方、使役はまたことばによる命令、指示の場合（間接使役）も、実際に自ら手を下す場合（直接使役）も考えられる。「させる」によって表される使役のもっとも典型的なのはXとYがともに有情者であり、XがYに指示あるいは命令を与え、動作を行わせるものである。つまり、Yに対するXの働きかけがことばによる指示、命令などの場合である。例えば、

- (1) 佐山に言いふくめて、「休暇」のかたちで博多に逃避させたのは石田部長です。 『点』

- (2) 衆参同日の選挙を控えて事態を懸念した中曾根首相は文部省に命じて、いわば教科書検定の後追い修正を実施させた。 『朝ジャ』

上の二つの文はXの働きかけがことばによるものである。その働きかけをしめすことばとして、下線で示したように、「言い含めて」(1)、「命じて」(2)の指示、命令のことばが文の中に入っているため、指示使役であるということははっきりしている。しかし、指示使役は必ずしもこのような形で現れず、指示、命令を示すことばがない場合も指示使役を表すことができる。例えば、次のような文も指示使役と考えられるであろう。

- (3) 三原がいうと、院長はうなずいた。それから看護婦にカルテを持ってこさせた。 『点』

- (4) 静八はいったんしまいこんだ電気コタツをお徳に出させて…… 『京』

- (5) 借りるか借りないか判然した所を門野にもう一遍確かめさせたのである。 『そ』

これらの文は(1)、(2)とちがって指示、命令を示すことばがないが、XがYに指示、命令をして行為をさせるという意味であろう。この点において中国語の「叫、讓」も同じである。例えば、

- (6) a 自由，叫厨子把‘我’的雞蛋給方先生送十個去，…… 『善』
b 自由！叫コックにいつけて私の卵を十個、方さんの家に届けさせなさい。 竹中訳

- (7) a 明天我叫設備課給每台机床上掛一条白毛巾，…… 『喬』
b 明日設備課にいって、機械にタオルを一枚掛けさせる。 上野訳

- (8) a めしのことがめんどうなら俺の嫁にさせるから黙っている。 『楢』

- b 做飯嫌麻煩的話，讓我媳婦去干好了，別吱聲了！ 吳樹文訳
- (9) a 横田は私にうんとミニスカートをはかせるんです。 『余』
- b 横田讓我穿很短很短的超短裙。 文軍訳

(6) - (9) では、Xの働きかけがことばによる指示あるいは命令によるものである。使役文においてXの働きかけがことばによる指示、命令であるという状況は「叫、讓」にあてはまるが、「使」にはあてはまらない。(6) - (9)の例文ではいずれも「使」を用いることはできない(このことについてはすでに言及したので、2.2を参照されたい)。

一方、「させる」はXの働きかけがことばによる指示、命令以外の場合でも可能である。例えば、

(10) 直ぐ立ち上がって行こうとする女中の袖を女がとらえてまたそこに坐らせた。 『雪』

(11) お時の死体の着物の乱れを直し、用意していた新しい足袋を、死体の土によごれた足袋とはきかえさせたのは、お時が覚悟して死んだという見せかけの操作で、どこまでも周到な注意です。 『点』

この二つの例文はXの働きかけが実際の動作によるものであるという点において明示的である。(10)ではXがYへの働きかけとして、「袖をとらえて」という実際の動作によるものであるが、(11)ではXがすでに死んでいるY(お時)に対して自分で足袋をはきかえるように命令したり、指示したりすることは明らかに不可能である。したがって、実際に「はきかえる」という動作を行ったのはいうまでもなくXである。しかし、同じことばによらない働きかけでも次のような文は上の文とやや異なっている。

(12) 彼女を驚かせてしまった。

(13) 彼女を怒らせてしまった。

(12)では、XがYに対し、驚くように指示し、驚かせたのではない。同じよ

うに(13)もYに怒れといって怒らせたのではない。動詞の性質からみれば、(10)の「すわる」は対応する他動詞のない自動詞であり、自分の意志によって行える意志性動詞〔注6〕である。(11)の「はきかえる」は他動詞であり、「着る」と同じ種類のものであるが、「着る」とちがって「着せる」という複他動詞のペアをもっていない。一方、(12)の「驚く」や(13)の「怒る」は自動詞であるが、「すわる」とちがって意志性動詞ではなく、人間の心理的状态変化を表す動詞である。

こうしてみると、同じことばによらない使役といっても、動詞によって若干その性質が違っているのである。日本語ではいずれも「させる」を用いているが、中国語は動詞によって「叫、讓」や「使」、さらには「給」を用いたりする。この節では主として、このようなことばによらない働きかけの場合、「させる」を用いる日本語とそれに対応する中国語の表現を見ていくことにする。次にまず着脱類の動詞からみる。

2.5.1 着脱類の動詞の場合

この種類の代表的な動詞には「着る」、「履く」、「かぶる」、「はめる」、などがある。これらの動詞に「させる」をつけると使役文となるが、しかし、「着る」は「履く」と違って、「着させる」という使役形をもっていると同時に「着せる」という複他動詞をも有している。柴谷(1982)は

- (14) a 子供に服を着せる。
b 子供に服を着させる。

の例をあげ、前者は使役者が直接服を手にとって子供に着せ、使役者が被使役者に直接作用を与える操作使役であるとし、後者は普通子供に服を着るよう指示を与え、子供がそれに従って服を着たという状況を表し、使役者が被使役者に口頭で指示をして物事をさせる指示使役であるとしている。

同じように寺村(1982)も、このような動詞を使役的他動詞ともよぶべき特殊な性質の動詞であるとし、「見せる」は直接的であり、「見させる」は間接

的であるとしている。奥津(1980)は「見せる」のような動詞を「複他動詞」としている。筆者はこの複他動詞を操作使役とする見方には賛成である。というのは、このような動詞を用いると、Xの働きかけは言語行為によるのではなく、実際に手を使うのが普通だからである。例えば、「着せる」のほかに、「見せる」、「かぶせる」などはいずれも直接に操作するという意味で用いられる。このような複他動詞のペアを持っていないとき、「させる」を用いても、このような操作使役が可能である。複他動詞のペアをもたない単他動詞に「させる」を付加すると、複他動詞の表す操作使役の意味が生じる。例えば、「履く」という他動詞は「着る」「着せる」「着させる」のように、単他動詞、複他動詞、使役形の三つを同時に持っていない。複他動詞を欠いているのであるが、実際に母が手を使って子供に履かせる場合でも、「履く」に「させる」をつけて表すよりほかない。

- (15) a 子供が靴を履く。
b 母親が子供に靴を履かせる。

(15)bは実際に母親が靴を手を持って子供に履かせるという状況を表しうる。この意味で、(11)はまさに操作使役を表すものである。なぜなら、死体に対して指示や命令をしてはきかえせるのは不可能であり、Xが自ら手を下して行うよりほかない。この場合、もし日本語の語いに「履く」に対応する「履ける」という複他動詞があるなら、それを用いるのであろう。この着脱類動詞と似たような用法をもつ動詞に「見る」、「食べる」、「聞く」、「かぐ」など視覚、味覚、聴覚、きゅう覚といった意味を表すものなどがある。「見る」は「見せる」という複他動詞があるが、「食べる」や「飲む」はそれに対応する複他動詞はない。したがって、これらの動詞も「履く」と同様に「させる」をつけると、指示使役と操作使役のいずれをも表すことができる。指示使役の場合は「譲」と対応し、操作使役の場合は「給」と対応する。これを次のように示すことができる。

- (16)
- | | | |
|---------|---|-----|
| a 履かせる | } | 讓～穿 |
| | | 給～穿 |
| b 食べさせる | } | 讓～喫 |
| | | 給～喫 |
| c 聴かせる | } | 讓～聽 |
| | | 給～聽 |
| d 飲ませる | } | 讓～喝 |
| | | 給～喝 |

この場合、「讓」と「給」の違いは、「讓」はXがYに対しことばで指示することは可能であるが、「給」はXがYに対しことばによる指示は不可能で、実際にXも動作をするということになる。例えば、

(17) 母親が子供に靴を履かせる。

という文に対し、中国語では次のような二つの文が対応する。

(18) a 母親讓孩子穿鞋子。

b 母親給孩子穿鞋子。

(18)において「讓」を用いたaは母親(X)が子供(Y)に靴を履けとって履かせたという状況を表しているが、「給」を用いたbは母親が指示ではなく、実際に靴をもって子供に履かせたという状況を表している。同じように

「食べさせる」に対し、XがYに食べるように指示して食べさせる場合とXが手をもってYの口の中に入れて食べさせる場合とがあり、前者は「譲」と、後者は「給」と対応する。「給」は動作による働きかけであることは次のような例文からも分かる。例えば、「給～聴」では、

(19) 小王放録音給小陳聴。

王さんが陳さんにテープを流して聴かせる。

「給～喝」では、

(20) 小王拿出酒給小陳喝。

王さんが陳さんに酒を出して飲ませる。

「給～喫」では、

(21) 小王作飯給小陳喫。

王さんが陳さんにご飯を作って食べさせる。

などのように、Xが実際にYのために何かをしてあげたり、Yにものを与えたりして働きかけるときにもっとも適切である。逆に、Xが実際に動作をせず、ただことばだけで命令したり、指示したりして、あることを行わせる時には「給」が用いられない。例えば

(22) a 王さんが陳さんを働かせる。

のように、XがYに働くように命令する場合には

(22) b*小王給小陳労働。

とはいえない。逆に、この場合、「譲」を用いることが可能である。

(22) c 小王讓小陳勞働。

しかし、次の文では、「給」と「讓」のいずれも用いられているが、意味の上ではまったく異なる。

(23) a 我每天給他做飯。

(私が毎日彼にご飯を作ってあげる。)

b 我每天讓他做飯。

(私が毎日彼にご飯を作らせる。)

(23) の a と b は「給」、「讓」を除いて、ほかの部分はまったく同じである。しかし、意味の上では、「給」を用いた a 文は X が Y のために何かをしてあげる意味であるので、「ご飯を作る」行為は X によって行われ、Y は利益を受ける人であるのに対し、「讓」を用いた b 文は X が Y に指示してさせるの意味であるので、X が指示者であり、「ご飯を作る」行為は Y によって行われるものである。「給」は「讓」と違って、もともと「与える」という意味の動詞であり、例えば、次の文では「給」は単に与えるという意味しかない。

(24) 我給他錢。

(彼にお金をあげる。)

この文においては「我」(私)が「お金」を与える人で、「他」(彼)が「お金」をもらう人であり、両者の間に「給」によって授受関係が結ばれていると考えられる。このような「給」の本来の意味が(18) - (21) のような、X が Y にものをあたえて働きかけ、Y がその働きかけをうけて行為をする用法と(23a) のような、X が Y のために何かをしてあげる用法を生じさせたものと思われる。「給」のこのような意味の違いは動詞(V_2)の性質によるものである。例えば、(18) - (21) における V_2 はいずれも着脱類「穿」や「喫」(食べる)、「喝」(飲む)など味覚、視覚といった動詞である。これに対し、(23) の V_2 はそういった動詞ではない。すなわち、「給」は着脱類の動詞や視覚、味覚、聴覚といっ

た動詞とともに用いられる場合、V₂の動作はYによって行うというように理解できるが、それ以外の場合、V₂の動作はXによって行われるというように理解できる。この点「譲」とかなり異なっている。

2.5.2 心理的状态変化の動詞の場合

まず次のような例文を見られたい。

- (25) 彼女は昨夜私達をぎょっとさせたが、見かけのわりに、たいした負傷ではなかったらしく、室の搜索を喜んで承諾した。 『猫』
- (26) (首相は)新説を持ち出して記者たちを面食らわせた。 『毎』
- (27) そんな織江の反応がかえって彼をどぎまぎさせたのである。 『青』
- (28) 住民らを驚かせたのは駐車場での二つの高校グループの乱闘シーン。 『毎』

以上四つの文において、使役形の「させる」と結び付いて用いられている動詞は「行く」といったような意志性動詞と違って、人間の心理的状态変化を表すものであり、一般に本人の意志でそのような作用を行うことは不可能である。これらの動詞も「させる」と結合して使役文として用いられるが、意志性動詞と比べると次のような点で異なっている。まずこれらの動詞を用いる場合、XがYに対する働きかけはことばによる指示、命令は不可能であり、いずれも、Xが何かをしてあるいはしないで、その結果、Yにある心理的状态変化を起こさせるという意味である。(25)はX(彼女)がY(私たち)にぎょっとしろと指示してぎょっとさせたのではない。むしろ、Xのしたことが原因でYの心理的状态変化を引き起こしたものと理解すべきである。同じように、(26)もX(首相)がY(記者たち)に面食らうように指示、あるいは命令して面食らわせたのではない。「首相が新説を持ち出した」ことが原因となって「記者たち」を面食らわせたのである。つまり、この種の使役文はXがあることをして、そのことが引き金になって、Yの心理的状态変化を引き起こすのである。したがってXがことがらであっても可能である。例えば、(27)、(28)ではXとなるも

のがそれぞれ、「織江の反応」と「乱闘シーン」という非情物である。このようなXがことばによる働きかけが不可能である。これは助詞「を」と「に」の取りかたの違いからも分かる。一般に、意志性動詞は「に」を用いられるが、非動作性動詞は「に」を用いることができない。例えば、

(29) 僕が彼に行かせた。

という文では、助詞「に」を用いており、「僕」が「彼」に行けと行って行かせたという状況を表すことが可能である。しかし、(25) - (28)では、いずれも「を」を用いているが、これを(30)のように、「に」を用いて表すと不自然な文となる。

(30) a*彼女は昨夜私たちにぎょっとさせたが、……

b*そんな織江の反応がかえって彼にどぎまぎさせたのである。

c*住民に驚かせたのは駐車場での二つの高校グループの乱闘シーン。

d*(首相)は新説を持ち出して記者たちに面食らわせた。

2.1で述べたように、使役文における助詞「に」と「を」の違いの一つとして、「に」はYの意志を尊重し、「を」はYの意志を無視する場合に用いられる。したがって、これらの非意志性動詞を用いる場合、Yが意志をもたないので「に」が用いられないのは当然といえよう。このような動詞は上の例文にあげたもののほかに、次のようなものがあげられよう。

(31)	あわてる	感動する
	うっとりする	苦しむ
	いらいらする	狂う
	いらだつ	心配する。
	怒る	悩む
	おびえる	びっくりする

がっかりする ほっとする
興奮する。

これらの動詞は人間の心理的状态変化を表すものである。このような動詞を用いた文は一般に「YがVする」のように、心理的状态変化を起こす主体と心理的状态変化を示す動詞からなる。例えば、

(32) 彼がびっくりした。

文では、実際に「彼がびっくりした」ということの原因(誘因)が示されていない。しかし、実際に彼にこのような心理的状态変化を引き起こさせたなにかがあるはずであるから、仮に彼の心理的状态変化を誘発したものを(32)文の中に示すなら、その誘因が一般に「～に」あるいは「～で」の形で表されるだろう。(32)の文に、誘因となるものを入れると次のようになる。

(33) 彼がそのことにびっくりした。

しかし、この文は使役文になると、誘因である「そのこと」がXとして現れる。換言すれば、この種の動詞の使役文におけるXが実はYの心理的状态変化を誘発した原因であり、(35)のような文にすると、「～に」あるいは「で～」によって表される。したがって、これらの動詞を用いた場合、使役文は(34)のように置き換えることが可能である。

(34) XがYをVさせる → YがXに(で)V

次の置き換えの例を見よう。

(35) a そのことが彼をびっくりさせた。 →
b 彼がそのことにびっくりした。

(36) a 大自然のすばらしさが彼女を感動させた。→

b 彼女が大自然のすばらしさに感動した。

(37) a 持病が彼を苦しませた。→

b 彼が持病に苦しんだ。

(38) a 女が彼を狂わせた。→

b 彼が女に狂った。

これに対し、意志性動詞の場合、このような置き換えが不可能である。例えば、

(39) a 僕が彼を行かせた。→

b*彼が僕に(で)行った。

(40) a 僕が彼をすわらせた。→

b*彼が僕に(で)すわった。

などはいずれも不自然な文である。つまり、上のような非意志性動詞の使役文はXが原因を表すものであり、いわゆる原因使役文である。

一方、同じ心理的状态変化を表す動詞でも、「Y～に(で)V」という形ではなく、「Yが～をV」という形をとるものがある。例えば、「悲しむ」を用いた使役文は(41) bではなく、cのようになる。

(41) a 親の死が彼を悲しませた。

b*彼が親の死に悲しんだ。

c 彼が親の死を悲しんだ。

c文の「～を」の部分は一般に目的語としてとらえられるが、心理的状态変化を引き起こす原因としても考えられる。しかし、原因の強調という点では明らかにcよりも、aの方が強いといえよう。

このように、心理的状态変化を表す動詞は使役文において意志性動詞と異なることが明らかである。この違いは中国語においても見られる。

中国語の使役文においては、意志性動詞の場合、「讓」が可能であるが、「使」が用いられないということはすでに2.2で述べた。しかし、次に示すように、心理的狀態変化を表す動詞になると、「使」を用いることも可能である。次の例を見よう。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (42) 他的话使我失望，迷惑。 | 『悠』 |
| (彼の言葉は私を失望させ、とまどわせた。) | 上野訳 |
| (43) 這種情意使我十分感動。 | 同上 |
| (彼のこの気持ちが私を感動させた。) | 上野訳 |
| (44) 周圍的一切都使她激動。 | 『被』 |
| (周圍のすべてが彼女を感激させた。) | |

この点、「去」(行く)のような意志性動詞の場合「使」が用いられないのと対照的である。例えば

- (45) a 我讓他去。
 b*我使他去。
 (彼に行かせる。)

では、「讓」を用いたaはいえるが、「使」を用いたbはいえない。したがって、これらの動詞の場合、日本語との対応関係は次のようになる。

- (46)
- | | |
|----------|-----------------------------|
| a いらだたせる | {
讓～着急
使～着急 } |
| b 怒らせる | |

c 驚かせる { 讓～喫驚
使～喫驚

d 興奮させる { 讓～興奮
使～興奮

つまり、日本語では意志性動詞でも非意志性動詞でも、使役文の場合はいずれも「させる」を用いるのに対し、中国語では前者は「讓」を用い、後者は「讓」あるいは「使」を用いることになる。上の例における「讓」と「使」の違いはすでに2.2で言及した。ここでは省略する。次の例文も「讓」を用いて表すことができるが、「使」はできない。

(47) a 讓他生氣吧。

b*使他生氣吧。

(彼を怒らせておけ。)

(47) ではXがYに対し、働きかけはしていないが、Yが怒ろうとし、あるいはすでに怒っている状態をみて、それを止めずにYの怒るがままにしておくという放任の意味であるが、X（表面には出ていない）側に意図があるものである。放任使役についてはすぐ後で詳述する。一方、X側にYの状態変化を引き起こす意図がまったくない場合、（例えば典型的なのはXが非情物である場合）逆に「讓」のかわりに「使」が用いられる。

(48) 使她激動的是榮樹這樣清楚地知道她的家庭，並且這樣關心。『被』

(ただ、彼女を感激させたのは榮樹がこれほどくわしく彼女の家庭のことを知っていて、気がついていてくれるということだった。)

上野訳

(49) 子供の称呼使我一愕。

『一』

(その子のことばはわたしをおどろかせた。)

伊藤・香坂訳

(50) 童貞的変化，使喬光朴驚呆了。

『喬』

(童貞の変わりようは喬光朴を驚かせた。)

上野訳

このような文では「讓」が用いられないのであろう。しかし、これはいわゆる原因使役であり、「使」が原因使役文を表すということについては2.8で述べる。以下、中国語の心理的状态変化の動詞を示しておく。

(51) 着急(いらだつ)

心焦(いらいらする)

感動(感動する)

高興(喜ぶ)

生气(怒る)

喫驚(驚く)

發狂(狂う)

痛苦(苦しむ)

興奮(興奮する)

担心(心配する)

滿意(満足する)

驚慌(面食らう)

放心(安心する)

2.5.3 いわゆる所動詞の場合

寺村(1982)は受身を作ることのできない所動詞[注4]は使役にもならないとして、次のようなものをあげている。

ある → *あらせる

要る → *要らせる

似合う → *似合わせる

できる → *できさせる

一方、寺村は同じ所動詞でも感覚に関する、見える、聞こえる、匂いがするなどは場合によって作れそうだとし、次のような例をあげている。

- a 尻尾が見える → 尻尾を見えさせる
- b 低音だけが強く聞こえる → 低音だけを強く聞こえさせる
- c 香水の匂いがする → 香水の匂いをさせる

上の例では左側の「尻尾」、「低音」、「匂い」は助詞「が」をとっているものの、動詞「見える」、「聞こえる」、「する」の作用の主体ではなく、対象であり、対象語〔注7〕といわれるものである。実際に、動詞の作用の主体は人間である。この作用の主体は一般に助詞「に」をとって現れる。例えば、

- (52) a 彼にその山が見える。
- b 彼にその音が聞こえる。

三上(1972)は「私に」の「に」を位格、「山が」の「が」を所動主格とし、所動詞は一般に位格を要求するという。(52)の文に「させる」をつけて使役文にすることはできない。

- (52′) a* 彼にその山を見えさせる。
- b* 彼にその音を聞こえさせる。

(52′)は不自然な文である。この場合、やはり「ように」を用いるのが普通であろう。

- (53) a 彼にその山が見えるように、…………。
- b 彼にその音が聞こえるように…………。

次の文も「ように」を用いたaは自然な文であるが、「させる」を用いたbは不自然な文である。

- (54) a みんなに聞こえるように、大きな声で言ってください。
- b* みんなに聞こえさせるために、大きな声で言ってください。

一方、中国語ではこの「見える」、「聞こえる」に対応する「看見」、「聽見」という動詞は次の文においては「叫」、「讓」と共起できる。例えば

(55) a 我故意把信放在那兒讓他看見。

b 彼に見えるように、わざと手紙をあそこに置いたんだ。

c*彼に見えさせるためにわざとあそこに置いたんだ。

(56) a 我故意大声說話讓他聽見。

b 彼に聞こえるように、わざと大きな声で言ったんだ。

c* 彼に聞こえさせるために、わざと大きな声で言ったんだ。

また、日本語と違って、「看見」、「聽見」は受身の意味においても用いられる。例えば、

(57) a 你出来的時候沒讓老劉看見吧。

『隣』

b あなたが出てきた時に劉さんに見られなかった?

c*あなたが出てきた時に劉さんに見えられなかった?

(58) a 我們的談話讓他聽見了。

b 私たちの話の内容が彼に聞かれてしまった。

c*私たちの話の内容が彼に聞こえられてしまった。

中国語において、受身文はむしろこのような動作の結果をも表す場合に用いられる傾向があるといえる(木村(1981)参照)。

日本語の「見える」、「聞こえる」と違って、中国語の「看見」、「聽見」はいわゆる結果式動詞(結果式動詞に関する詳述は第3章を参照されたい。)である。「看見」は「看」と「見」の二つの形態素から構成されていると考えよう。「看」は見るという動作を表し、「見」はその結果、つまり意図した目的の達成を表す。したがって、「讓」は「看」とともに用いられる場合

(59) 讓他看。

(彼に見させる。)

のように、「彼」に「見る」という動作をさせる意味の使役文である。これに対し、

- (60) 為了解他看見～ ……。
(彼に～見えるように、……)

のように、「讓」は「看見」とともに用いられる場合、「見る」という動作の意図した目的が達成するようという意味になる。この意味で、同じ「讓」を用いているといっても、(59)と(60)の意味は違うのである。次の例文も結果式動詞「過上」(過ごせる)と「讓」とともに用いられる文である。

- (61) a 想方設法讓農民過上幸福的生活。
b なんとかして農民が幸せな生活が過ごせるようにする。
c* なんとかして農民に幸せな生活を過ごせさせる。

この文もXがYに動作をさせるのではない。「過上」はむしろ「過ごすことができる」という可能の意味である。もちろん日本語では、可能を表す「できる」や動詞の可能態(例えば、過ごす→過ごせる)はいずれも「させる」と結合しない。これに対し、中国語では「讓」は「能」(できる)とともに用いられる。例えば、

- (62) a 說大聲點兒,讓大家能聽見。
b みんなに聞こえるように大きな声で言って下さい。
(63) a 為了解大家冬天也能游泳,學校造了一個室內游泳池。
b 學校ではみんなが冬でも泳げるように室内プールを造った。

次は所動詞の「ある」に対する「有」であるが、

- (64) a 卓子上有了一本書。
b 机の上に本が一冊ある

のような存在を表す「有」の場合、

(65) a*讓卓子上有一本書。

b*机の上に本を一冊あらせる。

文はいえないが、所有の意味においては「讓」とともに用いられる。

(66) a 讓他有参加比賽的機會。

b 彼に試合に参加する機會があるようにする。

c*彼に試合に参加する機會をあらせる。

さらに「似合う」に相当する「相称」も次の例のように「讓」とともに用いられる。

(67) a 我提議，為了讓我們的職業跟人品相称，為了給這缺乏文明教育的人做個表率，也為了跟這樣的“時髦兒”表示告別，從現在起，我們要進行一次向文明進軍。 『路』

b 我々の職業と人柄が似合うように、また教養のない人に模範を示し、さらにこのようなモダンボーイと別れるために、我々はこれから文明へ向けてまい進するよう提案する。

このようにみると、日本語の所動詞は一般に「させる」とともに用いられないが、それに対応する中国語の動詞は「讓」とともに用いられるものと、用いられないものがあるということがいえる。後者の場合は「ある」に対する「有」（存在の意味）、「要る」に対する「要」などであり、前者の場合は「看見」（見える）、「聽見」（聞こえる）などの結果式動詞と「能」（できる）、「有」（所有の意味）、「相称」（似合う）などである。先に見たように、「讓」とともに用いられるといっても、意味的にはYの動作の目的の結果、あるいはYの状態変化の実現をめざすものであるもので、まだ実現していない場合には用いられるが、すでに実現した場合には用いられない。この点、他の動詞と違う。ま

たこれらの動詞は「讓」とともに用いられる場合、次の点においても他の動詞と異なる。例えば、「看」の場合、

(68) 我讓他看山。

(彼に山を見させる。)

のように、用いられるが、「看見」の場合、

(69) ?我讓他看見山。

(*彼に山を見えさせる。)

のように用いると、やはりやや不自然に感じられる。つまり、(68)は単にXがYに見るという動作をさせる意味であるが、(69)は目的の実現をめざすものであるから、その実現の手段を同時に文に示さないと、文としては落ち着きがわるい。したがって、この種の文は「為了」という前置詞をつけて現れるか、他の従属文を伴う形で現れることが多い。

2.6 許容使役

前述したように、許容使役とはすでにある動作・作用を起こし、あるいは起こそうとしている状態にあるYに対し、Xがその実現を妨げず、Yに許可を下したり、もしくはYの動作・作用を放任したりすることをさすものである。誘発使役と比べて、Xの働きかけが先にあるか、それとも動作・作用を遂行しようとするYの目的意識、ないし動作・作用が先にあるかという点において明らかに違いが見られる。誘発使役にあっては、Xの働きかけが先に行われ、その働きかけを受けてはじめて、Yが動作・作用を行うのであるが、許容使役にあっては、Xの働きかけに先立ち、ある動作・作用を遂行しようとする意志、もしくは動作・作用がすでにYの側において見られる。したがって、Xの働きかけも、Yの側に見られる意志、もしくは動作・作用にいかにして関与するかということになる。Yの意志を認めるか認めないかの場合には、「許可」(否定の場合、

不許可) という意味になるが、Yが行おうとし、もしくはすでに行っている動作・作用に対し、関知せず、そのまま放置する場合は「放任」(否定の場合、阻止) という意味になる。以下、許容使役を「許可」と「放任」にわけて考察することにする。

2.6.1 日本語の場合

「させる」はXがYにある動作・作用をするようにしむける場合のみならず、Yがすることに対し、許可する場合に用いられる。次の例文を見られたい。

- (1) 子供がどうしても行きたいといったから、しかたなく行かせた。
- (2) 彼女が発言したがったから、発言させた。

上の例文では、「させる」はいずれも許可の意味を表している。しかし、許可と見なされるのはそれぞれの文に「子供が行きたい」、「彼女が発言したい」という従属文があるからである。もしこれらの文脈がなければ、誘発使役の意味になるのであろう。

- (3) 子供を行かせる。
- (4) 彼女に発言させる。

(3)、(4)を見るかぎり、我々は許可の意味よりも誘発の意味に解釈するのであろう。なぜなら、この二つの文には(1)、(2)と違って、Xが働きかける前に、Yがすでにその動作を行おうとすることを表す文脈がないからである。この意味で、「させる」の表す許可使役の意味は誘発使役の意味よりも文脈依存度の合いが高いといえよう。次のあげる例文も許可使役を表すものである。

- (5) 彼が行きたいというので、行かせてやった。
- (6) もう一度彼女と話させてくれないか。
- (7) 私にもその実験をやらせてください。

『青』

『点』

(5)は補助動詞の「～てやる」を、(6)、(7)は「～てくれる」をそれぞれ用いているが、この二つの補助動詞は一般に受給表現とされている。「～てやる」は「XがYに～をVてやる」あるいは「XがYをVてやる」の形で用いられるが、この場合、前者は利益の恩恵の供与の意味を表し、後者は不利益の供与を表す。いずれの場合も実際に動作を行うのはXであって、Yではない。つまり、Xが動作をし、その動作がYに及ぶというように考えられる。しかし、「～てやる」は「させる」とともに用いられ、「XがYに～させてやる」のような形になると、実際に動作をするのはYであり、Xではない。この場合、「～てやる」はXが単に動作をするYの意向にそうように許可を与える意味を表すことになる。したがって、Yがしたがるようなことは「～てやる」をつけて表すことができない。例えば、

(8) a* 太郎が行きたがらない次郎を行かせてやった。

b 太郎が行きたがっている次郎を行かせてやった。

(8)ではaは不自然な文であるが、bは自然な文である。つまり、「させる」に「～てやる」をつけると、許可を与える意味が生じるということがいえる。次の例文をみよう。

(9) a 友人を自分の家に泊ませた。

b 友人を自分の家に泊ませてやった。

(9)において、aは積極的に友人に泊まるように働きかけて泊ませた状況を表すのに対し、「～てやる」を用いたbはaと違って、友人に許可をあたえて泊ませた状況を表している。

一方、「～させてくれる」は「～させてやる」による、XがYに許可をあたえる状況とは反対に、YがXに許可を求める場合に用いられる。(6)、(7)はそうであるが、次の文も同じである。

(9) おなかすいたよう。ごはん食べさせてくださいよ。

『厭』

久野（1978）は視点という観点から「～てやる」は主語寄りの視点をとるのに対し、「～てくれる」は与格目的語寄りの視点をとるといふ。このように、補助動詞として視点が異なる「～てやる」と「てくれる」であるが、使役文においては、前者はX側からYに対し、許可を与える場合に用いられ、後者はY側にとって、Xから許可を与えられる場合に用いられるという違いがあるといふことがいふよう。

以上「させる」が許可使役を表す場合のいくつかの形式を見たが、以下放任の場合に移る。

先に述べたように、許可使役はあることをしようとするYに対し、Xが許可を下すという意味である。しかし、あることをしようとするYに許可を与えるのではなく、むしろ、Yのすることに対し、さしずを控え、干渉しないのがこの放任使役である。たとえば

(10) どこか私大の文科にでも入れて、のんびり好きなようにやらせておく方がよかったです。 『猫』

(11) あたし、その石井とやらに一度会ってみたいな。さぞかしいやな野郎だろうけど、いっぺんぎゅっと言わせといたほうがよさそうよ。 『青』

(12) 「ご自由におやりなさい」とばかり、中盤で泳がせといてゴールまでがっちりね返す。暑さを計算に入れて力を温存した。

新聞例

(10)－(12) はどれもYがすることに対し、Xがやめさせようと思えばできないことはないが、あえてさしずをせず、Yがしたいままにさせ、いわば傍観の立場をとっている。この場合、補助動詞の「～ておく」とともに用いられるのが普通である。放任使役は、XがYの動作・作用にまったく関与せず、その行為を阻止しないものだから、Yの動作・作用が自分の意志であろうが、なかろうが、いずれも結構である。例えば、次の例文は放任の意味しかとれず、許可の意味がない。

(13) 勝手に怒らせておけ。

許可使役の場合はYの動作はXの許可のもとで行われるが、放任使役の場合はYの動作・作用はXの許可なしに行うことが可能である。この点は許可使役と異なる。

2.6.2 中国語の場合

まず、許可使役の例文をみよう。

(14) 讓他喝吧。他好久沒說個痛快了，讓他喝喝說說免得憋死。『悠』
飲ませてやってください。ずっと長い間愉快地話をしたことがない
んです。飲んで話をさせてやったら、気もはれるでしょう。

上野訳

(15) 你們就高抬貴手讓我姐走吧！『金』
許してやって、姉を行かせてやってください。

(16) 姑爺，你就讓姑娘睡吧。『馬』
おじさん、娘さんを寝させてやってください。

例文のように、中国語では許使役において「吧」[注8]をつけて表す場合が多い。この場合、訳文にあるように、日本語の「させてやる」と対応する。また、YがXに許可をもらって、自らある行為をする場合も許可という意味になる。例えば、

(17) 不，讓我想想。『城』
いいえ、ちょっと考えさせてくれ。

(18) 英子要演戲啦，叫我去看么？ 同上
英子が芝居をするそうだが見（さ）せてくれるのかな、

(19) 走廊空氣清新，你就讓我在走廊吧！『九』
廊下のほうが空気が新鮮だから、廊下に居させてください。

(20) 那就先讓我試試吧。

『路』

じゃ、先に私にやらせてみてください。

この種の使役文は先に見た日本語の「させてくれる」がついた使役と似たような用法であるが、実際に訳文でも大体対応している。ところが、次のような用法は「させる」ではもはや対応しきれない。

(21) 讓我們一起走吧。

一緒に行こう。

*我々を一緒に行かせよう。

(直訳)

(22) 讓我們奮闘吧。

一緒に頑張ろう。

*我々に奮闘させよう。

(直訳)

これはもともと許可の意味を表す使役であると思われるが、ここでは、もはや許可の意味がなくなり、勧誘、意志の表現として使われる。英語の let と似ている。中国語でも「叫」を用いては表せない。この種の文と許可の文との違いは許可にあっては、(X)にあたるものが文の表面に現れなくても、実際に存在するが、(21)、(22)ではXが存在しないのである。例えば、(17)の文では、Xが文の表面に出ていないが、許可をもらう相手がはっきりしており、文の中に付け加えることができる。したがって、(17)を次の(17′)に言いかえても可能である。

(17′) 不，你讓我想想。

同じように、(18)－(20)もこのような言いかえが可能である。実際に(19)はXの「你」(あなた)は文の表面に出ている。これに対し、(21)、(22)はXを補うことができない。

(21″) * 你讓我們一起走吧。

(22″) * 你讓我們奮鬥吧。

敢えて言えば、この二つの文のXにあたるものは「我們」(我々)であり、(21)、(22)ではそれが省略されたと考えられるが、しかし、これも次に示すように、「我們」の付いた(23)、(24)は不自然な文である。

(23) * 我們讓我們去吧。

(24) * 我們讓我們奮鬥吧。

一般に省略されるべき要素は復元可能と考えられるが、(23)、(24)のように「我們」が復元できないことから、やはり省略とは考えられないのであろう。

以上、見たように、中国語の許可使役においては、(21)、(22)のような用法を除いて、大体において、日本語の許可使役と対応する。また次の放任使役でも、対応することができる。

(25) 別管他，讓他走吧。

ほうっておこう。彼をいかせておこう。

(26) 讓他去發火吧。

勝手に怒らせておけ。

ただし、日本語ではこの場合よく「～ておく」とともに用いられるのに対し、中国語では、文脈によって判断する場合が多い。例えば、

(27) 如果有誰願意說閑話，叫他們說上三個月，往後連他們自己也覺得沒味了。

『喬』

噂をしたいと思う者があっても、三ヶ月も言わせておけば、あとは彼ら自身でさえ味気なさを感じるようになってしまうだろう。

上野訳

「もっとも、この文は許可と放任のいずれに解釈してもさしつかえない。いったい、許可と放任とは意味の上ではつながっているものであり、両者の違いが微妙な場合がある。このことは中国語に限らず、日本語についてもいえることである。

2.7 使役者（X）が有情者で、被使役者（Y）が非情物の場合

これまで述べてきたのはほとんど、XとYがともに有情者の場合であるが、「させる」と「叫、譲、使」による使役文において、Xが有情者でYが非情物の場合もある。本節では、Xが有情者、Yが非情物の場合を取りあげる。

2.7.1 Yが有情者である場合との違い

まず例文から見ていこう。

- (1) この日の試合で本塁打を打った掛布選手は「ビールで顔が痛いけどうれしい痛さ」と顔をほころばせた。 『毎』
- (2) 「…………でも優勝した実感がまだない」と、ヒーローは充血させた目をしばたかせていた。 『読』
- (3) 兼彦氏が、声をふるわせて抜穴にとび込もうとしたのを、兄が押し止どめた。 『猫』
- (4) 信介は息をはずませて疾走し、力がつきるまで走り続けて、芝生の上に倒れるように体を投げ出した。 『青』
- (5) 信介はホームの掲示板を首を反らせて眺め、山手線の表示をたどって国電のホームに向った。 同上
- (6) ところが二回から立ち直ったかに見えた江川が、五回に乱れて試合をもつれさせた。 『読』
- (7) 洗濯機の水あふれさせて、ベランダ水浸しにしたり、おふろを沸騰させて、あとでガス代に泣いたり、私以外とドジなんです 同上
- (8) また、同首相は「日本との関係は重要であり発展させたい。……」

と表明、…………。

『毎』

- (9) ……経済四団体、地方自治六団体を中心になって「祝う会」を発
足させた。 同上

- (10) 慶大医学部の飯塚八理教授たちのグループは、一定の方法で精液の
中の精子を沈ませて分離することに成功した。 『朝』

- (11) P・K手術はこの角膜の表面に所どころ、細かい切り込みをいれて、
角膜を緩ませ、より正常な形式にする手術。 『読』

以上あげたXが有情者で、Yが非情物の使役は、XとYがともに有情者である場合と比べて次のような点において異なっている。

第一に、Xの働きかけおよびYの動作・作用のしかたが違う。第二に助詞の取りかたが違う。まずXの働きかけのしかたから見ると、Yが非情物の場合、ことばによる働きかけが不可能だということである。つまりXが非情物であるYに対し、ことばで命令したり、指示したりして、ある動作・作用をしむけることは不可能だということである。またYも非情物だから、自らの意志で動作・作用を行うことができない。これは、このような使役形においてYが助詞「を」しか取れず、「に」を用いることができないということからもわかる。(1) - (11)の例文において、いずれも「を」が用いられている。これを「に」におきかえることはできない。例えば、

- (12) a ほほをほころばせた。

b*ほほにほころばせた。

- (13) a 試合をもつれさせる。

b*試合にもつれさせる。

- (14) a 会を発足させる。

b*会に発足させる。

- (15) a 経済を発展させる。

b*経済に発展させる。

では「に」を用いると非文となる。しかし、次のような、非情物が人間に見立

てられ、あたかも有情物のように働くコンピューターや機械の場合は「に」でもよさそうである。例えば、

(16) 人間はもっとまじな仕事をやるべきだ。これだったらオートメーションの機械にやらせるほうがいい。 『青』

(17) 小説なんかの場合でも、機械に下訳させて、あとで人間が手をいれるということでも可能でしょう。 『毎』

(18) コンピューターに計算させる。

(19) ロボットにお茶を運ばせる。

さて、(1) - (11)をみると、これらの文は次のように三つのグループに分けられる。

- 1) 対応する他動詞がない自動詞で、しかもYがXの所有物であるグループ（(1) - (5)）である。
- 2) 対応する他動詞がない自動詞で、YがXの所有物でないグループ（(6) - (9)）である。
- 3) 他動詞のある自動詞に「させる」をつけて表すタイプ（(10)、(11)）である。

以下順をおって述べていくことにする。

2.7.2 対応する他動詞のない自動詞の使役形

2.7.2.1 被使役者（Y）が使役者（X）の所有物である場合

高橋（1985）は、YがXの所有物の名詞である場合、「自動詞+させる」という形式を使っても、意味的に使役性がないとし、これを「再帰態」という。このような文ではYがXの所有物であるから、Xが直接にYを動かしており、Yの動きはXの動作の一部としてとらえられる。つまり、Xが間接的にYの動作を引き

起こしたのではなく、自ら体の一部を動かしているのである。この再帰態に対応する中国語も一般に他動詞か自動詞で表され、「叫、讓、使」を用いることは許容されない。例えば

- (20) a ふだん無口の辰平が口を尖らせて座り込んだのであるから凄^い劍幕である。 『檜』
b 平素一貫寡言的辰平這回竟噉着嘴闖進屋來，所以氣霧十分緊張。 吳樹文訳
c*平素一貫寡言的辰平這回竟讓嘴噉着闖進屋來，所以氣霧十分緊張。 (直訳)
- (21) a そこへ来るとおりんは辰平の肩をたたいて足をバタバタさせたのである。 同上
b 這時阿鈴拍拍辰平的肩，来回擲動着双脚， 同上
- (22) a 兼彦氏と夫人は目をぱちくりさせた。 『猫』
b 兼彦和夫人眨了眨眼睛。 金岡訳
- (23) a 兼彦氏が、声をふるわせて抜け穴にとび込もうとしたのを、兄が押し止どめた。 同上
b 兼彦声音抖顫，説着就想進洞去。哥哥拦住了他。 同上
- (24) a 外は月の光で明るい^が、顔をかくして、身体をふるわせながら、又やんが蹲っていたのである。 『檜』
b 門外月光明亮，只見阿又遮住臉全身顫抖着蹲在那里。 吳樹文訳
((20) の直訳で示すように、中国語では「叫、讓」は一般に使われない。これは (21) - (24) の例文についてもいえる。)

これらの文において、日本語では自動詞に対応する他動詞がないから、やむなく自動詞に「させる」をつけて、他動詞の働きをさせているが、中国語ではこれらの自動詞に対応する他動詞があるからそのまま他動詞を用いればよいのである。また中国語において対応する他動詞がなくても自動詞で表すことになる。(23)、(24)は自動詞文で表されているが、次の文でも自動詞を用いるのであろう。

(25) a 彼はあしを滑らせて転んだ。

b 他脚一滑, 摔了一跤。

しかし、同じ対応する他動詞のない自動詞でも、Yが自分の所有物でない場合、中国語との対応の様相が違って来る。次はこれを考えてみる。

2.7.2.2 被使役者(Y)が使役者(X)の所有物でない場合

YがXの所有物でない場合、「自動詞+させる」の形に対して、中国語の対応は先に見た場合と違って、二つの形式の対応が可能である。一つは日本語の自動詞に対し、中国語も自動詞としての用法しかないため、「使」や「讓」をつけて対応させている。例えば

- | | | | |
|--------|---------|---|-------|
| (26) a | ～が成功する | → | ～成功 |
| | ～を成功させる | → | 使～成功 |
| b | ～が進展する | → | ～有進展 |
| | ～を進展させる | → | 使～有進展 |
| c | ～が緊張する | → | ～緊張 |
| | ～を緊張させる | → | 使～緊張 |
| d | ～が溢れる | → | ～溢出来 |
| | ～を溢れさせる | → | 讓～溢出来 |

もう一つは日本語の自動詞に対応する中国語の動詞は自他両用のため、そのままの形で「自動詞+させる」と対応する。

- | | | | |
|--------|---------|---|-----|
| (27) a | ～が発展する | → | ～発展 |
| | ～を発展させる | → | 発展～ |
| b | ～が普及する | → | ～普及 |
| | ～を普及させる | → | 普及～ |
| c | ～が安定する | → | ～安定 |

～を安定させる → 安定～

(27) の右側の中国語はそのままの形で左側の自動詞にもまた「自動詞+させる」にも対応できる。しかし、この場合同時に日本語の「自動詞+させる」には「使～発展」のような使役形で対応させることも可能である。つまり、「自動詞+させる」に対して、同時に他動詞と使役形が対応し、次のような対応関係になる。

(28) a	～を発展させる	{	発展～
			使～発展
b	～を普及させる	{	普及～
			使～普及
c	～を安定させる	{	安定～
			使～安定

この場合、右側の他動詞（発展）と使役形（使～発展）の違いが問題になるが、他動詞はYの自発性（有情物の場合、主体性）を問題にしない場合に用いられ、使役形はYの自発性が問題にされる場合に用いられる。例えば、次の他動詞を用いた文では前句と後句はいずれもXの働きかけのみに重点をおき、両者は並立関係にある。

(29) 拡大日中貿易，発展日中関係。

（日中貿易を拡大させ、日中関係を発展させる。）

しかし、これを(29′)のようにいいかえ、後句を「使～発展」の形にすると、(29)に見られるような並立関係がなくなり、後句が目的の実現を表すことになる。

(29′) 拡大日中貿易，使日中関係得到発展。

a (日中貿易を拡大させることによって、日中関係を発展させる。)

b (日中関係を発展させるために、日中貿易を拡大させよう。)

(29′)において、他動詞の「拡大」(拡大させる)を用いた前句はY(日中貿易)への働きかけのみを重視し、Yの状態変化の自発性が問題にされないが、「使～」を用いた後句はY(日中関係)の状態変化の自発性が重んじられ、Yの状態変化の実現が問題になる。したがって、(29)のような並立関係と違って、他動詞の「拡大」を用いた前句は「使～」を用いた後句の目的の実現の手段を表し、「使～」を用いた後句は前句の目的を表すことになる(日本語の訳文はaとbのいずれも可能である)。このように、使役形は他動詞とくらべて、Yの状態変化の自発性を常に意識するため、他動詞とともに用いられる文においては、前者(使役形)は目的を表し、後者(他動詞)は、手段を表すことになる。これは中国語のみならず、日本語についてもいえることである。次に述べる日本語の、対応する他動詞のある自動詞の使役形と他動詞との違いについても、このような説明の妥当性が裏付けられる。

2.7.3 対応する他動詞のある自動詞の使役形

ここで、とりあげようとするのは対応する他動詞のある自動詞に「させる」をつけて表す種類のものである。一般にYが有情者であれば他動詞を用いても、またその他動詞に対応する自動詞に「させる」をつけて「自動詞+させる」という形を用いてもよい。例えば「XがYを降ろす」と「XがYに降りさせる」はどちらも用いられるが、ただし、その意味の違いとして、前者はYの意志を無視する表現であるが、後者はYの意志を問題にする表現である。これに対し、Yが非情物である場合、対応する他動詞があれば、その他動詞を用いるのが普通で

ある。例えば

(30) 机を壊す。

という文に対し、

(31) *机を壊れさせる。

は非文である。ところが、対応する他動詞があるにもかかわらず、「自動詞+させる」を用いる例がある。井上(1976)は

(32) a ジェリーを早く固まらせるには、冷蔵庫に入れるとよろしい。

b 傷を早く塞がらせるには、この薬が一番よろしい。

c メアリーが水につけて、毛織物を縮ませた。

といった例をあげ、補文の主語(Y)が無生名詞(本研究の非情物に相当する)でも、自発性をもっていれば、いえるが、

(33) *原住民が粘土を固まらせて家を作る。

(34) *メアリーが日程を縮ませた。

のような文は名詞句(Y)に状態変化をする自発性がないので許容されないという。ところが、森田(1971)はこの「自動詞+させる」について、井上とまったく異なるようなことを述べている。

① コロンブスが卵を立てた。

② コロンブスが卵を立たせた。

①は「卵を立てた」という客観的事実、コロンブスの他動行為の事実を端的に叙述したもの。②は本来立つべきでない卵をいろいろとくふうして立てることに成功したという、対象C(Yにあたる)をある状態にならせる

ことへの実現を述べる。「科学者が雨を降らせる」「鳴かぬなら鳴かせてみせようホトトギス」いずれも不可能を可能ならしめる意識が潜む。それ故、①は、B(Xにあたる)がCを本来そうなり得るはずの状態にする意識であり、②は本来そうなり得ない、そうなりにくい、またはそうなることを予想していない状態を、Bの意志で実現に導く、という意識である。この意識が、Bの意志で実現させる<使令>、実現をしむける<誘発>、実現を認める<放任・許容>などの派生的意味を生む。例えば、①文型「…ヲ立テル」は

「旗を立てる／立札を～／尻尾を～／青筋を～／水煙を～」
のように、立てる対象物は、本来立ち得るもの、立つことが予想出来るもので、それに対する他動的行為にすぎないが、②文型「…ヲ立たセル」は「卵を立たせる／茶柱を～／(奇術で)皿を載せた棒を～」
のように、立ちにくいもの、立つ必然性の薄いものを行為者の意志で実現に導くという場合に用いられている。

井上のあげた例は使役形「自動詞+させる」しか用いられないものばかりであるが、これに対し、森田は他動と使役のいずれも可能であるが、一方を用いることによって、意味に違いが生じる例を扱ったものである。森田の例をも説明しようとする、井上のように、名詞に自発性があるかないかを問題にしても、説明できないようである。したがって、他動と使役の両方が使える文に関しては、他の条件を考えなければならない。次の例文を見られたい。

(35) a 鉄パイプを曲げて椅子の足を作る。

b* 鉄パイプを曲がらせて椅子の足を作る。

(36) 鉄パイプを曲がらせるには熱を加えるとよろしい。

(35) では「曲げる」を用いたaは適格な文であるが、「曲がらせる」を用いたbは不自然な文である。ところが、同じ「曲がらせる」を用いた(36)は自然な文である。この三つの文とも文の中でYの状態変化「鉄パイプが曲がる」について触れているが、しかし、そのことがXの目的であるか否かによって「曲

がらせる」が使えたり、使えなかったりする。(35)は「椅子の足を作る」ことが目的であり、「鉄パイプを曲げる」ことは「椅子を作る」目的を達成させるための手段にすぎない。これに対し、(36)では、「鉄パイプを曲がらせる」ことが手段ではなく目的である。つまり、Yの状態変化が実現する(鉄パイプが曲がるようにする)そのことを目的とする文脈においては、「自動詞+させる」は許容されるが、Yの状態変化の実現そのことは手段であって、目的ではない場合には「自動詞+させる」が成立しない。したがってYの状態変化が目的ではない(35) bでは「曲がらせる」は成立しないが、Yの状態変化の実現が目的である(36)では「曲がらせる」は適格な文となる。次の例文を見てみよう。

(37) a 水を流して汚物を流れさせる。

b* 水を流れさせて汚物を流す。

(38) 下水の詰まった水を流れさせた。

『日本語』

「水」と「汚物」に対して、他動の「流す」と使役の「流れさせる」のどれを用いても可能であるが、しかし、「流れさせる」はYの状態変化の実現が目的である場合にのみ用いら、手段の場合には用いられない。(37)では「水を流す」ことが手段であり、「汚物を流れさせる」ことが目的であるため、「汚物を流れさせる」を用いたaは正しい文であるが、「水を流れさせる」を用いたbは非文である。これに対し、「水を流れさせる」ことが目的である(38)になると、適格な文となる。

以上の観察を通じて、Yの状態変化の実現が目的でない文脈においては、たとえYの名詞にいわゆる自発性があっても、必ずしも「自動詞+させる」は用いられるとは限らない。逆にYの名詞に自発性がなくても、Yの状態変化の自発性が重視され、しかもその状態変化の実現が目的である場合、「自動詞+させる」の形を用いることができるのである。実際に井上がいえないという(33)の例文も、その文においてXの目的は「家を作る」ことであって、「粘土を固まらせる」ではないために、「固まらせる」がいえないのであるが、これを(39)のように「粘土を固まらせる」ことがXの目的である次の

(39) 粘土を固まらせるには日当たりのよい場所に置くとよい。

ような文にすると、(33)よりは許容度が高く、成立するのであろう。森田のあげた「卵を立たせた」なども、もともといわゆる立つ自発性のないものであるが、それに自発性を与えれば、②のように可能な表現となる。ただし、この場合もし「卵を立たせる」ことが目的でない文脈であれば、やはり不自然な表現になるのではないだろうか。このような自発性がなくてもいえる表現の極端な例として例えば、マジシャンが観客にくばったカードを魔術を使って自分の手元に戻す、というような手品を見せる場面で、

(40) 私はこれからカードを自分のところに集まらせるから、みなさん私の手に注目してください。

のようにいうことも可能であろう。

2.8 使役者(X)が非情物で、被使役者(Y)が有情者の場合

Xが非情物でYが有情者の使役形と、XとYがともに有情者の使役文とくらべ次のような点で異なる。まずXの働きかけから見れば、Xが非情物の場合はXがYに対しことばによる指示や命令が不可能であるということがいえる。この点、Xが有情者でYが非情物の場合、XがYに対し、ことばによる働きかけが不可能なのと同じである。しかし、Xが有情者の場合、Yが非情物でも、Xに意志があるのでことばによる働きかけができなくても、前節で見たように、ある行為や動作などによって働きかけることができるのである。それにひきかえ、ここでとり扱うXが非情物の場合はXが意志をもたない非情物であるから、自らの意志によってなんらかの動作をして働きかけをすることができない。またYの動作・作用からみると、Yが自分の意志によって動作・作用を行うことができない。つまり、この種の文ではXにもまたYにも意志がないのが普通である。例えば、

(1) 春島に五月の風が吹きすぎて行くと、なつかしい土の匂いが信介
をうっとりさせた。 『青』

という文では、X(匂い)が「Y(信介)のびっくりする」という作用を引き起こす原因である。Xが意志をもってYに働きかけるのでもなければ、Yが自らの意志でそのような作用を行ったのでもない。次の例文においてもそうである。

(2) 待合室には十五、六人ほどの男や女がいた。その中に女がいること
が信介を驚かせた。 『青』

(3) 得体の知れない激しい嫉妬が天辰の主人をおろおろさせてしまった。 『世』

(4) 電灯のない、農家の真夜中は、うめ女を毎夜途方にくれさせた。 『厭』

(2)では「女がいること」が原因で「信介」が驚いたのであり、(3)では「激しい嫉妬」が原因で「主人」がおろおろしてしまったのである。また、(4)は「うめ女」が「真夜中」のために「途方にくれる」のである。井上(1976)はこの種の使役文を「原因の使役文」とし、

(5) 父の死が花子を悲しませた。

ヴェトナム戦争は多くの人を死なせた。

ドル・ショックが人々の判断を狂わせた。

のような例をあげ、下線で示す部分が原因を表しているから、次のような文におきかえると、そのまま原因格で表すことになるという。

(6) 花子は父の死を悲しんだ。

ヴェトナム戦争で多くの人死んだ。

ドル・ショックで人々の判断が狂った。

実際に日本語では、原因使役文でもXの部分で「が」ではなく「で」で示すことがある。

- (7) 少し前には新郎のお色直しで、「男が軟弱になった」と中年諸氏を嘆かせたが、最近はそれどころか、さまざまな新商売が登場し、一段とにぎやかになっている。 『読』

この文では「お色直し」部分はXにあたるものであるが、「が」ではなく、「で」という原因を示す助詞で表されている。

中国語では原因使役文は次のようになる。

- (8) 謙虚使人進歩。
(謙虚が人を進歩させる。)
- (9) 戦争使他失去了親人。
(戦争が彼の肉親の命を奪った。)
- (10) 失敗使他更堅強。
(失敗が一層彼を強くさせた。)

中国語ではこのような使役文は主として「使」によって表されるが、この場合、「使」は原因、理由を表す「因為」、「由於」とともに用いることも可能である。例えば、

- (11) 但由於種々の机緣，使我同王力教授不僅相識而且保持了多年的交誼。 『人』

(様々な機会や因縁で、王力教授と知り合うようになったばかりでなく、長い交友関係を続けてきた。)

このようにみると、Xが非情物で、Yが有情者の場合、日本語と中国語は似かよっているようにみえる。しかし、実際の使用に際して、中国語では「使」を用いた使役文はよく用いられるが、日本語では「させる」による使役形は普通

使われないという違いがある。吉田（1971）は日本語のこの種の「～させる」構文について、次のように述べている。

非情物が他を使動するということは本来ありえないことなので、初期はぎこちない表現であったが、次第にこの言い方が勢力を占めてきている。元来国語にはなかったのであるが、近代になって外国語翻訳の影響によって新しみのある言い方として発達してきたものである。

これと同じ趣旨で、佐治（1984）は中国語の「這件事真使我感動了」の日本語訳として「このことは私を感動させた」は成立つ表現であるとしながらも、「だれだれがなにになにに感動する」の型で言うのが普通であり、自然であるとし、正しくは「私はこの事に非常に感動した」「私はこの事にひどく感動させられた」と訳すべきであると主張している。佐治は「人以外の事物が、使役文の主語になって、人が使役の対象になっているような言い方は、いわゆるバタくさい言い方であって、外国語直訳調の感じがする」と述べている。

特に、意志性動詞の場合、佐治のいう外国語直訳調はより強く感じられるのであろう。例えば、

（12）何が彼女をそうさせたのか。

という文はいわゆるバタくさい言い方としてよく引き合いに出されるが、（1）－（4）（動詞が非意志性のもの）と比べて、そうした感じがより強いことは確かであろう。次の（13）はもっと落ち着きがわるい。

（13）？何の力が彼をそんなに一生懸命練習させたのか。

しかし、中国語では、このような表現は「使」によって表すことができる。

（13'）是什麼力量使他那樣拼命練習的。

(13) とくらべて、(13'') はより自然である。特に、以下の例における「X使Y～」の「～」の部分が四字成句あるいは複雑な構造である場合、日本語では「させる」が対応しきれなくなり、原因結果文の形で表すことになる。

- (14) a 对成功的希冀，对失败的担忧，使我食不甘味。 『人』
b 成功への希望と失敗への憂いで、食事も喉を通らないほどである。
c*成功への希望と失敗への憂いが私に食事をおいしく食べさせない。

(直訳)

- (15) a 不僅是他的屋子，楼上各处的門与窓都開着，一塊塊的陽光印在地板上，使人覺得非常的痛快。 『儀』
b 彼の部屋だけでなく、二階のどの部屋もみなドアも窓も開らかれていて、陽光が床板の上に射し込んでいて、とても気持ちよかった。
竹中訳

- (16) a 去年，電視連續劇《今夜有暴風雪》的出現，使許多觀眾对電視劇藝術刮目相看。 『人』
b 去年、テレビドラマ《今夜有暴風雪》の現れによって、多くの観客が新しい目でテレビドラマを見るようになった。

- (17) a 一股喜悅的衝動，使他三步並作兩步地跑回自己十平方米的亭子間。 同上
b あまりのうれしさに、彼は急ぎ足で自分の十平米ほどの部屋へ走って帰った。

- (18) a 在北京一個多月的參觀，使我看到了祖国河山的美麗，農工商各項事業蓬勃的發展。 同上
b 北京での一ヶ月余の見学を通じて、祖国の美しい山河と農業、工業、商業の盛んな発展ぶりを見ることができた。

中国語において、これらの文はいずれも「～」の部分が一つの動詞ではない。(14) cの直訳で示すように、日本語では「～させる」を用いることは許容されない。「使」に対応する部分はいずれも原因を示す形(下線の部分)で表すよりほかない。

第二章 [注]

- [注1] 意志性動詞と非意志性動詞は動作・作用の主体が意志をもつかもたないかで区別される。中国語では次のような違いが見られる。意志性動作は命令文をつくることができるが、非意志性動詞はそれができない。また前者は否定の「不」をつけて自分に意志のないことを表すことができるが、後者は「不」をつけると、事実の叙述を述べる意味になる。使役文の「使」は一般に非意志性動詞としか共起しないが、次のような場合、意志性動詞と共起することもある。しかし、この場合、Yが指示、命令する指示者ではなく、原因を引き起こす非情物（有情者であっても、非情物として扱われる）あるいは事柄であり、また動詞の前にYの動作を修飾する様態副詞があるのが普通である。「是什么使他那么認真学习的。」（何が彼にそんなに真面目に勉強させたのか。）は自然な文であるが、「XがYに真面目に勉強させた」という意味ではなく、Yが真面目に勉強する原因が何であるということを表している。
- [注2] 中国語では動詞と形容詞は形式の上では区別がつかないので、両者を区別するためのテストの一つとして、動詞はABABの重ね型形式をとり、形容詞はAABBの重複の形式をとるとされている。
- [注3] 「られる」は尊敬の意味もあるが、ここでは可能態の意味である。
- [注4] 所動詞は三上(1972)の用語であるが、三上は所動詞として、「できる」のほかに「見える」「聞こえる」、可能を表す「飲める」「読める」などをあげている。
- [注5] 「ようにする」はいろいろな場合に用いられ、「明日行くようにします」のような表現も可能であるが、ここでは使役文と意味上のつながり問題にしている。
- [注6] 意志性動詞は非意志性動詞と多くの点で異なる。例えば、前者は命令形を用いて命令を表せるが、後者はそれができない。また、前者は命

令形を用いて、「すわろう」のように、自分の意志を表すことができるが、後者は「驚こう」のような形を用いて、自分の意志を表すことができない。さらに、意志性動詞は「～てみる」とともに用いられるが、非意志性の動詞は「～てみる」とともに用いられない。詳しくは吉川(1974)参照。

[注7] 時枝(1950)参照。

[注8] 「吧」は語気助詞(ムード)とされており、いろいろなムードを表すことができる。呂(1976)によると、命令、要求、催促などの場合に用いられる。

第3章 他動詞文の使役性

1.3では、本研究でいう使役表現は「させる」と「叫、譲、使」による形式のみならず、Xの働きかけとYの状態変化を同時に示す他動詞をも含めるということ述べた。本章では、このような他動詞文による使役表現をとりあげることとする。

3.1 働きかけのみを表す他動詞

他動詞のすべてがXの働きかけとYの状態変化を表すかということそうではない。次にあげる他動詞はXとYを文の中に同時に示しながら、Xの働きかけのみに言及し、Yの状態変化についてはまったく触れていない。例えば、

(1) 太郎が次郎を蹴った。

という文において、「蹴る」はX(太郎)とY(次郎)を同時に示しながら、XのYに対する働きかけのみを表し、Yの動きについては言及していない。つまり、(1)の文ではXがYに対し、「蹴る」という動作を行い、その働きかけを受けたY側において、状態変化が起きたかどうかは問題にしない表現である。日本語では「蹴る」と似たような動詞は次のようなものがある。

(2)	いじる	さわる
	うつ	つく
	おさえる	なぐる
	おす	なでる
	かじる	なめる
	かむ	にぎる
	こする	ひっぱる

これらの動詞はいずれも「蹴る」と同様、Xの働きかけのみを表し、その働きかけをうけたYの状態変化については触れていない。また形態上対応する自動詞ももっていない。寺村(1982)はこのような対応する自動詞のない他動詞を「絶対他動詞」としている。日本語においてこのような絶対他動詞はXの働きかけのみを表し、Yの状態変化に関して触れないのが普通である〔注1〕。

一方、同じ他動詞でありながら、次のようなものはXの働きかけのみならず、Xの働きかけをうけたYの状態変化をも同時に示している。例えば、

(3) 彼はゼリーを固めた。

という文では、「固める」はX(彼)の働きかけだけでなく、Y(ゼリー)の状態変化の結果をも同時に示している。つまり、この文では「彼」が「ゼリー」に対し、実際になんらかの方法で働きかけて、その働きかけによって、「ゼリー」が「固まった」という状況を表している。また

(4) 彼がゼリーを冷蔵庫に入れた。

という文では、「彼」(X)がなんらかの方法で「ゼリー」(Y)への働きかけを行い、その結果「ゼリー」が移動し「冷蔵庫」の中に入ったという状況を表している。(3)と(4)と比べて、両者はXの働きかけとYの変化の複合であるという点では同様であるが、(3)はXの働きかけとYの状態変化の複合であり、(4)はXの働きかけとYの移動の複合であるという点において異なる。しかし、「固める」と「入れる」はいずれも対応する自動詞をもつという点において、(2)であげた働きかけのみを表す他動詞と違う。寺村(1982)は(2)のような動詞を「絶対他動詞」と呼ぶのに対し、このような形態的に対応する自動詞をもつ他動詞を「相対他動詞」と呼んでいる。以下、このような相対他動詞と呼ばれるものをXの働きかけとYの状態変化をしめす他動詞と、Xの働きかけとYの移動をしめす他動詞にわけて考察する。まず前者の場合を考える。

3.2 働きかけと状態変化の結果を表す他動詞

3.2.1 日本語の場合

典型的にXの働きかけとYの状態変化を同時に表す動詞として、先に示した(3)の「固める」があげられよう。この「固める」動詞は自動詞の「固まる」と形態的にも、意味的にも対応している。自動詞の場合、他動詞と違って、Xの働きかけの行為はなく、Yの状態変化のみである。つまり、他動詞の「固める」の場合、Xの働きかけのみならず、Yの状態変化をも含み、二つの作用が同時に一つの動詞の中に融合している。自動詞の「固まる」の場合、Yの状態変化のみで、必ずしもXの働きかけを含まない。したがって、このような他動詞を完了の形で用いると、Yの状態変化の実現の結果を含むことになるため、一旦他動詞文によって表現された以上、その対応する自動詞で否定することは一般に許容されない。例えば、

(1) *ゼリーを固めたが、固まらなかった。

は不自然な文である。同じように、Xの働きかけとYの状態変化を表す「直す」、「こわす」なども次のような形では不自然な文となる。

(2) a *時計を直したが、直らなかった。

b *机をこわしたが、こわれなかった。

日本語において、この種の動詞は数が多く、代表的なものとして、次のようなものがあげられよう。

(3)	折る	濡らす
	切る	曲げる
	動かす	燃やす
	かわかす	よごす

倒す
潰す

弱める
ゆるめる

しかし、文脈、また動詞によって結果性の程度に多少違うこともある。

宮島(1985)は動詞の結果性の問題について、動詞を三つのグループに分けている。

- (A) 基本的には結果を表す動詞。
- (B) 基本的には動作、作用を表す動詞。
- (C) 結果の段階に問題のある動詞。

(B)は主として、(2)であげたような絶対他動詞であるが、(C)は「おぼれる」、「あふれる」といった、Xの働きかけの行為がなく、Yの自らの変化のみを表す自動詞である。(B)と(C)の動詞はここで問題にしている動詞とあまり関係がないので、ここでは詳述をさける。(A)はここでいう相対他動詞と同じものをさしている。(A)類の動詞について宮島は、

- (4) a あけたが、あかなかった。
- b いれたが、はいらなかつた。
- c おとしたが、おちなかつた。

といった文は矛盾した表現であるが、一定の条件のもとでは、もっぱら働きかけの段階に重点がおかれ、「(他動詞)したが、(自動詞)なかつた」という表現もそれほど不自然でなくなるという。例えば、次の例文では、

- (5) a 柿の実を落としたけれど、落ちなかつた。
- b 一生けんめい、柿の実を落としたけれど、落ちなかつた。

aは許容度がひくい、bのように「一生けんめい」が入ると許容度がたかくなるという。また、次の例文において、抽象的に動作だけしめした(c)と対象

や道具など具体的な条件をしめした(a,b)とくらべると、前者はやや許容度がたかいようだが、はっきりちがうというほどのものではないという。

(6) a 箱をこわしたけれど、こわれなかった。

b 箱を金づちでこわしたけれど、こわれなかった。

c こわしたけれど、こわれなかった。

さらに、宮島のアンケート調査では、動詞によって結果性が違うということも示されている。たとえば、「冷やす」の場合、「冷やしたけれど、冷えなかった」という文は先にあげた文とくらべて、許容度がたかいとしている。(その他の動詞については宮島(1985)を参照されたい。)

しかし、このような「(他動詞)したが、(自動詞)「なかった」という表現を表そうとする場合、むしろ「ようとする」(これについては2.4を参照)あるいは「～てみる」を入れると自然な表現となるであろう。

(7) a こわしてみたが、こわれなかった。

b 直してみたが、直らなかった。

c 切ってみたが、切れなかった。

「～てみる」は森田(1977)によると次のような意味である。

他の目的のために、その動作を試みに行う。“ためしに……する”という実験的試みの意図を持つ。したがって、意志性の動作動詞に付いたとき、この意味を生じる

中略

意志的な動詞以外の無意志性の動詞や自然現象を表す動詞には原則として続かない。

これらのXの働きかけとYの状態変化を同時に示す動詞につくると、Xの働きかけの部分が「～てみる」によって強調され、自然な表現となるわけである。

3.2.2 中国語の場合

日本語の相対他動詞と対応する中国語の動詞、例えば、「倒す」に対する「弄倒」、「折る」に対する「折断」、「壊す」に対する「折壊」などは日本語と同様、働きかけと状態変化の結果を同時に表している。したがって、一旦完了の形で用いると、働きかけのみならず、その結果をも表し、結果への否定はできない。例えば、

(8) *他弄倒了椅子，但是椅子没倒。

(*彼が椅子を倒したが、椅子は倒れなかった。)

とはいえない。同じように、

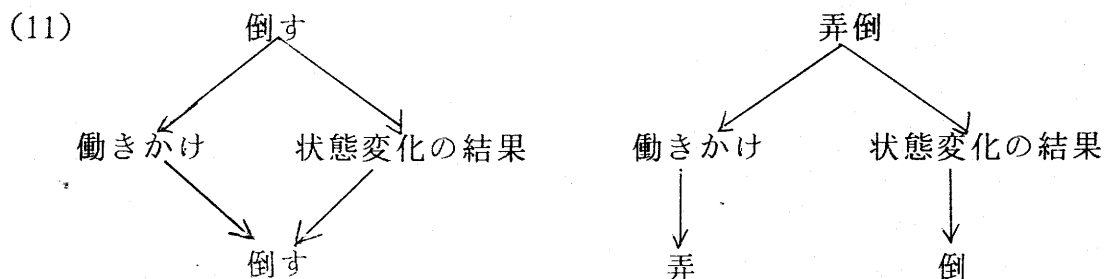
(9) *他折断了樹枝，但是樹枝没断。

(*彼が木の枝を折ったが、枝はおれなかった)

(10) *他折壞了房子，但房子没壞。

(*彼が建物を壊したが、建物が壊れなかった。)

などはいずれも不自然な文である。こうしてみると、中国語のこれらの動詞も日本語と同様に働きかけと状態変化の結果を同時に示すということがいえる。しかし、これらの動詞は実は二つの形態素からからなっており、前の形態素が働きかけを示し、後の形態素が状態変化の結果を示すというように考えられる。この点、日本語と異なる。日本語と中国語の違いを簡単に図示すると、次のとおりである。



つまり、日本語では働きかけと状態変化の結果が「倒す」という一語のなかに融合し、二つの形態素「注2」に分離できないのに対し、中国語では両者が異なる形態素によって表されているということである。働きかけを示す「弄」は状態変化の結果を表す「倒」とのみならず、他の状態変化の結果を示す語とも結び付く。例えば、「壊」（壊れる）と結合すると、「弄壊」（壊す）になるが、「弄壊」は

(12) 他弄壊了录音機。

(彼がテープレコーダーを壊した。)

のように用いられる。「弄」はまた「断」と結合して「弄断」（切る）となる。「弄断」は

(13) 他弄断了電線。

(彼が電線を切ってしまった。)

のように用いることが可能である。一方、状態変化の結果を示す「倒」（倒れる）、「壊」（壊れる）、「断」（折れる、切れる）なども働きかけを示す他のいろいろな動詞と結び付くことができる。例えば

(14) 太郎折断了樹枝。

太郎が木の枝を折ってしまった。

という文では、「折」は太郎の働きかけで、「断」（おれる）は木の枝の状態変化の結果を示す。「折」と「断」はもとは関係のない二つの動詞であり、両者が結びつく必然性がない。「折」は「断」（折れた）という結果を生じしめる原因であり、「断」はその結果である。必要となれば、「断」は他の働きかけの動詞と結びついて、「咬断」、「剪断」、「鋸断」、「拉断」、「切断」のようにいくらでも作ることができる。これらの動詞は状態変化の結果が「断」（折れるあるいは切れる）という語によって表されている。働きかけの方法こ

そ異なるものの、状態変化の結果がいずれも「断」（折れてしまう、あるいは切れてしまう）であることは同じである。つまり、結果としてもともと一つであった細長いものが何らかの力で、二つに切れてしまったということには変わりがない。ただし、働きかけの方法として、「咬断」は「歯で噛んで」二つにしたこと、「剪断」ははさみのようなもので切ること、「鋸断」は鋸などで切ること、「拉断」は引っ張った結果、切れてしまったということを表すが、「切断」は包丁かカッターなどで切断する意味にも用いられると同時に、以上のような上位概念を表すものとして使われることもある。要するに、働きかけの動詞が違うことによって、働きかけの手段も違ってくる。この意味でこれらの働きかけを示す動詞は、3.1の(2)で示した働きかけのみを表す日本語の動詞と似ている。ただし、中国語では状態変化の結果を表す語と結びついて、働きかけと状態変化の結果を表すが、日本語ではこのようなことはできない。例えば、「踢」（蹴る）という動詞は中国語でも日本語と同様、働きかけしか表さないが、しかし、XがYに対し「踢」の働きかけをし、その結果、Yが死んだという場合には、中国語では「踢」と「死」の二つの動詞を一つにして、表すことができる。

(15) a 太郎踢死了次郎。

b 太郎が次郎を踢って、死なせた。

また、同じように、XがYを蹴った結果、Yが負傷した場合にも、中国語では「踢」と「傷」（負傷）を結合させて、

(16) a 太郎踢傷了次郎。

b 太郎が次郎を踢って、負傷させた。

というように表現できる。すなわち、これらの動詞は前の形態素はXの働きかけを表し、後の形態素はYの状態変化を表し、「X----踢」、「Y----傷」というように分けて考えられ、前者が後者の原因で、後者が前者の結果であるということになる。日本語では中国語と同じような表現は不可能であり、bのよう

にひとまず、3.1の(2)で示したような他動詞で働きかけを表したあと、「自動詞+させる」でその結果を表すといった具合である。これについてはすぐあとで述べる。

一方、日本語においても、一見してこのような中国語に似たような複合動詞〔注3〕がある。例えば、「殴り倒す」、「刺し殺す」など。このような複合動詞はそれぞれ「殴る」と「倒す」、「刺す」と「殺す」の二つの単語からなるものであるが、中国語と違って前の語と後の語はいずれも他動詞であり、「X---殴る」、「Y---倒す」というように分析することはできない。「殴り倒す」は倒しかたが殴るという方法によって行われる場合と「殴って倒す」のように継起的に二つの動作が行われる場合があると考えられようが、「殴ったことが原因で倒れた」のようにはとらえられないのであろう。

中国語においては、上のような状態変化の結果を示す語を「結果補語」といっているが、劉月華等（1983）ではこの結果補語について、二種類があるとしある動作を通じて他人あるいは事物に変化、動作をさせる使役の意味を表すものと単に動作の完了のみを表すもの〔注4〕とに分類している。前者の使役の意味を表すものについては、次のような例をあげて説明している。

(17) 解放軍把卓玛救活了。

(解放軍は卓玛を助けた。)

この文は「解放軍」が「救」（助ける）ということを通じて、「卓玛」を生きがえらせたのである。「救」は「解放軍」（X）の行為であるが、「活」（生きかえる）は「卓玛」（Y）の状態変化を示すものである。したがって、この文は

(18) 解放軍 ----- 救 卓玛 ----- 活

というようにとらえられるとし、そして、同じく次の例文もこのような形でとらえられるという。

(19) 中国人民推翻了压在头上的三座大山。

(中国人民は自分にのしかかっていた三つの大きな山(帝国主義、封建主義、官僚資本主義)をひっくりかえした。)

中国人民 ----- 推 三座大山 ----- 翻

(20) 老農民和東郭先生一起把狼打死了。

(農夫と東郭先生と一緒に狼をうち殺した。)

農夫と東郭先生 ----- 打 狼 ----- 死

このように中国語では、このような動詞は働きかけと状態変化の結果が別々の形態素によって示されているので、Xの働きかけの行為だけを問題にし、Yの状態変化が実現していないとき、前の部分だけいえばよい。例えば、

(21) 录音机修了吗?

(テープレコーダーは直したか。)

中国語では働きかけを表す「修」と結果を表す「好」を切り離して、上のように「修」だけを用いることができる。「修」が「テープレコーダーが直った」ことを含意せず、単に働きかけのみを表すため、次のような表現は(21)の答えとして可能である。

(22) 修了，没修好。

(* 直したが、直らなかった。)

しかし、日本語では、「直したが、直らなかった」は前述したように不自然な表現である。つまり、「直した」は結果としての「直った」を含意するのが普通である。次のような場合でも日本語と中国語の違いが見られる。

(23) a 水烧了吗?

(お湯を沸かしたか。)

b 烧了, 但没烧开。

(*沸かしたが、沸かなかった。)

(24) a 衣服晒干了吗?

(服を乾かしたか。)

b 晒了, 但没晒干。

(*乾かしたが、乾かなかった。)

(23)、(24)において、中国語と日本語と比べると、中国語の表現が自然であり、日本語の表現は不自然である。これは(23)(24)における「烧」(沸かす)、「晒」(乾かす)はそれぞれ働きかけという行為のみを表し、それに「了」がついても働きかけの動作の完了しか表さないからである。したがって、状態変化の結果を示す語を入れてはじめて状態変化の実現が含意されることになる。例えば、

(25) a 修好了吗?

(直したか。)

b*修好了, 但没修好。

(直したが、直らなかった。)

(25)のbのように、状態変化の結果を表す語を入れると中国語でも不自然な文となる。

一方、中国語のこのような動詞が実際に二つの形態素からなると考えられるのは、その二つの形態素の間に、可能形を表す「得」を入れたり、可能の否定である「不」を入れたりすることができるということからもわかる。例えば

(26) a 修得好吗?

(直せるか)

b 修不好。

(直せない)

(27) a 烧得開吗?

(沸かせるか。)

b 烧不開。

(沸かせない)

王力(1958)はこのような動詞を「使成式」と呼べ、唐の時代には、目的語を働きかけを示す他動詞と状態変化を示す自動詞の間におくこともあったとし、

イシ ヒツカケル フク ヤブレル

(28) 石角 鈎 衣 破。

石に引っ掛かって服が破れた。

という文では、「鈎」(ひっかける)は「衣」(服)への働きかけを示し、「破」(破れる)は「衣」が破れた状態を示しており、また、

ダレ テキル トリハヌス カゴ ヤブレル

(29) 誰 能 拆 籠 破。

誰が籠をとり壊すことができるのか。

という文は「拆」(壊す)は「籠」への働きかけのみを示し、「破」(破れる)は「籠」(かご)の破れた状態を示すという。このような名詞が他動詞と自動詞の真中にあるということはまさに中国語の「使役兼語式」と同じ形式であると言えよう。

(28〃) 石角 鈎 衣 破

N₁ V₁ N₂ N₂

石 ひっかける 服 破れる

(29″)	誰	拆	箆	破
	N ₁	V ₁	N ₂	V ₂
	誰	とりこわす	かご	破れる

しかし、今ではこのようないい方はしない。やはり「钩破衣」、「拆破箆」のようにいうのが普通である。王力(1958)によると、19世紀以後西洋の影響で、働きかけを示す他動詞と状態変化を示す自動詞によって、組みあわされた動詞が一つの動詞として、単語化される傾向がつよくなったという。例えば、「改善」において、「改」は働きかけを示し、「善」はYの状態変化を示すが、しかしこの両者はすでに一語化され、その間に前述した「得」も「不」も入れることが不可能である。

- | | | |
|--------|------|--------|
| (30) a | 改善 | (改善する) |
| | b 増強 | (増強する) |
| | c 拡大 | (拡大する) |
| | d 改正 | (改正する) |
| | e 破壊 | (破壊する) |
| | f 拡充 | (拡充する) |

この意味で、中国語の働きかけと状態変化を同時に示す動詞にも日本語と同じように、形態的に分離できず、両者の意味が完全に一つの動詞の中に融合しているものがあるといえる。しかし、これらの動詞は必ずしも「結果式動詞」とされていない。一般に、「結果式動詞」の大きな文法的特徴として、二つの形態素の間に「得」や「不」をいれられるという。この考えにしたがえば、(30)のような動詞はいずれも結果式動詞でなくなるわけである。

- | | |
|--------|----------|
| (31) a | *改得善 |
| | (改善できる) |
| | b *改不善 |
| | (改善できない) |

一方、次のような動詞は二つの要素の間に「得」と「不」をいれることが可能であるから結果式動詞とされてもよいのであるが、しかし、これは(32)のように分析すると問題が出てくる。例えば、

(32) 我喫完飯了。

(私はご飯を食べ終わった。)

という文は、「私にご飯を食べた。その結果ご飯がなくなった」というふうに考えられるが、「我喫」(私が食べる)という動作の完了を表しているというふうにも考えられる。つまり(32)では、「完」が「ご飯がなくなる」という意味と「食べるという動作が完了する」という二つの解釈が可能である。しかし、どちらかといえば、動作の完了のほうが強いように思われる。次の例文では、(33)における「完」はYの状態変化の結果を表し、(34)における「完」はXの動作の完了を表すものと思われる。

(33) a 錢用完了。

(お金は全部使ってしまった。)

b 酒喝完完了，菜還剩一点。。

(酒は飲んでしまったが、料理はまだ少し残っている。)

(34) a 我喝完完了，他還沒有喝完。

(私は飲み終わったが、彼はまだ飲んでいる。)

b 書看完完了。

(本は読み終わった。)

(33)において、aの「完」は「お金を使う」行為が完了するという意味ではなく、使った結果、お金がなくなったという意味であり、bの「完」も飲んだ結果、酒がなくなったという意味である。一方、同じ「喝完」でも、(34)aにおいては、飲む行為が完了するというふうに理解すべきであろう。(33)bと(34)aとくらべて、前者は主題は酒であり、酒の有無が問題になる表現であるのに対し、後者は主題は酒を飲む人「我」であり、飲む対象物ではない。

したがって、前者は対象物に重点が置かれ、Yの状態変化の結果を表し、後者は人の動作に重点が置かれ、Xの動作の完了を表すことになる。しかし、(34)bも(33)のように、対象物「本」が主題であるにもかかわらず、Xの動作の完了という意味しか表さない。しかし、「お金」は使ったら、また「酒」は飲んだら、なくなるが、「本」は読んでも、なくなることはない。

このようにみると、結果補語としての「完」はYの状態変化の結果の意味であるか、それともXの動作の完了の意味であるかは、Yというものが、Xの行為によってなくなってしまいかどうかと関係があるようである。Yというものが、Xの行為をうけてもなくなる場合、Xの行為の完了と解釈するが、たとえYがなくなるものでも、Xの行為に重きが置かれる場合はやはり、Xの行為の完了とみなしうる。

一方、「完」とくらべて、次にあげる「到」、「掉」などはもはやYの状態の結果を表さなくなる。例えば、

(35) 我終於把他找到了。

(やっと彼をみつけた。)

文における「找到」(みつける)は

(35″)* 我 ----- 找 他 ----- 到

のようにはとらえられない。すなわち、この文では、「到」は「找」(探す)という動作の目的の達成しか表さず、「彼が着いた」という意味ではない。同じように

(36) 他関掉了燈。

(彼が電気を消した。)

における「関掉」も

(36") * 他 ----- 関 燈 ----- 掉

のようにはならず、「掉」はやはりXの動作の結果を表している。「到」と「掉」はこの場合すでに元来の動詞の意味を失ってしまい、もっぱらXの動作の結果を表している。このような用法はアスペクトの一つとしてとらえられる。「到」は目的の達成を表す。例えば、

(37) a 書買到了。

(本は買えた。)

文において、X(文にはでていない)は「本を買う」という行為をし、その結果本が手に入ったという意味である。すなわち、「本を買う」という行為の目的が達成したということである。もし、買うという行為だけをし、その目的が達成しなかった場合、(38)のように表現することになる。

(38) 買了、但是没買到。

(買ったが買えなかった。)

「掉」は消失、離脱などの意味を表す。例えば、

(39) a 那件事忘掉了。

(そのことは忘れてしまった。)

b 把表売掉了。

(腕時計を売ってしまった。)

このようにみると、「到」、「掉」はアスペクトの一つとしてとらえられるようである。このようなアスペクト的な用法をもつものとして、「到」、「掉」などのほかに、「趨向動詞」の「上(来)」、「下(去)」、「下(来)」などがある(趨向動詞のアスペクト的な用法については次の節で述べる)。しかし、アスペクトといっても「到」、「掉」は「了」(完了)、「着」(持続)、

「過」(経験)などとは異なる。例えば、「到」、「掉」などは「了」、「着」、「過」とくらべて、動詞との結合の度合いが低く、一部の動詞としか共起しない。この意味で、「到」、「掉」はより語彙的性質が高い。「了」、「着」、「過」はXの動作の諸相を時間軸にそってとらえられているのに対し、「到」、「掉」はこのようにとらえかたはできない。

木村(1982)では中国語のアスペクトの範囲と形式を「了」(~た)、「着」(~ている)、「起来」(~始める)、「下去」(~続ける)、「完」(~終わる)、「過」(~たことがある)の六つに限定し、意味論的な根拠によって、この六つの形式を他の結果補語から区別し、次のように述べている。

その意味論的根拠とは、結果補語が個々の語彙的相違によって意味内容の具象性に程度差こそ生じこそすれ、総じて動作(或いは作用)のもたらす結果に言及するものであり、従って動詞との結合によって「動作プラスその結果」という二項的把握を成立させるものであるのに対して、先の六形式は時間軸に沿って捉えられた、動作・作用そのものとしての種々相或いはあり方を表すものであって、そこには結果への言及と呼ぶべきものはなく、従って右のような二項的把握も存在しないということである。

木村のこの考えに従えば、「到」、「掉」はアスペクトの範囲からは除外されることになる。しかし、アスペクトは必ずしも時間軸にそってとらえなければならないものではない。例えば、寺村(1984)は日本語のアスペクトを一次的、二次的、三次的形式の三種類に分類した上、三次的形式をさらに「時間的相」と「空間的相」とに分けている。空間的相には、「見ぬく」のような「~ぬく」、「頼りきる」のような「~きる」などがあげられている。このようなものをもアスペクトとして扱う考えかたは、「到」、「掉」といった結果補語を見る上で、示唆的である。なお、アスペクトは本研究の主題ではないので、これ以上深入りしない。

3.3 Xの働きかけとYの移動の変化を表す他動詞

3.2で述べた他動詞と同様に、次に述べる他動詞もXの働きかけとYの変化の複合であるが、ただし、前者はXの働きかけとYの状態変化の複合であるのに対し、この節でとりあげるのはXの働きかけとYの移動の複合である。例えば、日本語の「入れる」はこの種の動詞の代表的なものである。

(1) 彼はピアノを部屋に入れた。

という文における「入れた」は「彼」(X)が「ピアノ」に力を加え、その結果ピアノが部屋に入ったという状況を表している。つまり、「入れる」という動詞にはXの働きかけとYの移動を同時に示すものである。もちろん、「入れる」によって表される移動はYの意志によらない、変化の結果としての移動であり、意志による動作としての移動ではない。次の「出す」という動詞も同じ働きかけと移動の複合である。しかし、「入れる」は外から中への移動であるのに対し、「出す」は中から外への移動である。

(2) 彼はピアノを部屋から出した。

この文では、「彼」の働きかけによって、「ピアノ」が中から外のほうへ移動したという状況を表している。(1)と同様にYの移動が変化の結果としての移動であって、意志による動作としての移動ではない。

日本語ではXの働きかけとYの移動を同時に表す動詞として、「入れる」、「出す」のほかに次のようなものがあげられる。

(3)

あげる	-----	あがる
おとす	-----	おちる
おろす	-----	おりる
かえす	-----	かえる
さげる	-----	さがる

とおす ----- とおる
 のせる ----- のる
 はなす ----- はなれる

左側の他動詞は先にみた「入れる」と同じように、意味の上ではXの働きかけとYの移動を同時に表すが、形式の上では分離した形でとらえることができない。つまり、二つの動きは一つの動詞の中に融合しているのである。一方、意味的、形式的に左側の他動詞に対応する右側の自動詞はYの移動という動きのみであり、Xの働きかけは見られない。Yの移動といっても、実際にこのような自動詞を用いた場合、意志によらない変化の結果としての移動のみならず、意志による動作としての移動も可能である。むしろ後者の場合のほうが普通である。これに対し、他動詞文によって表されるYの移動は前者の意志によらない変化としての移動でしかありえない。したがって、対応する他動詞にその補文として自動詞が含まれるということはない。

一方、中国語の動詞の場合は日本語と異なる。結論からいえば、3.2で述べたXの働きかけYの状態変化の複合と同様、Xの働きかけとYの移動がそれぞれ違う形態素によって表わされるということである。例えば

(4) 他把鋼琴放進了房間。

(彼がピアノを部屋に入れた)

という文において、「放進」(入れる)は

(5) 他 ----- 放 鋼琴 ----- 進

のように「放」(置く)はX(彼)の働きかけの行為を示し、「進」はY(ピアノ)の移動の動きを示すものである。この二つの動きが別々の形態素によって表されていることは「進」が「放」のみならず、他の働きかけを表す動詞とも結び付くことが可能であることからいえる。例えば、

- (6) a 他把鋼琴搬進了房間。
 (彼はピアノを部屋に運びこんだ。)
- b 他把鋼琴推進了房間。
 (彼はピアノを部屋に押しこんだ。)
- c 他把鋼琴拿進了房間。
 (彼はピアノを部屋に入れた。)
- d 他把鋼琴拉進了房間。
 (彼はピアノを部屋にひっぱりこんだ。)

のように、「搬進」(運びこむ)、「推進」(押しこむ)、「拿進」(入れる)、「拉進」ということもできる。これらの動詞はそれぞれ、

(6") a	X	-----	搬	Y	-----	進
b	X	-----	推	Y	-----	進
c	X	-----	拿	Y	-----	進
d	X	-----	拉	Y	-----	進

のようにとらえられる。動詞の「搬」(運ぶ)、「推」(推す)、「拿」(持つ)、「拉」(引く)などはその日本語の訳のように、3.1の(1)で示したXの働きかけのみを表す動詞と似ている。

一方、Yの移動のほうの動きを表す形態素も「進」のみならず、「出(来)」(出る)、「上(去)」(上がる)、「下(来)」(下がる)「過去」(行く)、「回(来)」、「到」(着く)などがある。中国語ではこれらのものを一般に「趨向補語」(補助動詞)と呼んでいる。働きかけの動詞はこれらの「趨向動詞」と結び付くことが可能である。例えば、

- (7) a 他從包里拿出錢。
 (彼は鞆の中からお金を取り出した。)
- b 他把書從書架上拿下來。
 (彼は本棚にある本をおろした。)

c 他把皮球踢過來。

(ボールを蹴ってきた。)

において、aの「拿」(取る)は彼の行為を示すものであるが、「出」(出る)は「錢」(お金)の移動の動きを示すものであり、同じように、「拿下来」の「拿」(持つ)は「他」(彼)の働きかけの行為であるが、「下来」は「書」(本)の移動の動きを示すものである。cでは「踢」は彼の働きかけの行為であるが、「過來」はボールの移動を表す。(7)では、Yが非情物であるが、次のようなYが有情者である場合でも同じであり、しかも、文脈によっては働きかけの動詞と移動を表す動詞の間にYを入れてもよい。

(8) a 他送孩子回去。

(彼は子供を送り帰した。)

b 他放孩子下来。

(彼は子供を降ろした。)

c 他放孩子過去。

(彼は子供を通した。)

aでは「送」(送る)は「他」の働きかけの行為のみを示し、「回去」(帰る)は「孩子」(子供)の移動を示している。同じように、bにおける「放」「置く」と「下来」(降りる)、cにおける「放」(置く)と「過去」(通る)は別々にXの働きかけとYの移動を示していると考えられる。しかし、このような形をとると、兼語式と同じ形式、つまり、 $N_1V_1N_2V_2$ という形になる。(8)において、働きかけを示す動詞は具体的な動作を表す「送」、「放」によって表されているが、(この意味で日本語の訳文とは必ずしも対応しない)「讓」を用いることもある。実際に日本語との対応という観点からみれば、Yが有情者の場合、(3)に示した他動詞の多くは「讓」による使役文と対応することも多い。次の対応例を見られたい。

- (9) 晚上的電影，我孩子的幾個朋友要來看，你讓他們進來。 『悠』
 今夜の映画に子供の友達が来たら、入れてやって……。
- 上野訳
- (10) 可他不讓我進來呀？ 同上
 受付が私を入れてくれないんです。 同上
- (11) 叫他們自己出去，街上車馬是多的。 『離』
 坊ちやまがたは門の外に出さないようにして。 竹中訳
- (12) 道をひらいて、岡田を前へだした。 『雁』
 讓開路，讓岡田到前面去。
- (13) 代助は……旧友を座敷へあげた。 『そ』
 代助……讓老朋友上座。
- (14) あの平坂さんね、奥さんをうちに帰しちゃったのよ。 『猫』
 那個平坂讓妻子回家去了。 金岡訳
- (15) しかし、いつも降りる駅が近くなると、シメは大声で叫びます。
 「降りますよォ、降りますよォ。次の駅で、降りるったら出してく
 ださい。」 『青い』
 快到平時下車的車站時，她就大声叫嚷：“下車，下車。下站就下，
讓我出去。” 賈瑛訳

これらの文では、日本語の他動詞文に対し、中国語は「讓、叫」を用いた使役文が対応している。しかし、これらの文において、「進來」、「出来」などは(8)に示した文と違って、「趨向動詞」として見なされない。つまり、(8)におけるV₂「回去」(帰る)、「下来」(降りる)、「過去」(通る)はYの意志による動作を行えないが、(9)の「進來」(入る)、(10)の「出去」(出る)はYの意志による動作を行うことができる。

一方、「趨向動詞」はYの移動を表すほかに、Xの行為の方向の移動をも表す。例えば、(6)aにおける「搬進」の「進」はXの移動をも伴う。つまり、(6)aでは、彼が運ぶという動作のみならず、その結果「ピアノ」とともに部屋に入ったということも表している(もっとも(6)bの「推進」は部屋に入ったのは「ピアノ」だけである)。また同じように(8)aの「送～回去」もXが「送」という

働きかけをし、「回去」はYの移動である場合と、Xも一緒に移動を伴う場合とがある。

この「趨向動詞」について、杉村（1982a）はこれを結果補語のSubclassと見なし、木村（1981）の結果補語に関する指摘はそのまま「趨向動詞」に援用できるとし、次のような例をあげて説明している。

(2a) “記得。”橙橙警覺地抬起頭，小眼眨出一個又一個問号。

(2b) 「おぼえている。」橙橙はハッとしたかのように顔を挙げた，稚い目からまばたきのたびに“？”が跳び出していた。

「眨出」が中国人の言語意識において、まばたきして出すとあるのか、出るとあるのか、難しいところだがV=Rの-Rに他動詞の充てられることのない点から判断すれば、出るとしてあると考えることに多少の理があるといえよう。

中略

日本語の補語動詞「行く／来る」は中国語のDC「来／去」に比べ仕手を言うAgent Orientedの傾向が強い。

一方、呂叔湘（1980）では3.2で述べたような他動詞文を「動結式」とし、動詞と趨向動詞の結び付くもの（本節でとりあげる他動詞文）を「動趨式」とし、両者を分けている。この「動趨式」については、「趨向動詞」は動作の方向を表すとしている。呉積才・程家枢（1981）にもこの「趨向動詞」に関し、ほぼ呂と同じ指摘が見られる。

このように、中国語の「趨向動詞」はYの移動の結果を表す場合とXの動作の方向を表す場合があると考えられる。この意味で、杉村（1981a）の指摘と、呂（上掲）、呉積才・程家枢（1981）による指摘のいずれにもあてはまるということがいえよう。

一方、もう一つ留意してよいことは「趨向動詞」にもアスペクトとしての用法があるということである。例えば、「起来」、「下去」は先の木村（1982）ではそれぞれ始動、継続のアスペクトとされている。このほかに、「上」、「下来」などがある。例えば、「上」は行為の開始を表す例として、次のような文

がある。

(16) 他一説上就沒完。

(彼はしゃべりだすと止まらなくなる。)

また、「下来」は以前よりの継続を表す意味として次のような例があげられる。

(17) 尽管困難非常多，但我還是堅持下来了。

(困難が非常に多かったが、それでも私は最後まで頑張ってきた。)

なお、趨向動詞のこのような用法に関しては杉村(1982b)と喜多田(1982)に多くの実例があげられている。それらの実例を参照されたい。

3.4 「XがYをZにする」構文[注5]について

ここでとりあげる「XがYをZにする」構文も3.2、3.3で見た他動詞と同様に、Xの働きかけとYの変化を表すものとしてとらえられる。例えば

(1) 彼が息子を医者にした。

という文では、X(彼)の働きかけによって、Y(息子)が身分の変化を生じ、医者になったという意味を表している。一方、もし、Xの働きかけがなく、Yの変化だけであれば、Yが自動詞「なる」を取り、次のような形の文になるのであろう。

(2) 息子が医者になった。

(1)と(2)は対応する他動詞文と自動詞文である。前者はXがYに働きかけ、その結果、Yが医者になったのであるが、後者はXの働きかけによらず、Yが自

らの意志によって、あるいは結果として医者になった場合に用いられる。
次に「XがYをZにする」の実例をいくつかあげておこう。

(3) 福田は安倍を総務会長にして、総務会の場で首相の三選はもちろん、
大幅な任期延長もつぶすハラだ。 『読』

(4) 今はファンにアイドルをつくってもらう時代。＼私があの子をスター
にした＼と思わせるわけで、その成功例があのおニャン子クラブ。
同上

(5) 田中が竹下を総裁にしたがらないのは、その点を軽蔑しているせい
ではなかろうか。 『朝ジャ』

これらの文はXの働きかけとYの変化の複合を同時に表す点において、3.2、3.3で述べた他動詞文と同様であるが、Yの変化の結果が身分、資格を表す名詞「Z」によって表される点では前述の他動詞と異なる。Xの働きかけとYの身分の変化とでもいうべきものであろう。

一方、この種の構文に対応する中国語をみると、Xの働きかけとYの変化が二つの語からなるということが前述の場合と比べてよりはっきりした形で現れている。例えば、

(6) 彼は息子を医者にした。

という文に対して、中国語では次の三つの表現が可能である。

- (7) a 他讓兒子当了医生。
b 他使兒子成了医生。
c 他把兒子培養成了医生。

aとbはそれぞれ「讓」と「使」による使役文であるが、cはいわゆる「把」を用いた他動詞文〔注6〕である。前述したように「讓」を用いた使役文はXがことばによる指示、命令によって働きかけることができ、YもXの働きかけをう

けて自らの意志によって変化を起こすことが可能であるが、「使」を用いた使役文はことばによる働きかけが不可能であり、Yも自分の意志によって変化を起こすことができない。したがって、(7)では、a文は「他」(彼)が「息子」(息子)に医者になるように指示し、「息子」が親の指示に従って自ら医者になったというようにとらえられるが、b文は「彼」が直接「息子」に医者になるように指示したり、命令したりしていない。「彼」のことば以外の働きかけや行為の影響を受けて、「息子」が医者になったのである。一方、c文は「息子」の意志の有無はまったく問題にせず、「培養」(育てる)という実質的な動詞で働きかけが表されている。(6)はどんな状況において発話されたかによって(7)のa、b、cのいずれにもなる。例えば、次の実例文において、「叫」と「使」による使役文はいずれも「XがYをZにする」構文によって訳されている。

- (8) a 一句話，総不能叫他作我們的鎮長吧。 『小』
 b 早い話が、將軍をこの鎮の鎮長にするようなことができるものじゃない。 上野訳
- (9) a 誰干得好讓誰干，喬光朴毫不猶豫地跨過個人恩怨的障礙，使自己過去的冤家成了今天的助手。 『喬』
 b 喬光朴は個人的な恩怨を越えて、少しもためらわずに、よくやるものを抜擢し、自分の以前の仇敵を新しい助手にしてしまった。 上野訳

(8)と(9)は中国語の使役文に対し、日本語では「XがYをZにする」構文が対応している。一方、(7)cのように、「XがYをZにする」構文は中国語の他動詞文とも対応する。例えば、

- (10) a 父は県下に……製糸工場をおこし、姉を模範工女にした。 『黒』
 b 父親在県里……弁起了紡紗厂，把姐姐培養成了一名女工。

(11) a 社長が田中を部長にした。

b 総経理提拔田中当部長。

上の二つの文では、中国語はいずれも他動詞を用いている。しかし、他動詞といっても、Xの働きかけとYの変化はそれぞれ異なる動詞によって表されている。(10) bにおける「培養」(育てる)はXの働きかけを表し、「成」(なる)はYの変化の結果を表す動詞であり、(11) bも同じく「提拔」(抜擢する)はXの働きかけを示しており、「当」(なる)はYの変化の結果を示す動詞である。この点、3.2、3.3で見た中国語の結果補語の他動詞と同様である。このような働きかけを表す他動詞と変化をしめす自動詞の間にYを入れて表すことができる。例えば、上に示した(11)は「提拔」と「当」の間にYが入っている。同じように(10)も(10″)のように置き換えられる。

(10″) 父親培養兒子当医生。

(父親が息子を医者にする。)

(11)、(10″)はYが両者の間に入ることによって、構文的には $N_1V_1N_2V_2$ という兼語式の形をとることになる。中国語では、この種の他動詞はほかに「選」(～を～に選ぶ)、「推挙」(～を～に推す)などがある。このような動詞を王力(1959)では「連繫式」、呂叔湘(1956)、趙元任(1980)では、「兼語式」の V_1 としてとらえている。これについてはまた第5章で述べる

このように、「XがYをZにする」構文に対応する中国語の表現は「叫、讓、使」を用いた使役文はもちろんのこと、たとえ他動詞文の場合でも、Xの働きかけとYの変化が別々に表されるのが普通である。このことは「XがYをZにする」構文におけるXの働きかけとYの変化の複合の度合いが高いことを示すものである。換言すれば、「XがYをZにする」構文は「YがZになる」に対応する他動詞文であると同時に、「YがZになる」の使役文の役割をもしているということである。すなわち、日本語では、「XがYをZにならせる」は文法的には成立するが、実際にはあまり使われない表現である。例えば、(12) aに対する使役文は文法的には(12) bであるが、しかし、(12) bはあまり自然な表現ではない。

一般にはやはり (12) cのように表現するのが普通であろう。

(12) a 山田君が助手になった。

b? 田中先生が山田君を助手にならせた。

c 田中先生が山田君を助手にした。

上の文において、Z(助手)が身分、職業、資格を表すものであるので、文脈があればいえないこともないが、Zの名詞が性質、属性などを表すとなると、もっと不自然な文になる。次の例文を見られたい。

(13) a 彼女が有名人になった。

b* マスコミが彼女を有名人にならせた。

c マスコミが彼女を有名人にした。

(14) a 彼が怠け者になった。

b* 親の過保護が彼を怠け者にならせた。

c 親の過保護が彼を怠け者にした。

以上、主としてXの働きかけとYの変化を表す他動詞文における日本語と中国語の相違を見てきた。その観察を通じて、Xの働きかけとYの変化を表す他動詞において、日本語の場合はこの二つの作用を一つの他動詞の中に融合し、分離した形としてとらえられないのに対し、中国語の場合は働きかけとYの変化が分離した形としてとらえられ、Yの変化を表す動詞が結果補語の形として現れるということが分かった。

3.5 自動詞、他動詞、使役形における日本語と中国語の違い

この節で問題にしようとするのは自動詞、他動詞において、自動詞だけあって他動詞がない場合、二つの言語では、それぞれどんな形をとって他動詞の役割をさせるかということである。

日本語では多くの場合、形式的に自動詞と他動詞が対応している。この場合、

自動詞はYの動作、変化のみを表し、その対応する他動詞はXの働きかけとYの変化を同時に表す。一方、自動詞に「させる」をつけて使役文をつくることも可能である。使役はXの働きかけとYの動作あるいは変化を表すことができる。この場合、三者の役割分担がはっきりしている。

(1)	自動詞	他動詞	使役形
	あがる	あげる	あがらせる
	あつまる	あつめる	あつまらせる
	おきる	おこす	おきさせる
	かえる	かえす	かえらせる
	かくれる	かくす	かくれさせる
	とおる	とおす	とおらせる
	とまる	とめる	とまらせる
	にげる	にがす	にげさせる
	ねる	ねかす	ねさせる
	のこる	のこす	のこらせる
	はいる	いれる	はいらせる

これらの動詞を見たかぎりでは、自動詞、他動詞、使役形の対応は極めてきれいな形で現れている。しかし、日本語では、すべての動詞がこのような形で対応しているわけではない。形式的に対応する他動詞のない絶対自動詞もあれば、対応する自動詞のない絶対他動詞もある。後者についてはすでに3.1の(2)で示した。ここでは、対応する他動詞をもたない自動詞を見る。例えば、「驚く」は絶対自動詞であり、次のような形で用いられる。

(2) 彼が驚いた。

一般に人間が驚くという作用は他人のなんらかの働きかけ、あるいは原因によって起こされるものであるが、しかし、(2)ではそのような働きかけや原

因は文の中に示されていない。この働きかけや原因となるものを(2)の中に示そうと思えば、少なくとも次の二つの可能性がある。

(3) 彼女の言ったことが彼を驚かせた。

(4) 彼が彼女の言ったことに驚いた。

(3) はもともと助詞「が」を用いた主語であった「彼」が「を」をとって、目的語に変わり、新たに加えられた「彼女の言ったこと」が「が」をとり、主語になった。これに対し、(4) では「彼」があいかわらず、助詞「が」をとっており、原因として新たに加わった「彼女の言ったこと」が単に原因を表す「に」によって示されているにすぎず、文の構造は変わっていない。つまり、(2)と比べて、(3) は動詞「驚く」と「彼」の文法関係が変わったのに対し、(4) はこのような文法関係が変わっておらず、単に原因を示すものが新たに加わっただけである。(2) から(3) への変換は(1) で示した、自動詞から対応する他動詞への変換に似ている。日本語では、絶対自動詞の場合、「させる」を用いれば、このような文法関係の変換が簡単にできる。というよりも、自動詞が他動詞の「X が Y を V (他動詞)」のような用法を獲得するには、「させる」を用いる以外に方法がない。これを次のように示すことができる。

(5) Y が V → X が Y を Vさせる

次の(6) に例示するものは自動詞と使役形はあるが、対応する他動詞はない。この場合、使役形が本来の使役の意味の外に、他動詞のかわりに用いることも可能である。

(6)	自動詞	他動詞	使役形
a	すわる	×	すわらせる
b	なく	×	なかせる
c	わらう	×	わらわせる

d	つかれる	×	つかれさせる
e	こまる	×	こまらせる
f	くさる	×	くさらせる
g	乾燥する	×	乾燥させる
h	発展する	×	発展させる

(6)における右側の使役形はYの主体性を尊重し、Yが自らそうする(なる)ように働きかける場合も、また、Yの主体性を無視し、Xが直接にYに力を加えて働きかける場合もある。前者の場合、Yが動作主格、あるいは経験者格としてとらえられるが、後者の場合、Yが対象格としてしかとらえられない。例えば、aの「すわらせる」はXがYにすわるように働きかけ、その働きかけをうけたYが自らの意志ですわるという指示使役の意味の外に、XがYの意志を無視して、実際にYに力を加えてすわらせるという操作使役の意味もある。後者の意味は次のような例を用いて示すことができる。

(7) 彼をひっぱってすわらせた。

一方、中国語においては、自動詞、他動詞、および使役形における関係は日本語とかなり異なる。まず自動詞と他動詞における分類の客観的な基準が問題になる。分類のしかたの一つとしては、目的語をとることができるか否かによって、自動詞と他動詞をわけるという方法がある。前者は一般に目的語をとれないが、後者は目的語をとることができる〔注7〕。また、他動詞の場合、受身文をつくることが可能であるが、自動詞の場合、それができない。例えば、「打」(殴る)は「我打他」(僕が彼を殴る)のように、「他」という目的語をとることができるが、また、「我被他打了」(僕が彼に殴られた)のように、受身文にもなるが、「坐」(すわる)は目的語をとることができず、また受身文にもならない。このようにして、自動詞、他動詞を分けることが可能であるが、日本語と比べて、中国語の自動詞と他動詞は、形式的に対応していない。多くの場合は自動詞としても、また他動詞としても用いられる。例えば、「開」、「関」、「停」、「換」、「増加」などは自動詞としても、他動詞としても用いられる。

この場合、日本語との自・他動詞の対応は次のようになる。

- (8)
- | | | |
|-----|---|-----|
| a 開 | { | 開ける |
| | | 開く |
| b 関 | { | 閉める |
| | | 閉まる |
| c 停 | { | 止める |
| | | 止まる |
| d 換 | { | 変える |
| | | 変わる |

上の対応において、中国語の動詞が他動詞として用いられる場合、対応する日本語の他動詞とくらべて、動作に重きを置いているということがいえる。つまり、その動詞だけを用いれば動作性が強調されるが、動作の意図した目的は必ずしも達成するとは限らない。例えば、「開」などを用いて、「開了、但是没開開」(*開けたが、開かなかった)ということが出来るが、日本語では訳文のようにいうのは不自然である。他の動詞においても同じである(3.2を参照のこと)。

また、次のような動詞は他動詞の用法しかないが、それに結果補語を付加すると、自動詞のように用いることも可能である。例えば「送」(送る、届ける)、「找」(捜す、見付ける)、「抓」(捕まえる)、「救」(救う、助ける)などは

- (9) a 送行李。
荷物を送る(届ける)。
b 找犯人。
犯人を捜す(見付ける)。

- c 抓犯人。
犯人を捕まえる。
- d 救病人。
病人を助ける。

においては、いずれも他動詞であるが、それに「到」などの結果補語がつくと日本語の自動詞とも対応する。

- (10) a 行李送到了。
荷物が届いた。
- b 犯人找到了。
犯人が見付かった。
- c 犯人抓到了。
犯人が捕まった。
- d 病人救活了。
病人が助かった。

しかし、上の文における「送到」などは中国語においても自動詞であるかという点必ずしもそうではない。というのは、結果補語のついたこれらの動詞は依然として、他動詞の文法的特徴をもっている。したがって、(10)のような文は目的語の主題化、あるいは「自然受身文」[注8]としてとらえることもできる。

さらに、日本語の自・他動詞との対応において、日本語では形式的に対応するが、中国語では、まったく異なる動詞を用いるということもある。例えば、

- (11) a 育てる → 培養(扶養)
- 育つ → 成長

一方、対応する他動詞がなくて、自動詞だけのものもある。例えば、「坐」(すわる)、「哭」(泣く)、「笑」(笑う)、「活」(生きる)、「醉」(酔う)、

「発火」(怒る)、「喫驚」(驚く)「累」(疲れる)「成功」(成功する)など。これらの動詞は自動詞であるから、一般に、「YがV」の形で用いられる。「笑」(笑う)を例にとれば、次のようになる。

(12) 他笑了。

(彼が笑った。)

この文はだれが彼を笑わせたかについては述べていない。中国語では「讓」、「使」を用いて、他人の働きかけや原因を示すことができる。

(13) 説笑話讓他笑。

(冗談をいって笑わせる。)

中国語における(12)と(13)の関係は日本語における(2)と(3)のそれと同じである。つまり、もともと自動詞文であったものがそれぞれ、「させる」と「讓」をつけて使役文に変換させるということである。しかし、先に述べたように、(5)の右側の使役文は同時に他動詞の役割をも果たしている。ところが、この場合、中国語では、「讓」のかわりに、「逗」(引き起こす)という他動詞を用いることもできる。

(14) 説笑話逗他笑。

(冗談をいって笑わせる。)

訳文にあるように、この場合、日本語ではやはり「させる」を用いて、「笑わせる」という。しかし、(12)の「讓他笑」と(13)の「逗他笑」における違いは前者はY(彼)に対し、笑うように指示することができるが、後者はできない。つまり、前者ではYを動作主としてとらえられるが、後者ではYを動作の対象としてしかとらえられない。例えば、

(15) 我讓他笑了三次。

(彼を三回笑わせた。)

という文は、「私が彼に笑うように三回指示した」意味と「私が三回笑うように彼に指示した」意味があるが、

(16) 我逗他笑了三次。

(彼を三笑わせた。)

文では、「我逗了三次」(三回引き起こした)という意味しかなく、「私が一回引き起こして、彼が三回笑った」という意味はない。すなわち、中国語では自動詞の前に働きかけを表す他動詞を付加して、Yの動作、状態変化を引き起こさせることができる。これは上に示した他の自動詞についてもいえる。

(17) a 我讓他哭

b 把他弄哭了。

c (彼を泣かせた。)

(18) a 讓他生氣了。

b 惹他生氣了。

c (彼を怒らせてしまった。)

(19) a 給他多喝点，讓他醉

b 給他多喝点把他灌醉。

c (彼にたくさん飲ませて酔わせる。)

(20) a 使事業成功。

b 把事業搞成功。

c (事業を成功させる。)

(21) a 我讓他坐下。

b 我拉他坐下。

c (彼をひばってすわらせた。)

上の文では、aは自動詞の前に「譲」、「使」(20)を付加した使役文であるが、bは自動詞の前に他動詞を付加したものである。しかし、日本語の訳文は、cのようにいずれも「させる」を用いている。つまり、中国語では、Yの主体性を問題にせず、それを動作の対象としてとらえる場合、「譲」のかわりに、他動詞を用いても可能であるが、日本語の場合はたとえ働きかけの動詞を加えても「させる」を用いなければならない。例えば、

(21) 彼をひっぱってすわらせた。

という文は実際に「ひっぱる」という働きかけによってすわらせたのである。この場合中国語では(21)の文を日本語と同様に

(21′) 拉他，讓而坐下。

(彼をひっぱってすわらせた。)

ということもできるが、「讓他」を除去して、

(21″) 拉而坐下。

ということも可能である。この場合、「讓他」を省いた(21″)は日本語に訳されても、依然として「彼をひっぱってすわらせた」のように、「させる」を用いることになる。しかし、日本語の「自動詞+させる」もこの場合、自動詞と「させる」が結合すると、あたかも一つ他動詞のようにふるまうのである。これに関して、黒田(1980)は

(22) a John made Mary smile

b 太郎が花子を笑わせた。

の両文を比較し、その違いを次のように述べている。

日本語の使役文では動詞「笑う」は「笑わせた」という複合動詞形のなかに吸収されて、単語としての独立性をうしなってしまうが、英語の使役文では、主動詞（使役の動詞）madeと従属文の動詞 smileとは、共に、単語としての独立性を保持している。

主文と従属文の述語が膠着して単一の語として実現する結果として、日本語では複文が表面上単文のように外見をとって現れる。上例の使役文(b)は、あたかも、「笑わせた」を主動詞とする単文のような形をしている。

日本語では「知らせる」、「会わせる」といった動詞はもともとは「動詞＋せる」であったが、しかし、現在ではすでに使役形として見なされず、三項動詞としてしかとらえられてないであろう。

第三章 [注]

- [注1] 「殺す」は形態的に対応する自動詞はないが、Xの働きかけとYの状態変化と考えられる。
- [注2] 形態的に「倒す」は「たお」と「す」のように、語幹と語尾に分けられるが、しかし、語尾は働きかけを、語幹は状態変化の結果を表すというように考えることはできない
- [注3] 日本語の複合動詞の分類基準については、寺村(1984)参照。
- [注4] 劉(1983)では動作の完了のみを表すものとして、「完」、「到」などをあげている。
- [注5] Yが有情者の場合にかぎる。
- [注6] 「把」による他動詞文を王力(1959)では処置式と呼んでいる。また、「把字句」ともいわれる。例えば、劉(1983)。
- [注7] 自動詞とされるものでも、目的語をとることのできるものがある。例えば、「笑」(笑う)は「笑人」(人を笑う)のように用いることができる。この場合「笑」は他動詞と考えることができる。しかし、次のような「出国」(国を出る)の「出」(出る)は自動詞である、「国」は一見して目的語のように見えるが、場所を表すものである。日本語でも移動動詞「出る」「通る」などは「～を」の形をとるが、自動詞とされている。
- [注8] 大河内(1982)参照。

第4章 使役兼語式とそれに対応する日本語の表現

第1章で述べたように、中国語には「叫、讓、使」をも含めた「 $N_1V_1N_2V_2$ 」という「兼語式」があるが、この兼語式の範囲をめぐる諸説がある。この章では、まず兼語式に関する主な説を概観し、これらの説を踏まえたうえで、兼語式とはなにか、「 $N_1V_1N_2V_2$ 」という兼語式において、 V_1 がどんなものであるかを構文的及び意味的に見ていくことにする。意味的に使役を表す兼語式を「使役兼語式」とし、この使役兼語式には日本語のどんな表現が対応するかを見ていく。以下、まず兼語式に関する諸説を概観することにする

4.1 「兼語式」に関する諸説

4.1.1 趙元任(1980)の「兼語式」

趙は $N_1V_1N_2V_2$ という形式をとり、しかも N_2 が V_1 の目的語であると同時に V_2 の主語である文を兼語式とし、兼語式の V_1 に用いられる動詞として、次のようなものをあげている。

叫～教（させる）	催（せかす）
使（させる）	逼（迫る）
讓（させる）	引（引き起こす）
準，許，準許（許す）	鼓勵（励ます）
要（～てほしい、てもらう）	縱憑（唆す）
請（～てもらう、ていただく）	認（認める）
勸（勧める）	選，举，選舉（選ぶ）
派（派遣する）	約（誘う）

帮（着）（手伝う）	找（探す）
陪（着）（お供する）	怪（～せいにする）
带（着）（連れる）	怕（～と心配する）
领（着）（導く）	喜欢（～を喜ぶ）
扶（着）（支える）	埋怨（恨めしく思う）
送（送る）	禁止（禁止する）

趙はさらに、受身を表す「被」（される）、「給」（される）、「叫」（される）、「讓」（される）、及び「帰」（帰する）、「由」（～によって～する）、「有」（ある）など、介詞（前置詞）とみなされたものも実は兼語式のV₁にあたる動詞であるという。こうしてみると、趙の兼語式のV₁に用いる動詞にはかなり多くのものが含まれているが、しかし、注意すべきことは趙がここで言っている兼語式は必ずしも使役の意味を表すものではないということである。例えば、「帮」（手伝う）、「陪」（お供する）「带」（連れる）、「領」（導く）、「支」（支える）、「喜欢」（～を喜ぶ）、「埋怨」（恨めしく思う）、「有」（ある）などはいずれも使役の意味を表していない。例えば、「带」（連れる）の例を見てみると、

(1) 我 带 他 去。

N₁ V₁ N₂ V₂

（私が彼を連れていく。）

という文では、形式の上では、「N₁V₁N₂V₂」であるが、実際にはN₁の「我」（私）はV₁の「带」（連れる）という動作のみならず、V₂の「去」（行く）という動作も行っているのである。つまり、N₁がV₁とのみならず、V₂ともかかわっている。この点、「叫、讓」と違う。

(2) 我叫他去。

（私が彼に行かせる。）

という文では、 N_1 が V_1 とのみかかわっており、 V_2 とは関係がない。したがって、(1)は(1'')のようにいうことができないが、(2)は(2'')のようにいえる。

(1'') * 我自己不去、帶他去。

(*私自身は行かないが、彼を連れていく。)

(2'') 我自己不去叫他去。

(私自身は行かないが、彼に行かせる。)

同じことは「陪」、「領」などにもあてはまる。このような V_1 は3.3で述べた他動詞の用法と似ている。一方、「喜歡」(～がすきだ)や「有」(ある)などは

(3) 我喜歡大家来我家玩。

$N_1 V_1 \quad N_2 \quad V_2$

(私はみんながうちへ遊びに来るのが大好きだ。)

のように用いられるが、形式の上ではやはり、「 $N_1 V_1 N_2 V_2$ 」である。しかし、 V_1 「喜歡」は N_2 に対し、なんの働きかけもしておらず、使役の意味を表していない。しかし、(1)とは違って、この V_1 「喜歡」(～がすきだ)は1.2.3で述べた「盼望」(願っている)と同じで、「 $N_2 V_2$ 」全体を目的語としてとっているものである。 V_1 と V_2 は使役文における原因と結果の関係はみられない。

このように、趙の「兼語式」の範囲はかなり広く、必ずしも使役兼語式と一致していないのである。

4.1.2 王力(1959)の「逡繫式」

王力(1959)は兼語式という用語を用いず、これを「逡繫式」という。王は「逡繫式」を次のようにのべている。

有時候，一次的連繫還未能把意思充分地表達，於是在後面再加另一次的連繫，以補充未完的意思。我們把第一次的連繫叫作「初繫」，第二次的連繫叫作「次繫」。

（第一の連繫で文の意味を充分表せない場合、その第一連繫のあとにさらに、連繫を一つ付け加えて、その意味を完成させることができる。ここで第一の連繫を「初繫」（第一述部）といい、第二の連繫を「次繫」（第二述部）という。）

王は

(4) 你叫他來。

（あなたが彼に来るようにいいなさい。）

という文において、「你」（あなた）は初繫の主語であるが、「他」（彼）は初繫の目的語であると同時に次繫の主語でもあるという。この説明をみれば、王力のいう「逡繫式」は兼語式とほぼ同様なものだということがわかる。しかし、実際の分類はやはり異なるのであろう。王は逡繫式を「目的語的主語」（目的語が主語である文）と「表位為主語」（判断文の目的語が主語である文）とに分け、前者をさらに甲類、乙類、丙類に分け、丙類をさらに子類、丑類、寅類に分類した。この中で使役兼語式に相当するものは甲乙類だけで、その他はいずれも使役兼語式とはいえないものである。ここでは、甲類と乙類についてみることにする。王は次繫がある種の要求を述べるものであるとし、次のような例文をあげている。

(5) 一時又叫彩霞倒杯茶來。〔注1〕

（ちょっとたったかと思うと彩霞に命じて、茶を注いでこさせたり、
……）

(6) 对不上來，就叫你儒大爺爺打他的嘴巴子。

（（対句一つなぜできなかったのだろう！）できなければできぬで、
代儒どのに頬っぺたをひっぱたいもらいましょう。）

(7) 鳳姐趁勢又請賈母後日過來看戲。

(熙鳳はいい機会だとばかり、こんどは「あさってお芝居見物にお出ましになられませんか。」と)

(8) 我勸你兩個看宝玉兄弟面上都丟開手罷。

(お二人とも宝玉さんの顔を立てて、それまでということになさってはいかが。)

王は(5) - (8)を同じ逡繫式としながらもV₁の意味の違いについては、目下あるいは同輩に対しては「叫」を用い、目上や尊敬すべき人に対しては「請」を用い、えん曲なときは「勸」を用いるという。また「叫」、「請」、「勸」のほかに「打発」(よこす)、「催」(催促する)などをあげている。そして、王力は「初繫」が許容を表すものとして、「給」(させてやる)、「許」(許可する)「叫」(させる)などをあげている。さらに、次のような、人に心理的な変化を引き起こすものも甲類に該当するとしている。たとえば、

(9) 叫我怎么样才好? 这个心便碎了也没人知道。

(私にどうしろというのか! この胸がはりさけようがなにしようが、だれもわかってくれぬのだ。)

(10) 怎么样叫人敬服呢?

(これではだれとて感服せずにはおられませんね。)

(11) 又叫老爺生气。

(またまたお父君のお腹立ちを招きかねませんからね。)

(12) 又着实称赞秦钟的人品行事最使人憐愛。

(秦鐘の人柄や振舞がどんなに好ましい感じを与えるかをべたぼめにほめちぎるのでした。)

以上はいずれも甲類に属するものであるが、この甲類の逡繫式は使役兼語式に相当するものである。一方、乙類は次繫がある名称を述べるものであるとし、次のような例をあげている。

(13) 他們叫林黛玉做瀟湘妃子。

(彼らは林黛玉を瀟湘妃と呼ぶ。)

(14) 改石頭記為情僧錄。

(『石頭記』を改めて、『情僧錄』としました。)

(15) 只得要推瀟湘妃子為魁了。

(瀟湘妃子を首位に推すのはまず文句のないところでしょうね。)

(16) 聽說那位太太、太爺們封了我們做小老婆？

(ぜんたいどこの奥方さまや殿様がたがわたしたちを妾になさった
という話をお聞きになりまして？)

(17) 果然王夫人已認了薛宝琴做幹女兒。

(なるほど探春のことばどおり、奥方の王氏は宝琴を自分の義女に
していて、…)

王は乙類は甲類と形式上は近似し、ただ、前者は「次繫」がある具体的行為を表すものであるが、後者は抽象的な意味を表すものであると指摘する。例えば、

(18) 他叫木匠做一張桌子。

(彼は大工に机を造らせる。)

(19) 他們叫林黛玉做瀟湘妃子。

(彼らは林黛玉を瀟湘妃と呼ぶ。)

では、形式上は(18)の「木匠」(大工)は「叫」(させる)の目的語であると同時に、「一張桌子」(机)の主語でもある。同じように(19)の「林黛玉」も「叫」(呼ぶ)の目的語であると同時に、「做瀟湘妃子」(瀟湘妃子になる)の主語でもあるが、しかし意味の上では、(18)の「做」は具体的行為を表すが、(19)のそれは抽象的な意味を表すものであるという。言い換えれば、(18)の「做」はN₂の行う動作を指し、(19)の「做」はN₂の身分の変化を表している。こうしてみると、王の逡繫式も趙の兼語式と同じようにその範囲がかなり広い。上にあげた王の逡繫式のうちに、使役の意味がないものも含まれている。

つまり、兼語式がすべて使役とは限らないのと同じように、逡繫式もすべて使役とは限らない。

4.1.3 呂叔湘の「致使句」(1956)及び「兼語式」(1980)

呂叔湘(1956)では古語の例を多く引用し説明しているが、ここでは主として、現代語に重点を置いて紹介するが、古文の例も多少ある。呂は兼語式でもなければ、逡繫式でもなく、「致使句」という用語を用いている。「致使句」はその名の通り、使役の意味を表すものである。したがって、兼語式、逡繫式と比べて明らかに使役の意味が前面に現れているといえる。それでは呂のいう致使句とはどんなものであろうか。呂は古文では「使、令」を用い、話し言葉では「叫(教える)」などを用いるとし、現代語の用例については次のようなものをあげている。

(20) 我剛叫他買柴去了,你要差他做什么。

(私は今彼に柴を買いに行かせたが、あなたは彼になにをしに行かせるつもりですか。)

(21) 只照着我的话做去,包管叫你满意。

(私の言う通りにやれば、君を満足させること請け合いです。)

呂はこれらの致使句の文において、「叫、差」などの動詞(V_1)はそのあとの「止詞」(N_2)にある動作、もしくは変化を起こさせる意味をもつものであるので、名詞のみならず、名詞のあとにさらに動詞(V_2)を付け加えることもできるという。呂はこの「致使句」において、 N_2 に動作、変化を起こさせる動詞(V_1)として、上にあげた「叫、差」のほかに、「勸」(勧める)、「請」(～てもらう)、「禁」(禁止する)、「阻」(阻止する)、「任」(まかせる)、「従」(従う)などをあげている。呂はこれらの動詞が致使句に用いられるときに、構文上は同じであるが、意味の上では、「禁、阻」は「反面的致使」(反対の意味の使役)を表し、「任、従」は「中立性的致使」(ニュートラルな使役)を表すとし、動詞によって、使役の意味が違うことを指摘した。

これらの致使句はおおむね使役兼語式と王の甲類に相当するが、致使句を「反面的致使」（反対の使役）「中立的致使」（ニュートラルな使役）などのように分けて考えるのはほかの説に見られないものである。呂は「使、令」などは止詞（N₂）に動作のほかに、変化をさせることも可能であるため、止詞のあとに形容詞をつけることもできるという。たとえば

(21) 五色令人目盲，五音令人耳聾，五味令人口爽。

五色は人を盲目にさせ、五音は人の耳を聞こえなくなるようにし、五味は人の味覚を悪くする。

（色が多いとかえって見えなくなり、音がたくさんあるとかえって聞こえなくなり、味が多いとかえって味覚が分からなくなってしまう。）

これをN₁V₁N₂V₂Nの構文でとらえなおしてみると、V₂のかわりにA（形容詞）が用いられ、N₁V₁N₂Aの構文も可能だというわけである。

呂はさらにN₂に動作ではなく変化をもたらす致使句として、V₁が「封、拝、推、拳」であり、しかも変化が名詞によって表わされる文をあげた。例えば、

(22) 我們拳你做会長，好不好？

（我々はあなたを会長に選ぶ。よろしいでしょうか。）

(23) 呉起娶齊女為妻。

（呉起は齊の女を妻にする。）

この二文は王の乙類の遞繫式とほぼ同じものを指すものと思われる。一方、呂叔湘（1980）は兼語式という項目を立て、これをA、B、C類の三つに分けている。

A類はV₁が使役の意味を表し、V₂がV₁の結果あるいは目的を表すものであり、よく用いられる動詞（V₁）として、次のようなものをあげている。「派、留、使、叫、讓、勸、逼、催、請、要、托、求、号召、組織、発動、阻止、命令、動員、禁止」など。このA類は胡・文の使役兼語式に相当する。

B類は V_1 は称賛もしくは叱責^とといった意味を表し、 V_2 はその原因を表す。 V_1 として、「愛」(愛する)、「感謝」(感謝する)、表揚(ほめる)、「恨」(恨む)などの動詞があげられている。

C類は V_1 は供与の意味を表す動詞であり、「双賓語」(二重目的語)のような文であるとし、次のような文をあげている。

(24) 小紅把書交[給]媽媽保存吧。

(紅ちゃん本をお母さんに預かってもらおう。)

呂叔湘^はこのA、B、C類の中で、Aだけを使役の意味をもつものであるとしている。

このように見ると、趙元任の「兼語式」、王力の「遞繫式」、さらに呂叔湘の「致使句」、「兼語式」などは $N_1V_1N_2V_2$ という形式における V_1 の動詞についての認定において出入りがあり、一致していないことが分かる。

4.1.4 胡、文の「兼語式」の四つの基準

一方、胡、文(1957)は使役の意味を表す「 $N_1V_1N_2V_2$ 」形式と使役の意味のない「 $N_1V_1N_2V_2$ 」とを区別し、前者のみを兼語式という。したがって、胡、文の兼語式は実際には、使役兼語式のことをさしていると理解してよい。胡、文の説についてはすでに1.2.3で紹介したので、ここでは、胡、文のいう兼語式に必要な四つの条件を示しておくことにとどめる。

- 1) V_1 が使役の意味を表す。
- 2) $N_1V_1N_2V_2$ のうち、 V_1 と N_2 との間に他の成分を付け加えたり、ポーズを置いたりすることが不可能である。
- 3) $N_1V_1N_2V_2$ の N_2V_2 を N_1V_1 の前に移動し、 $N_2V_2N_1V_1$ のように、置き換えられない。
- 4) V_1 の動作と V_2 の動作との結び付きが強く、原因と結果の関係にある。

これにしたがうと、使役兼語式の範囲はかなり狭められ、少なくとも次のような動詞が使役兼語式のV₁ということになる。

(25) 使 (～させる)	促使 (促す)
迫使 (余儀なくさせる)	致使 (至らせる)
逼 (迫る)	強迫 (むりやりにさせる)
托 (託する)	委託 (頼む)
唆使 (唆す)	派 (派遣する)
打発 (よこす)	差 (よこす)
催 (せかす)	選 (選ぶ)
推挙 (推挙する)	提拔 (抜擢する)
請 (～てもらう)	請求 (お願いする)
求 (せがむ)	要 (～てほしい)
勸 (すすめる)	鼓勵 (励ます)
命令 (命令する)	吩咐 (言い付ける)
叫 (させる)	讓 (させる)

これらの動詞は王力の遞繫式の甲類、乙類に相当し、また呂叔湘の致使句や兼語式のA類にもあたるものである。N₁V₁N₂V₂という構文の中で、これらの動詞は「叫、讓、使」と同じように、V₁のところに現れると、使役兼語式としてみなすことができる。しかし、それぞれの意味特徴をもっていることはいうまでもなく、構文的にも同一の性質のものではなく、いくつかのグループに分けられる。従来の研究において、これらの使役動詞を他の兼語式と区別して扱うことがあっても、これらの動詞の間における違い、とりわけ構文的違いについての言及はあまりなかった。次の4.2では、これらの動詞の構文上、意味上の違いを考察する。

4.2 使役兼語式における使役動詞の構文的特徴

この節では、主として先にあげた、 $N_1V_1N_2V_2$ という使役兼語式におけるそれぞれの使役動詞の間にある違いを構文上から見ていくことにする。Yの動作の実現を含意するかしないかという観点からみると、使役兼語式における使役動詞をYの動作の実現を含意する種類のものとは含意しなくてもよい種類のものに分けられる。次はまず前者の場合を考える。

4.2.1 Yの動作の実現を含意する使役動詞と含意しない使役動詞

4.2.1.1 Yの動作の実現を含意する使役動詞

この種の使役動詞には、まず「使」があげられよう。前述のように「叫、讓」を用いられるが、「使」を用いられない文がある。例えば、「私が彼を行かせた」という意味では、

(1) 我叫／讓他去了。

はいえるが、

(2) *我使他去。

はいえない。これは、「叫、讓」を用いる使役文はXがYに指示し、命令してあることをするようにしむけ、Yがその指示にしたがい自分の意志でそのことを行う場合に用いられるのに対し、「使」による使役文はそのような意味においては使われず、Xのことばによらない働きかけの結果や影響を受けた形で、Yが自分の意志によらずに、ある作用をおこすようになった場合に用いられるためである。前者の V_2 は自分の意志で左右できる意志性動詞であり、後者の V_2 は一般に非意志性動詞である。したがって、 V_2 が次のような非意志性動詞の場合、「使」を用いて表すことが可能である。

(3) 我的话使他很吃惊。

(私の話が彼をびっくりさせた。)

しかし、Yの動作、作用の実現を含意するかしないかという点において、(1)と(3)は違う。(1)は必ずしも「彼が行った」ということを含意しないが、(3)は「彼が驚いた」ということを含意する。これは、「叫、讓」を用いた(1)は、XとYがともに有情者であり、V₂が自分の意志で制御できる動詞であるため、XがYに対し、働きかけが行われたが、Yがその指示にしたがわず、動作を行わなくてもよいが、「使」を用いた(3)はXが非情物でYが有情者であり、V₂も自分の意志で制御できない動詞である。前者は原因であり、後者は結果である。このような原因使役文において、原因だけが先行し、結果が伴わないことはありえない。したがって、次に示すように、(1′)は自然な文であるが、(3′)は不自然な文である。

(1′) 我叫／讓他去了，但是他没去。

(3′) *我的话使他很吃惊，但是他没吃惊。

この「使」と同じように、「促使」、「致使」も一般に意志性動詞とともに用いられない。例えば、

(4) a* 我促使他去。

b* 我致使他去。

(彼を促して行かせた。)

はいえない。この二つの動詞は実際に「使」と同様、Xが非情物の事柄であり、Yが有情者の場合に用いられる。

(5) 正是由於此事，促使他研制成功「斑禿丸」，給海内外脫毛患者帶來福音。 『人』

(まさにこのことのために、彼が「斑禿丸」(脱毛丸)の開発に成功した。このことは国内外の脱毛患者に福音をもたらした。)

(6) 是什麼促使倪獻策走上犯罪道路？ 同上

(なにが倪獻策を犯罪の道へ走らせたのか。)

(7) 建国以來，由於物價長期凍結，致使人們養成了一種習慣心理，以為物價不變就好。 同上

(建国以來、長い間物價が凍結されていたため、物價の変動さえなければよいというものの考えかたが人々の心の中に芽生えるようになった。)

(8) 他的這些作品在社會上造成大量混亂，致使很多不明真相的讀者誤認為中國共產黨真的“腐敗”“墮落”了。 同上

(彼の作品は社會に混亂をもたらした。そのため、事實關係のわからない多くの讀者が中國共產黨は本当に「腐敗」「墮落」したのかと信じこんでしまった。)

(5) - (8) においては、「促使」、「致使」がそれぞれ用いられているが、Xがいずれも原因を表す事柄である。YがXの影響を受けて、ある作用をおこすようになるが、このような作用はYの意志によって行うことができない。したがって、この場合原因となる事柄が発生すると同時に、結果も現れるのが普通である。この点、次の4.2.1.2で述べる使役動詞と異なるのである。

このように構文的に「促使」、「致使」は「使」と同じふるまいをするが、しかし、語意的意味まで同じかということそうではない。それぞれの動詞に意味の違いが見られ、「促使」を用いる場合はYが原因となるXにかき立てられて、ある動作、作用を行ったという意味が強いが、「致使」を用いる場合は結果として至らせたという意味が強い。いずれにしても「使」の意味をより具体化したものであり、「使」の下位概念であるといえる。したがって、(5) - (8) の文において、「促使」、「致使」のかわりに、「使」を用いてもよい[注2]が、逆は真ではない。例えば、「使」を用いて

(9) a 那件事使他很傷心。

(そのことが彼を悲しませた。)

のようにいうことができるが、「使」のかわりに、「促使」、「致使」を用いて表すことができない。

(9) b* 那件事促使他很傷心。

c* 那件事致使他很傷心。

一方、Xが非情物あるいは事柄で、Yが非動作性動詞の場合、「叫、讓」でもYの動作、作用の実現の結果を含意する。

(10) 那件事叫／讓他感到很為難。

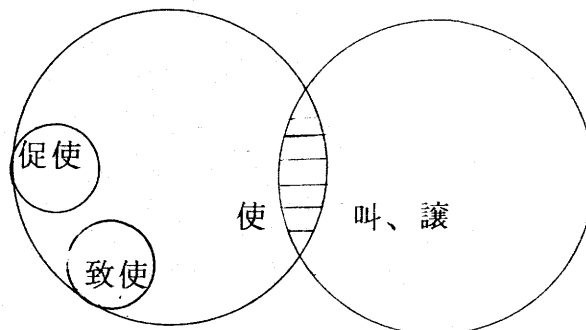
(あのことは非常に彼を困らせた。)

(10) では、「彼が非常に困った」ということを含意するため、次のようにいうことはできない。

(10'') *那件事叫／讓他感到很為難，但是他不為難。

(*あのことが非常に彼を困らせたが、彼は困らなかった。)

これらの使役動詞の関係を示すと次のようになる。



4.2.1.2 Yの動作の実現を含意できる使役動詞-----含意する場合としない場合

中国語においては、数の上から見れば使役兼語式におけるYの動作・作用の実現を含意しなければならない使役動詞はむしろ少なく、Yの動作・作用の実現を含意しなくてもよい使役動詞が多い。4.1における(25)で示した動詞の中で、4.2.1.1で見た使役動詞以外はほとんど、結果を含意しなくてもよいものである。この種の使役動詞としては、まず「叫、讓」があげられる。例えば

(11) 我讓他買那本書、但是他沒買。

(彼にあの本を買うようにいったが、彼は買わなかった。)

文は、Xの働きかけは実現したが、Yの動作はまだ実現していない。これを(11〃)のように、「買」(買う)のあとに完了の「了」を入れてはじめてYの動作の実現を含意する。

(11〃) *我讓他買了那本書、但是他沒買。

(*彼にあの本を買わせたが、彼は買わなかった。)

(11〃)はYの動作を含意しているから、「但是他沒買」(彼は買わなかった)というYの動作の実現を否定する後続文が続くと不自然な文となる。「讓」と同じように、「請」、「委託」なども、Yの動作の実現を含意する場合と含意しなくてもよい場合がある。次のような例文においては、Yの動作を必ずしも含意しない。

(12) 我請他買書，但是他沒買。

(彼に本を買うように頼んだが、彼は買わなかった。)

(*彼に本を買ってもらったが、彼は買わなかった。)

(13) 我委託他投票，但是他沒投。

(彼に投票するようお願いしたが、彼は投票しなかった。)

(*彼に投票してもらったが、彼は投票しなかった。)

(12)、(13)では、それぞれ「彼が本を買った」、「彼が投票した」、ということを含意するとは限らない。しかし、同じ動詞を用い、 V_2 の後に完了を表す助詞「了」を付加すれば、 V_2 の動作の実現を含意することになる。

(14) 欧州中期天気予報中心也請我去作了學術報告。 『人』

(ヨーロッパ中期天気予報センターにも頼まれ、學術報告を行った。)

(*ヨーロッパ中期天気予報センターも私に學術報告を行ってもらった。)

(15) 暫時不在北京的趙紫陽，陳雲，彭真等專門委託他人投了票。 『人』

(しばらく北京にいなかった趙紫陽、陳雲、彭真などはわざわざ人に頼んで、投票してもらった。)

(14)、(15)では、 V_2 の後に「了」があるため、 Y の動作の実現を含意してしまう。すなわち、(14)では「私が學術報告を行った」、(15)では、「他人が投票をした」ということになる。

このことから、「請」、「委託」などは「叫、讓」と同様に X の働きかけが実現して、 Y の動作が実現しなくてもよいが、 V_2 のあとに「了」が付いたときにのみ、結果を含むことになるということがいえる。これは「強迫」(むりやりにさせる)、「唆使」(唆す)、「托」(託する)、「派」(派遣する)、「打發」(よこす)、「選」(選ぶ)などにもあてはまる。例えば、「強迫」を用いた次の文においては、 a は Y が動作をしたが、 b は動作しなかったという状況を表している。

(16) a 警察強迫他写檢討，但是他没写。

(警察が彼にむりやりに始末書を書かせようとしたが、彼は書かなかった。)

b 警察強迫他写了檢討。

(警察が彼にむりやりに始末書を書かせた。)

同じように次の(17)においても、aはXの働きかけが行われたが、Yの動作は行われなかったという状況を表し、bはXの働きかけのみならず、Yの動作も行われたという状況を表している。

(17) a 我們派他参加會議，但是他没去。

(我々は彼を會議に行かせようとしたが、彼は行かなかった。)

b 我們派他参加了會議。

(我々は彼を會議に行かせた。)

このように、Yの動作の実現を含意するかしないかという点において、上の動詞は「叫、讓」と同様である。

一方、 $N_1V_1N_2V_2$ という形式において、 V_2 の後に完了の助詞「了」を付加できない使役動詞、つまりYの動作を含意しない使役動詞もある。次はこの種類の使役動詞について考える。

4.2.1.3 Yの動作を含意しない使役動詞

上の動詞と違って、次のような動詞は一般に V_2 のあとに完了の「了」が現れない。例えば、「要求」(要求する)を用いて

(18) 我要求他参加這次考試。

(私が彼に今度の試験を受けるように要求する(した)。)

ではよいが、 V_2 「参加」の後に「了」をつけて表すことができない。

(19) * 我要求他参加了這次考試。

(?私は彼に要求して今度の試験を受けさせた。)

(18)は V_2 (参加)のあとに「了」がないため、当然Yの動作はまだ実現(彼が試験を受けた)していない(働きかけがまだ実現していない場合もありうる)

という意味になる。この点は先に見た使役動詞と似ている。しかし、先の動詞と違って、 V_2 のあとに完了の「了」を付加することはできない。(19)のように「了」を付加すると不自然な表現となる。つまり、この「要求」という動詞は一般にYの動作の実現を含意できないということがいえる。この種類の動詞には「請求」(お願いする)、「求」(せがむ)、「鼓励」(励ます)、「催」(せかす)などがある。例えば、「請求」を用いた(20)では、aは自然な文であるが、bは不自然な文である。

(20) a 我請求他参加会議。

(彼に会議にできるようにお願いする。)

b*我請求他参加了會議。

(彼にお願いして会議に参加してもらった。)

同じように「鼓励」を用いた(21)の文も、aは自然な文であるが、bは不自然な文である。

(21) a 我鼓励他考東大。

(東大を受けるように彼を励ました。)

b*我鼓励他考了東大。

(*彼を励まして、東大を受けさせた。)

これらの動詞はXがYに対し、あることをするように要求するが、Yがその動作を行うか否かは問題にしないのである。

このように見ると、 $N_1V_1N_2V_2$ という構文において、Yの動作の実現を含意するかしないかという点からみれば、 V_1 に当たる使役動詞は基本的に三つのグループに分けられる。以下、これを示そう。

a 基本的にYの動作を含意するタイプ、「使」、「促使」、「致使」などである。

b Yの動作を含意する場合としない場合があり、 V_2 のあとに完了の「了」が付加すれば、Yの動作を含意できるタイプ、「叫、讓」、「強迫」、

「唆使」、「請」、「托」、「派」、「提拔」、「打發」、「選」などである。

- c. 基本的にYの動作を含意しないタイプ、「請求」、「催」、「要求」、「鼓勵」などである。

一方、基本的にはc類の動詞に属するが、場合によってはV₂の後に「了」を付加して、Yの動作が行われたということを表しうる動詞もある。例えば「吩咐」（言いつける）は次の実例がある。

- (22) ……吩咐老婆準備了她親手炮製的酒糟肉和松花蛋-----這兩樣都是老唐最愛喫的。 『悠』
（妻に言いつけて、手製の酒糟肉と松花蛋-----これは老唐の一番の好物だった-----を準備させた。 竹中訳

また「勸」（勧める）についても、次のような文脈においてはいえそうである。

- (23) ?我勸他買了一件紅的毛衣。
（彼に勧めて、赤いセーターを買わせた。）

この文は人によって判定の分かれるところであろう。同じように次の「命令」（命令する）を用いた（24）も自然とやや不自然というふうに、人によって判定が分かれているのである。

- (24) ?團長命令連長報告了前線的情況。
（連隊長が中隊長に命令して前線的情況を報告させた。）

もし、この三つの動詞「吩咐」、「勸」、「命令」が（22）、（23）、（24）において可能であり、かつ多くの他の文にも用いられるのなら、b類に所属させても問題がないのであろう。

4.2.2 ムードを表すことばとの関係について

4.2.1で行ったa、b、cの分類はVの動作を含意するかしないかの観点によるものであるが、この小節ではムードを表すことばを補文にとるかとらないかの観点から、それぞれの使役動詞における違いを見ていく。

この観点から見ていくと、使役兼語式におけるV₁はムードを表すことばを補文にとることのできる動詞と、ムードを表すことばを補文にとることのできない動詞の二種類に分けられる。次はまず前者から見ていこう。

4.2.2.1 ムードを表すことばを補文にもつことのできる使役動詞

中国語においては、「別（不要）」（するな）、「快」（早く）[注3]などは話者の態度を直接に表すものであり、ムードの一つとされている。一般に、相手に向かって発話する場合に用いられる。例えば、

- (25) a (你) 別去。
 (君は行くな。)
 b (你) 快去!
 (早く行け。)

などは、相手に対する命令、あるいは禁止を表す表現である。使役兼語式における使役動詞の中にこのような話者のムードを保ったままの命令表現を補文にもつことができるものが多数ある。例えば、「叫、讓」を用いて、次のようにいうことができる。

- (26) a 我叫(讓)他別去了。
 (彼に行くなといった。)
 b 我叫(讓)他快去。
 (彼に早く行くようにいった。)

(26)の文には、話者の態度を表す「別」、「快」のことばがそのまま入っており、命令文である(25)が補文として用いられていると考えられる。つまり、(25)の「a(你)別去。」「b(你)快去」という直接命令文がそのまま「叫(讓)」の後に付加され、第二人称の「你」(あなた)が第三人称の「他」(彼)に変換しただけである。「命令の間接化」といわれる所以である。次にあげる(27)aも命令文であるが、人称を変えれば、(27)bのように「叫(讓)」の補文になることが可能である。

(27) a (你) 好好地干。

(しっかりやりなさい。)

b 我叫(讓)他 好好地干。

(彼にしっかりやるようにいった。)

このようなムードを表すことばを補文にもつことのできる動詞には、4.2.1でみたb類の一部(「請」など)やc類のもの(「要求」、「求」、「催」、「鼓勵」)があげられる。例えば、「請」を用いて、次のようにいうことができる。

(28) a 我 請他 別去。

(彼に行かないようにお願いした。)

b 我 請他 快去。

(彼にはやくいくようにお願いした。)

同じように、上にあげたc類の使役動詞もこのような文をつくることができるが、ここではいちいちあげることをせず、「催」による例文を掲げておくにとどめる。

(29) 我 催他 快去。

(はやく行けと彼をせかした。)

4.2.2.2 ムードを表すことばを補文にもつことのできない使役動詞

一方、上の使役動詞と違って、ムードをたもったままの命令文を補文に含まない動詞もある。例えば、先にみたa類の動詞はこの種の命令文を補文にもつことができない。

(30) a*我使他別喫。

(彼に食べるなどいった)

b*我使他快喫。

(彼にはやく食べなさいといった。)

のような表現は不自然なものである。また、b類の動詞でも「強迫」などは「別」や「快」とは共起しない。例えば、

(31) 你別承認錯誤。

(あやまちを認めるな)

という文に対し、(27)のように人称だけを変え、「別」をそのまま文に残しておくことはできない。

(32) *我強迫他別承認錯誤。

(彼に過ちを認めるなど強要した。)

(32) は非文であり、同じように「快」を入れた(33)の文も非文である。

(33) *我強迫他快承認錯誤。

(彼に早く過ちを認めるように強要した。)

このように「強迫」は「要求」などと違って、ムードを表すことばを補文のなかに含むことができない。「派」による使役兼語式も同様である。例えば、

(34) a *我派他別去参加會議。

(*彼を會議に出席しないように派遣した。)

b *我派他快去参加會議。

(?彼を早く會議に出席するように派遣する。)

この種の使役動詞にはほかに、「唆使」、「打発」、「選」、「提拔」、「推挙」などがある。これらの動詞も使役兼語式のV₁に用いられる場合、補文にムードを表すことばが入らない。例えば、

(35) a*他唆使孩子別偷東西。

(*彼が子供にものを盗まないように唆した。)

b*他唆使孩子快偷東西。

(?彼が子供に早く物を盗むように唆した。)

(36) a*他打発小王別去。

(*彼が王さんを行くなとよこした。)

c*他打発小王快去。

(*彼が王さんを早くいくようによこした。)

上の文はいずれも不自然な文である。このようにムードを表すことばを補文にもつことができるかどうかの観点からみれば、使役兼語式におけるV₁は二種類に分けられ、一つは4.2.2.1で述べたような、ムードを表すことばを補文にもつことのできるものであり、もう一つは4.2.2.2で述べたような、ムードを表すことばを補文にもつことのできない使役動詞である。前者をイ、後者をアで表すと、それぞれ次のようになる。

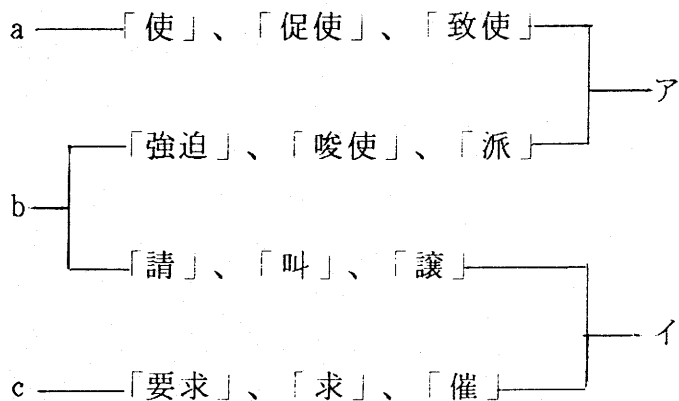
(37)

イ 「叫」、「讓」、「請」、「要求」、「請求」、「催」、「鼓勵」、「命令」、「勸」、「吩咐」など。

ア 「使」、「促使」、「強迫」、「唆使」、「派」、「打発」、「選」、「提拔」、「推挙」など。

このア、イの使役動詞と、4.2.2.1で分類したa、b、cの使役動詞とをまとめて示すと次の通りである。

(38)



以上見てきたように、使役兼語式におけるV₁は構文的には必ずしも同じではない。(39)で示すように、Yの動作の実現を含意し、しかもムードのことばを補文にもてない左側の使役動詞の場合はYの動作が結果としてとらえられるのに対し、Yの動作の実現を含意せず、しかもムードのことばを補文にもつ右側の使役動詞の場合はXの働きかけに重きが置かれ、Yの動作が目的である。したがって右側の使役兼語式を「目的使役」とみなすことができる。そして、中央に位置する使役動詞はYの動作が結果と目的のいずれの場合にも用いられる。

(39)

	結果 ← → 目的		
	a	b	c
Yの動作の実現を含意	+	+ -	-
ムードのことばを 補文にもつ	-		+
	ア		イ

4.3 使役動詞における意味上の違い

以上、兼語式における使役動詞の構文上の違いを見た。この節では主としてこれらの使役動詞の意味上の違いを述べることにする。先にYの動作の実現を含意する「促使」、「致使」などは「使」の下位概念であることを述べたが、これと同じように、「強迫」などの使役動詞は「叫、讓」と比べると、その意味範囲はせまい。第2章で述べたように、「叫、讓」による使役は誘発、許容のいずれにも用いられる。さらに、誘発使役において意志尊重と意志無視、また、許容使役において許可と放任のいずれにも用いられるのに反して、これらの使役動詞による使役兼語式はこれらのうちの一つの意味しか表さず、誘発、許容の意味をすべて含むことはできない。いいかえれば、これらの使役動詞は「叫、讓」によって表されるXとYの関与のしかたを具体化したものである。以下、代表的ものをいくつか見ることとする。

4.3.1 「強迫」（むりやりにさせる）

「強迫」はXがYにある動作をするように働きかける点では「叫、讓」と同じであるが、Xの働きかけのしかたという点においては「叫、讓」と異なる。次の例文を見よう。

(1) a 地主強迫農民干活。

(地主がむりやりに農民を働かせる。)

b 地主讓農民干活。

(地主が農民を働かせる。)

c 地主硬讓農民干活。

(地主がむりやりに農民を働かせる。)

aとbにおいて、いずれも地主(X)が農民(Y)に働くように働きかけるが、「強迫」(強制する)を用いたaは強制的であり、「讓」(させる)を用いたbは非強制的である。cのように「讓」使役文に「硬」(むりやりに)という

副詞をいれると、ほぼ a と同じように、強制的意味を表すことになる。したがって、この「強迫」の意味を

(2) XがYを強迫して～させる

のように示すことができる。

「強迫」を用いた(1) aはXの働きかけは強制的でなければならないが、これに対し、「譲」を用いた文はXの働きかけは強制的であっても、非強制的であってもよいのである。「強迫」による実例を一つかかげておく。

(3) 現在我才知道，那是他強迫叔父答应他的。

『老』

(やっとそれが分かったんだが、張さんは叔父を脅迫して、むりやりに承諾させたのだそうだ。)

竹中訳

「譲」と「強迫」との間にあるこのような違いは他の使役兼語式のV₁の間にもあてはまる。

4.3.2 「唆使」(そそのかす)

「唆使」はXがYにあることをするように働きかける点では「譲」と同じである。しかし、関与のしかたでは、「唆使」(そそのかす)はYに悪いことをするように働きかける場合にしか用いられない。例えば、次の(4)は自然な文であるが、(5)は不自然な文である。

(4) 他經常唆使小孩干壞事。

(彼はいつも子供をそそのかして、わるいことをさせる。)

(5) * 他經常唆使小孩干好事。

(?彼はいつも子供をそそのかしてよいことをさせる。)

4.3.3 「托」(たのむ)

「托」はXがYに頼んで、あることをしてもらうときに使う表現である。例えば、

- (6) 明天把那瓶拿进城去，托你姑父卖出去。 『老』
(お前明日この花瓶を持って城内にいって、お前の伯父さんに頼ん
で売ってもらいなさい。) 竹中訳

この「托」によって表される意味は、(6)のように、XがYに対し、「頼む」という働きかけを行い、その働きかけを受けて、Yがあることをするというものである。しかし、「譲」と違って、YがXに頼まれることはXとなんらかの関わりを持っていなければならない。例えば、

- (7) 托他照看我的孩子。
(彼に頼んで、私の子供の面倒をみてもらう。)

のように、「子供」がXのものならいえるが、

- (8) a? 托他照看他自己的孩子。
(彼に頼んで、彼の子供の面倒をみてもらう。)
b 让他照看他自己的孩子。
(彼に彼の子供の面倒を見させる。)

のように、「子供」がYのもので、Xと関係のない場合、不自然な表現である。これに対し、「譲」を用いたb文は自然な文である。

4.3.4 「命令」(命令する)

「命令」は一般に上のものが下のものに対する働きかけの時に用いられるの

が普通である。一般に軍隊で上官が兵士に命令するときによく用いられる。

(9) 連長命令排長報告情況。

(中隊長が小隊長に命令し、情況を報告させる。)

「強迫」を用いた文では、YのいやがることをXが強要しようとするという意味であるが、「命令」の場合、このような意味合いはない。命令されたYが喜んで動作を実行することも可能である。例えば、

(10) *我強迫他去的時候他高興地去了。

(?彼に行けと強要したら、彼は喜んでいった。)

(11) 我命令他去的時候他高興地去了。

(行けと命令したら、彼が喜んで行った。)

「強迫」を用いた(10)は不自然な文であるが、「命令」を用いた(11)は自然な文である。

4.3.5 「請」(～てもらう)

「請」は「強迫」とくらべて、Xがむりやりにごう慢な態度でYにある行為をするようにしむけるのではなく、低い姿勢で頼む場合に用いられる。日本語の「てもらう、ていただく」と対応することが多い。例えば、

(12) 我還欠一盅，喝完酒請大嫂熱熱的，酸酸的，~~辣~~辣的給咱們作三碗飯……。

『老』

(できましたら、もう一本お願いしたいですな。それから酢と胡椒をよくきかせたスープを三杯ほど用意していただきたいですな。)

竹中訳

ところが、XとYのとる人称に関しては、中国語と日本語とやや異なる。これ

については、4.4.1で触れることにする。

4.3.6 「求」(せがむ)

「求」は「請」とくらべてXがYに働きかけるときの姿勢はさらに低く、XがYにせがむような場合に用いられる。したがって、「請」は

(13) 請他到我家来玩。

(彼に家に遊びに来てもらう。)

のように、軽い気持ちでYにある行為をするようにしむける場合にも使えるが、「求」はこのような場合は用いられない。「求」は「せがむ」ような気持ちで相手にある動作、作用をするように頼む場合に用いられる。

(14) 求那位善人借给我叔父钱还老张，我情愿给善人当婢女。 『老』

(あの善人様にお願いして、叔父様に張さんに返すお金を貸していただき、そのかわり、あたしがあの善人様の女中になって……

竹中訳

4.3.7 「選」(選ぶ)

「選」を用いる使役兼語式においては、V₂は一般に「当」(なる)、「做」(なる)のような動詞が普通である。例えば、

(15) 我們選他当(做)会長。

(我々は彼を会長に選ぶ。)

のように用いられるが、これ以外の動詞を用いると、次のような意味的に不自然な文が出来てしまう。例えば、

(16) *我選他喫。

(*私は彼を選んで食べさせる。)

つまり、「選」を用いる使役兼語式はXがYを選んだ結果、Yがなにかになったという意味を表し、XがYに指示し、あることをさせるという意味ではない。この「選」とほぼ同様な使役動詞には、「推挙」(推挙する)「提拔」(拔擢する)がある。この二つの使役動詞もV₂は「当」、「做」を用いるのが普通である。

(17) 我們推挙他当代表。

(我々は彼を代表に推す。)

(18) 總經理提拔他当科長。

(社長が彼を課長に拔擢した。)

以上、中国語の使役動詞における語意的意味の違いについて簡単に述べた。これはそれぞれの動詞のもつ語意的意味をすべて網羅的に記述したものではない。これらの動詞における違いは語意的なものとしてとらえられ、他の多くの使役動詞との間にも見られる。しかし、ここではこのような語意的な違いについてはこれ以上言及しない。次は日本語の「～てもらう、～ていただく」と「～ようにいう」構文を見ることにしよう。

4.4 日本語の「～てもらう、ていただく」、「～ようにいう」構文について

中国語の兼語式と対応する日本語の表現を見ると、「させる」、「～ようにいう」、「～てもらう、ていただく」といった表現がある。これらの表現は形が異なっているため、従来、別々に扱われてきた。しかし、意味的に見れば、中国語の使役を表す兼語式と同様に、あるものが他のものに対し、ある動作、作用をするようにしむけるものである。「させる」の使役の働きについて、すでに第2章で見たが、以下、「～てもらう」、「～ようにいう」についてみていくことにする。

4.4.1 「～てもらふ、ていただく」構文について

「～てもらふ、ていただく」は従来「～てやる」、「～てくれる」といったような受給表現の枠の中で考えられていた。鈴木(1973)は次のような文をあげ、おじさんは利益(恩恵)をあたえる人で、「弟」は利益を受ける人であると説明している。

- (1) おじさんは弟に自転車を買ってやった。
- (2) 弟はおじさんに自転車を買ってもらった。
- (3) おじさんは弟に自転車を買ってくれた。

一方、松下(1930a)は「利益態」を「自行他利態」、「他行自利態」、「自行自利態」と三つに分けている。つまり、

- (4) ついでがあるから、僕が買って来てやろう。

のような文は自分があることをして、他人に利益を与えるもので、「自行他利態」であり、

- (5) あの方が私に傘を貸してくれた。

のような文は他人が主体となって、自分に利益を与えるもので、「他行自利態」であり、

- (6) 巡査に道を教えてもらふ。

のような文は他人の動作を受けて、自己の動作とし、その受けることが自己の利益であることを表すもので、「自行自利態」だということである。

これは受給表現という枠の中で考えれば、納得のいく説明であるが、XがYに働きかけてある行為を行うようにしむけるという見方からすれば、(2)、(6)

は「使役表現」の中に入れてもよい側面をもつといえる。利益を与える人と利益を受ける人との関係について言えば、(1)、(3)は(2)と違う。(1)、(3)において、利益を受ける人(弟)が利益を与える人(おじさん)に頼んだ痕跡はみられないが、これに対し、(2)は「弟」が「おじさん」に頼んだ可能性を含む(もちろん、頼まずに「おじさん」が自分で買ってくれた場合にも(2)の表現は成り立つが)。すなわち、(2)では「弟」が使役者であるか、そうでないかの両方の可能性があるということである。一方、(6)では利益を受ける人は明らかに使役者でなければならない。「巡査」に道を教えるように働きかけなければ、「巡査」は教えてくれるはずがない。「てやる」、「てくれる」と「~てもらう」におけるこのような違いは、構文的にも確かめられる。(1)、(3)と(2)の「おじさん」と「弟」の位置はちょうど逆であり、前者においては、「おじさん」が主語であり、「弟」が間接目的語であり、「自転車を買う」ものは主語の位置にある「おじさん」であるのに対し、後者において^は「弟」が主語であり、「おじさん」が間接目的語であり、「自転車を買う」のは間接目的語の位置にある「おじさん」である。(2)文における「おじさん」は「弟」側からみれば働きかけられる対象であるが、「自転車を買う」という側面からみれば、その行為を行う主体でもある。この意味で、「~てもらう」による(2)、(6)の文は「させる」による使役文と似ている。このように「~てもらう」は一方では利益の受給関係を表し、他方では使役の役割をも担っているのである。次の例文において、その役割が一層はっきり見られる。

(7) 明日から仕事をしてもらうぞ。 『青』

(8) おれの指導通りにボクシングのトレーニングををやてもらう。

同上

(9) そのほかに、育英会の方に運動して、何とか原島育英会資金を出してもらう。

同上

(10) 厚生省は身元が分からない孤児に国費で永住帰国してもらうために、三年前に身元引き受け人制度を発足させることを決めた。『人』

この四つの文はいずれもXがYにある動作をするように働きかけるほうがより

重要であり、むしろ、「使役表現」としてとらえ、それに「受給表現」が重なる場合があるとしたほうがよいだろう。とくに、(10)では「厚生省」にとって、「孤児」が帰国することは必ずしも利益につながるとは言い切れない。

このように「～てもらう」はXがYにある動作、作用をするように働きかけるという使役の観点から見れば、「させる」と同じ側面をもつものと考えられる。(7)－(10)では「～てもらう」のかわりに、「させる」を用いても差し支えない。

(7″) 明日から仕事をさせるぞ。

(8″) おれの指導通りにボクシングのトレーニングをやらせる。

(9″) そのほかに育英会の方に運動して、何とか原島育英会資金を出させる。

(10″) 厚生省は身元が分からない孤児に国費で永住帰国させるために、三年前に身元引き受け人制度を^{発足}させることを決めた。

(7)－(10)と(7″)－(10″)とくらべて、「～てもらう」が「させる」に置き換えられても、文法的関係は変わっていない。実際に、同じ文で、「～てもらう」と「させる」が同時に用いられ、しかも両方置き換えが可能であると思われる例もある。例えば、

(11) 長男が中学に入ったとき、いくらなんでも、これからは遊んでばかりの生活ではいけないと考えました。本人にも自覚をもってもらい、毎日少しでも、規則正しく机の前に座って、勉強する習慣をつけさせなくては。『朝週』

では、下線の部分で示したように、「～てもらう」と「させる」がそれぞれ使われているが、構文的には「本人にも自覚をもってもらい」のところを「本人にも自覚をもたせ」に置き換えても可能であり、逆に、「習慣をつけさせなくては」のところを「習慣をつけてもらわなくては」に置き換えても可能である。もちろん、このような置き換えによって意味の違いが生じることは確かである。

次はこの両者の使役表現における異同について述べる。

「～てもらおう」と「させる」はXがYに対し、ある動作をするように働きかける点では同じであるが、その関与のしかたが異なっている。前者はXのYへの働きかけが弱く、Yの主体性が強いのにに対し、後者はXのYへの働きかけが強く、Yの主体性が弱い。したがって、「～てもらおう」はYの主体性を無視する場合に用いられないのに対し、「させる」はYの主体性を無視する場合に用いられる。この違いはYのとり助詞から見ても確認できる。「させる」は

(12) a 私は彼を行かせる

b 私は彼に行かせる。

のように、助詞「を」と「に」の両方をとることが可能である。(12)におけるaとbの違いはいろいろ考えられるが、その一つとして、aはYの主体性が無視されており、bはYの主体性が尊重されているということである(2.1を参照)。これに対し、「～てもらおう」は次の文に示すように、「に」しか用いられず、「を」は用いられない。

(13) a *私は彼を行ってもらおう。

b 私は彼に行ってもらおう。

つまり、「～てもらおう」はつねに「に」という助詞を要求するから、Yの主体性が尊重される場合にしか用いられないのである。例えば、Yの主体性が問題にならない、人間の心理的状态変化を表す動詞である場合、「～てもらおう」を用いると不自然な表現になるであろう。

(14) a *彼に驚いてもらおう。

b *彼に怒ってもらおう。

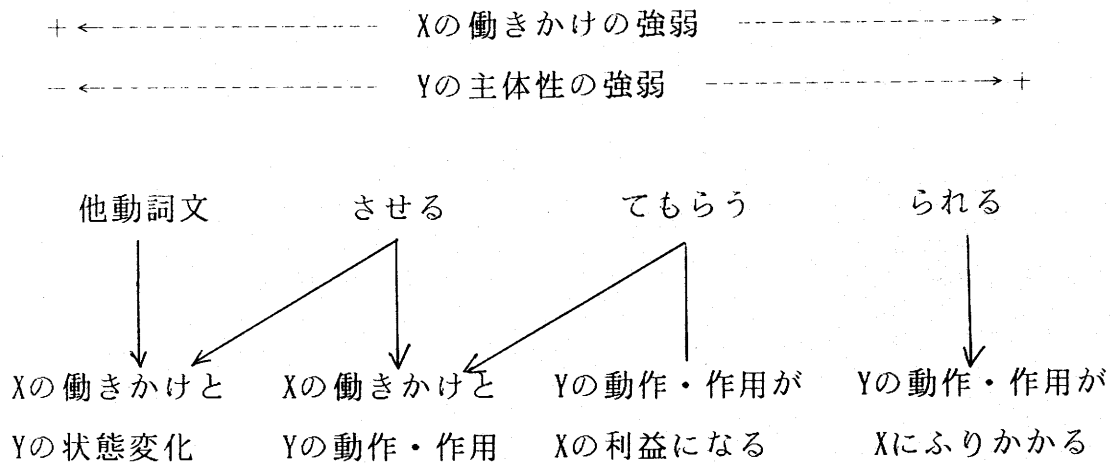
同じように、Yがまったく主体性のない非情物の場合、「～てもらおう」は使われない。

(15) a *ゼリーに固まってもらう。

b *鉄棒に曲がってもらう。

このように見ると、「~てもらう」が「させる」と比べると、明らかにXの働きかけが弱く、Yの主体性が高いということがいえる。このような違いをXの働きかけの強弱とYの主体性の強弱という観点からとらえ、1.3の(16)で示した図式にこの「~てもらう」をも入れるとすると、次のような形になる。

(16)



上で示したように、「~てもらう」は一方では「させる」とつながり、もう一方では「られる」とつながっており、その両者の中間に位置し、XがYに働きかけて、ある動作・作用をするようにしむける場合は「させる」に接近し、Yの動作・作用のため、利益を受ける場合は「られる」と接近する。ただし、「られる」によって表される受身はXにとって、被害、迷惑の意味を生じるが、「~てもらう」による表現はこれと違っていわゆる受給関係であり、Xにとって利益、恩恵を受けるのである。

以下、その両方の実例を示しておく。

(17) 洋の東西を問わず中世に強い関心を置く堀田さんに、現代から見た
<中世>を四回にわたって書いてもらった。 『読』

(18) あんまり無理はしてもらいたくないんですが。

『青』

(19) 栄治という人から助けてもらいました。

同上

(20) ソマレ首相は、……「必ずしもほかの国が日本のように理解を示してくれない中で、投棄反対の声を聞いてもらったことを感謝している」と述べ、……。

『朝』

(17)、(18)は「させる」と似た用法であり、実際に「させる」との置き換えも可能であり、XがYに働きかけ、その働きかけにしたがってYが動作をするという意味を表すものである。上の図式でみれば、より「させる」に近いところに位置するのであろう。一方、(19)、(20)は「させる」との置き換えは不可能であり、XがYにまったく働きかけを行わず、Y自身がすすんで行為を行い、Xがその行為によってもたらされる利益、恩恵を受けたのである。この意味で、(19)、(20)はより「られる」に近いところに位置し、とくに(19)において、助詞「に」ではなく、「から」を用いているということから、Xの働きかけが弱く、Yの主体性が高いと考えられる。

一方、XのYへの働きかけの強弱はXとYの力関係をも示し、XがYより目上か目下か、尊敬すべきかどうか、またXの心理的要因と関係する。自分の支配下にある人物に対し、自分の影響力を行使できるもの（一般に、自分より目下の人かあるいは尊敬しなくてもよい）なら、当然Xの働きかけの強いほうを示す「させる」を用いるのが普通であり、逆に、自分の影響力を行使できない、あるいは、行使してはならない（行使したら失礼にあたる）もの（一般に自分より目上の人か尊敬すべき）なら、当然Xの働きかけの弱いほうの「～てもらう」あるいは「～ていただく」を用いるのがよいだろう。例えば、学生と教授との関係において、学生が教授に講義を依頼する場合、次の三つの表現が可能である。

(21) a 学生が教授に報告させる。

b 学生が教授に報告してもらう。

c 学生が教授に報告していただく。

しかし、学生にとって、大学の教授は自分より目上であり、尊敬すべき存在であるため、XのYへの働きかけという観点からみれば、学生が教授に対し、影

響力を行使できる立場にはない。したがって、「させる」よりも、「～てもらう」のほうが適切な表現であろう。もちろん「させる」を用いたa文は使えないわけではないが、こういう表現になると、教授はもはや目上の人や尊敬すべき人ではない。学園紛争時代の学生と教授の間柄を思い起こさせる。

一方、教授が学生にレポートを提出するように働きかける場合^は(21)と同様、次の三つの表現が可能である。しかし、今度は逆に「～ていただく、てもらう」よりも「させる」がよいのであろう。

(22) a 教授が学生にレポートを提出させる。

b 教授が学生にレポートを提出してもらう。

c 教授が学生にレポートを提出していただく。

学生は教授にとって、目下の人であり、影響力を行使できるものである。したがって、「させる」を用いたa文は同じく「させる」を用いた(21)のaとくらべて不自然ではなく、適切な表現^なと^る。これに対し、b、c文、とくに「～ていただく」を用いたcは目上である教授が目下の学生を尊重する場合には用いられるが、そうでない場合は、a文を用いてよいのである。次の文は「させる」を用いているが、家の主人である「代助」が女中の「婆さん」に対するものであり、もし立場が逆なら「～てもらう」か「～ていただく」を用いるべきであろう。

(23) 代助は奥へ入った。婆さん呼んで、着物を出させようと思ったが、…………… 『そ』

上に見たように、「させる」と「～てもらう、～ていただく」は違いがありながらも、多くの共通点を有し、XがYに働きかけ、その働きかけに^なしたがって、Yが動作を行うという点において同じく使役表現としてとらえることができる。仁田(1981)では、「させる」は強制的使役態であり、「～てもらう」は依頼的使役であるとし、これを「してもらう態」と呼び、使役態の一類と考えることができるといい、奥津(1982)では「～てもらう、ていただく」を「謙讓使役文」とし、「させる」を「尊大使役文」としている。いずれも「させる」と

「～てもらう」とを関連付けているのである。

ところが、人称との関連で、Yが第1人称で、Xが第1人称以外の場合、YがXより目上の人であっても、「～てもらう」は用いられない。

(24) *学生が私に報告してもらった。

(24)では、「私」がたとえ「教授」であっても、許容されない文である。つまり、「～てもらう」は他人から自分に対する働きかけの時は用いられない。この点、中国語の使役兼語式の「請」と異なる。「～てもらう」に対応する「請」は実際にXがYに対し、「請」に値する働きかけをしていれば、Yが第1人称であってもさしつかえない。(24)と同じ文を中国語でいうと、

(24'') 学生請我作報告。

(学生に報告するように頼まれた。)

のように、自然な文である。たとえば、この場合、第3人称のXが第1人称のYより身分が上でも、実際に「讓」ではなく、「請」のような働きかけをした場合、「請」が用いられる。

(25) 我的指導教授請我去看電影。

(指導教官の招待で映画を見た。)

(*指導教官が私に映画を見てもらった)

(25)の文に対し、「～てもらう」文は用いられない。久野(1978)は「視点」という観点から、日本語の授受動詞について分析し、「～てやる」は話し手の視点が主語寄りであり、「～てくれる」は話し手の視点が非主語寄りであるとし、一方、「～てもらう」については、

(26) a 私ハ太郎ニ手紙ヲ書イテ貰ツタ。

b *太郎ハ私ニ手紙ヲ書イテ貰ツタ。

のような例をあげ、bが許容されないのは発話当時者の視点に違反しているからであるという。つまり、日本語では「てもらう」は他の授受動詞と同様に、視点の制約を受けるといえる。これに対し、中国語の「請」はこのような制約はない。これは「給」（やる、くれる）についても当てはまる。

4.4.2 「～ようにいう」構文について

日本語では、「させる」を用いて指示使役を表すことができるということについては、すでに2.5で触れた。指示使役とはXがYに対する働きかけは言葉を通じて、行われる場合を指すものである。例えば、

(27) 私が彼に行かせた。

という場合、「私」が「彼」に行くように指示し、その指示にしたがって、彼が行ったという状況を表すことが可能である。しかし、(27)はX(私)のY(彼)への働きかけ(指示)は終わり、Yの行くという動作がまだ実現していないという場合、不自然な表現となる。

(28) *私が彼に行かせたが、彼は行かなかった。

したがって、(27)のような文において、「させる」はYの動作の結果の実現を含むといえる。日本語で、Xの働きかけがおわり、Yの動作の結果が実現していない場合、次のような形で表すことができる。

(29) 彼に行くようにいったが、彼は行かなかった。

(29)では、XがYに行くように指示したものの、Yがその指示にしたがって動作を行わなかったという状況を表している。

しかし、(29)の「-ようにいう」という形の構文は従来「命令の間接化」あるいは「勧告間接化話表現」といわれるものであり、「話法」として扱われて

きた。つまり、(29)は「彼」に対する

(30) a 行きなさい。

b 行けよ。

のような aかbといった直接の命令文から転じたものであるというふうにとらえられるからである。奥津(1970)は直接引用文を間接引用文に転換することを「間接化」とし、その間接化の手続きについていろいろ述べているが、「命令の間接化」について、

(31) 「アナタハ私ニ「ソレヲボクニ見セナサイ」トオッシャッタ」

の例をあげ、この直接命令文を間接命令文にするには、引用文の中の辞的要素である部分の動詞の命令形語尾「ナサイ」をとってしまっ、て、「ruyooni」(～るように)を付加するという転形ルールを示している。一方、柴谷(1978)は、

(32) a 父は僕に「お前が庭を掃け」と命令した。

b 父は僕に庭を掃くようにと命令した。

の例をあげ、a文を命令文の直接話法とし、b文を命令文の間接話法とし、これを「勧告間接話法表現」といっている。柴谷は普通の間接話法表現では、引用句として含まれている文が文として、完全な形を表層レベルで表すのが多いが、勧告文ではたいてい文として、不完全なものを引用文としているという。つまり、この勧告間接話法表現を間接話法としながら、一般の間接話法と区別しているわけである。

しかし、この「勧告間接話法表現」はXがYにある動作、作用をするように働きかける点では「させる」文とつながっている。一般に使役との意味上のつながりについては、他動詞文と受身文はよくとりあげられるが、この「勧告間接話法表現」との意味上のつながりについては、ほとんど問題にされていない。

「させる」と「～ようにいう」の二つの構文を比べて、XがYにある動作・作

用をするように働きかけるといふ点において同じであるが、Xの働きかけを受けたYがその動作、作用を行うか否かといふ点において異なっているといふことがいえる。

(33) a今朝子供に宿題をやらせた。

b今朝子供に宿題をやるようにいった。

上のaはX(文に出ていないが)がYに宿題をやるように指示し、その指示通りYが宿題をやったといふ意味を表しているが、bはYに宿題をやるように指示したが、子供が宿題をやったといふことを含意していない。つまり、「させる」はYへの働きかけのみならず、Yの動作の実現をも含意するが、「～ようにいう」はXの働きかけにのみ重きを置き、Yが動作、作用をするか否かは問題にしない。このような、Yの動作の実現をめざすものの、その動作の実現することを含意しなくてもよい「～ようにいう」構文をここで使役表現の一つとして、「目的使役」と見なしうる。日本語ではこの両者は形式上ははっきりした違いが見られるが、前述のように、中国語ではYの動作を含意する場合はもちろん、含意しない場合でも「叫、讓」を用いることができる。例えば、

(34) 我讓他去

といふ文では、X(我)がY(彼)に行くように指示し、そのYがXの指示にしたがって行ったといふ状況を表せると同時に、実際にYが行かなかったといふ状況を表すこともできる。この文を日本語に訳すと、前者の場合は(35)となり、後者の場合は(36)となる。

(35) 私が彼に行かせた。

(36) 私が彼に行くようにいった。

このように見れば、従来間接勸告話法文として見なされてきた「～ようにいう」構文も、一方ではXがYにある動作、作用をするようにしむけるといふ意味にお

いて「させる」構文と連続しているということが出来る。この「ようにいう」と「させる」を中国語の「叫、讓」と関係づけて示すと次のようになる。

(37)

XがYにある動作、作用を するように働きかける	～ようにいう	させる	叫 讓
Yの動作、作用を含意	×	○	○
Yの動作、作用を含意しない	○	×	

しかし、これは使役表現という大きな枠組みによるとらえかたであって、決して「ようにいう」と「させる」構文がまったく同じだという意味ではない。両者の間に大きな違いがあることは事実である。例えば、「させる」は一つの助動詞としてこれ以上分けられないが、「～ようにいう」は「ように」と「いう」にわけられ、「ように」と「いう」の間にYが入ることもできる。(38)のかわりに、(39)ということもできる。

(38) a 彼に行くようにいった。

(39) b 行くように、彼にいった。

これに対し、「行かせる」はこのようにはずして用いることはできない。つまり、「させる」は動詞の未然形に付加し、一旦その動詞と結び付いたら、一つの動詞のように働くが、「～ようにいう」は別々に考えられ、「ように」は動詞の終止形に付加すると、前の成分が「ように」の引用内容となり、「いう」はその内容を伝える役割を果たしている。したがって、「いう」という働きかけが完了しても、「ように」によって表される内容の実現が完了しない。一方、勧告動詞は「いう」の外に「命令する」、「勧める」、「求める」、「頼む」

といった動詞を用いることが可能である。例えば、

- (40) a 彼に行くように命令した。
b 彼に行くように勧めた。
c 彼に行くように求めた。
c 彼に行くように頼んだ。

上の文では、違う勧告動詞を用いることによってそれぞれの語いの意味の違いが生じる。これらの文はちょうど中国語の使役兼語式の動詞と対応することになる。

4.5 使役兼語式と他の構文との対応

以上で、4.2、4.3では中国語の使役兼語式の構文について、4.4では日本語の「～てもらう」構文と「～ようにいう」構文についてそれぞれ考察した。以下、その対応する実例をあげておこう。

- (1) a 米国的体面人都請牧師証婚。 『儀』
b アメリカの上流社会の人は皆牧師に頼んで結婚の証人になって貰うのです。 竹中訳
- (2) a 初めのうちはただぶらぶらしていたが、何うしても、はかばかしく癒らないので、仕舞いに医者に見てもらったら能くは分らないが、……。 『そ』
b 起初還不当回事，誰知久^不癒請医生診断，也說不清楚。 陳徳文訳
- (3) a 吳先生虽然是小趙的親戚，可是最不關心小趙的事，除了托小趙給維持地位，他簡直不太愛和小趙說話。 『離』
b 吳さんは小趙の親戚ではあるが、小趙のことに関しては全然關心を持たず、小趙に頼んで自分の地位を維持してもらう場合のほかほとんど小趙と口をきくことすらない。 竹中訳

- (4) a 現在請他買包煙總肯吧。 『李』
 b タバコを買ってくれるように頼んだらきっと引き受けてくれるだろうと思った。 上野訳
- (5) a 到了門口崗哨讓我去找傳達室, 『悠』
 b 建物の入口につくと、歩哨は受付に行くように言った。 上野訳
- (6) a 他叫司機開車追上希望北。 『喬』
 b 彼は希望北の後を追うように運転手に言い付け、……。 上野訳

上の例文において、(1)－(3)は使役兼語式と「～てもらう」との対応例であり、(4)－(6)は使役兼語式と「～ようにいう」との対応例である。同じように使役兼語式と「させる」との対応例もある。これは先にもあげたが、さらにいくつかあげておこう。

- (7) a 老張強迫老龍売女兒還債是真的。 『老』
 b 張さんが龍先生を脅迫して娘を売らせ、その金で借金を取り立てたことも本当でさあ。 竹中訳
- (8) a 頭一桌他就坐下，直喫的海闊天空，還命令茶房添湯換飯。 『老』
 b 食事の用意ができると、まっすぐに卓子につき食うわ、飲むわ、まるで大嵐が通過したように料理を片っぱしから平らげた上勝手にボーイに命じて、スープを補充させたり幾碗となく飯のおかわりをしたりした。 竹中訳
- (9) a 因此，親友間有不經張大嫂為媒而結婚者，他只派張大嫂去道喜，他自己決不参加婚禮。 『離』
 b このようなわけで、もし親戚知人の間で張大嫂の媒介に依らずに結婚するものがあつたら、彼は単に大嫂をやって喜びを述べさせ、彼自身は決して式場に顔を出さない。 竹中訳

一方、使役兼語式はまた「～命令形 V」構文と対応することもある。例えば、

- (10) a 寺尾は逢うたんびにもっと書け書けと勸める。 『そ』
b 寺尾は每逢見面，還是一個劬兒催他繼續写下去。 陳徳文訳
- (11) a どうしてお婆さんを連れて来たのよ？
b 仙子姉さんが連れてこいて言ったから。 『厭』
c 你為什麼把姥姥送來呢？
d 仙子姐讓我送來的呀。 劉振瀛訳

上の例文では、aの日本語は一般に命令の直接話法文といわれるものである。例えば、他人あるいは自分のいった「行け」という命令の文をそのまま引用して、そして、命令の主体と命令される相手を入れ、次のような直接話法文を作ることができる。

- (12) a 彼が僕に行けと言った。
b 僕が彼に行けと言った。

このような構文は先に述べた勧告間接話法文と比べて、命令の内容を引用するという点では似ているものの、一方が「と」を用い、もう一方が「ように」を用いるという点で大きな違いがある。例えば、「～命令形 V」という構文は命令の直接引用であるため、実際に話者の命令の内容をそのまま引用することができる。例えば

- (13) a おまえが行け。

という文をそのまま引用し、次のようにいうことができる。

- (13) b 僕は彼におまえが行けといった

これに対し、「ようにいう」構文を用いて引用することはできない。

(14) * 僕は彼におまえが行くように言った。

また、「～命令形 V」の場合、終助詞の「よ」といった話者の態度を表すものを入れてもよい。

(15) a 僕は彼に行けよと言った。

さらに、引用の内容を「 」括弧のなかに入れて引用することが可能である。「～ようにいう」構文はこのようなことはできない。

(16) a 僕は彼に「おまえが行け」と言った

b*僕は彼に「おまえが行く」ように言った。

c*僕は彼に「行く」ように言った。

このような違いは一方が直接引用であり、もう一方が間接引用であるということから生じるものであるが、「させる」による使役文とのつながりという点から見れば、当然「～ようにいう」構文のほうがより共通点が多いといえよう。

一方、使役兼語式はまた、次の「～が～に～を V」構文とも対応する。次の対応例を見よう。

(17) a 所以他勸我收兵。

『柳』

b それで私に停戦を頼みに来た。

竹中訳

(18) a 老梅托我代課。

『離』

b 梅君が私に代講を頼んだ。

竹中訳

上の例文では、aの中国語はいずれもN₁V₁N₂V₂使役兼語式であるのに対し、日本語ではいずれも「～が～に～を V」構文を用いている。つまり、中国語の使役動詞に対応する日本語の動詞は三項動詞として、「～が～に～を」をとることができる。上の「頼む」のほかに、「命令」に対応する「命じる」、「勸」に対応する「勧める」などもそうである。

(19) 刑事は念のために、二号室の搜索を部下に命じた。 『猫』

(20) 三原はさっそく札幌署に調査を依頼した。 『点』

(21) カオルは信介に座布団をすすめると羊かんをきり、お茶を入れて
……。 『請』

しかし、中国語の使役動詞は働きかける相手N₂のほかに、V₂を要求するのが普通である。例えば、(19)、(20)の文に対し、中国語ではそれぞれ、

(19'') 為了慎重起見，刑警命令部下搜查二号房間。

(20'') 三原立即請求札幌警察署調查。

となり、日本語で名詞となるところの「搜索」、「調査」は中国語では下線で示すように「搜查」（搜索する）、「調査」（調査する）という動詞にかわってしまう。また(21)の「座布団」をそのまま「座墊」に訳し、「座布団を勧める」を「勸坐墊」に訳したのでは不自然な表現となり、これを「勸信介坐」あるいは「請信介坐」にすべきであろう。次の例文において、中国語では「入坐」（座につく）という動詞を用いているのに対し、日本語の訳文では「椅子」という名詞を用いている。

(22) a 小趙把桌頭的椅子拉出，請她入坐。 『離』

b 小趙は卓子の主座の椅子を引き出し、彼女に勧めた。 竹中訳

同じように、(23)の例文では、中国語では、「喫菜」（料理を食べる）という動詞を用いているが、訳文では「料理」という名詞をあてている。

(23) a 老李也抿了一口酒，讓丁二爺喫菜。 同上

b 老李もちょっと盃に口をつけた後、丁二爺に料理を勧め、……。 同上

第四章 [注]

[注1] (5)－(17)の例文の訳文は伊藤漱平訳（中国古典文学大系『紅樓夢』平凡社）によるものである。

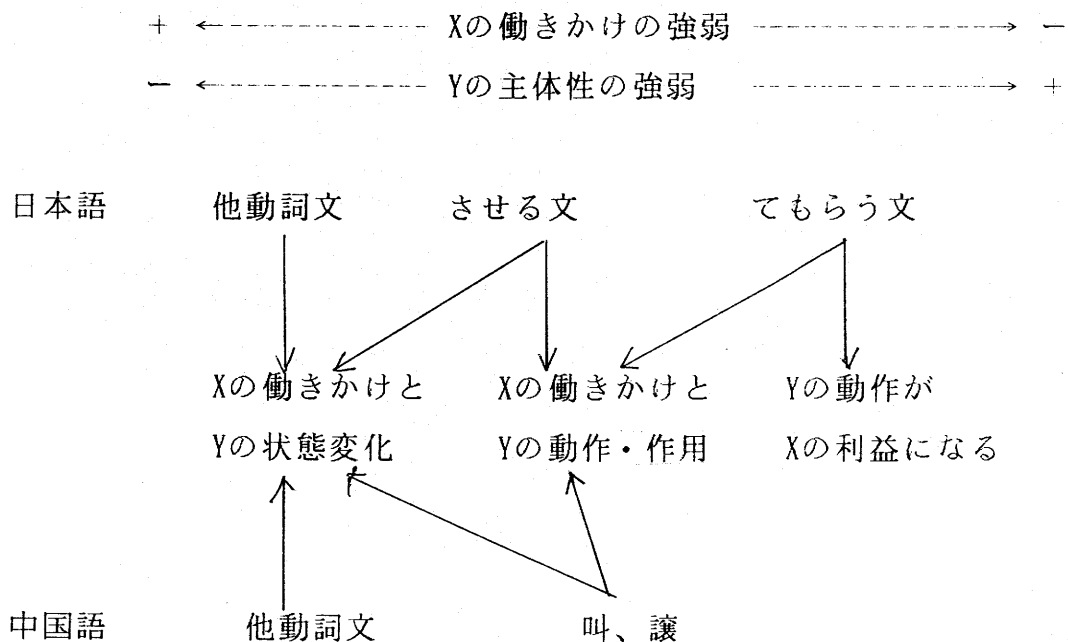
[注2] ここで置き換えが可能であるというのは、置き換えの後、同じ意味を表すということではない。

[注3] 「快」に対応する日本語の「はやく」はムードを表さないという点においては「快」と異なる。例えば、「你快去」とはいえるが、「他快去」とはいえない。詳しくは荒川(1977)参照。

いを観察し、第4章では、中国語の使役兼語式構文およびそれに対応する日本語の「～てもらう」構文、「～ようにいう」構文などを考察した。

以上、各章の比較、対照を通じて、以下のことが明らかになった。

まず第一に、本研究で取り上げられたそれぞれの構文は、あるもの(X)が他のもの(Y)に働きかけ、その働きかけをうけたもの(Y)が、動作・作用・状態変化をするという事象を表す点において、一致し連続している。しかし、その連続のしかたにおいては日本語と中国語とでは、似ている部分と似ていない部分とがある。例えば、Xの働きかけとYの変化の複合を示す他動詞文と使役文は前者はXの働きかけとYの状態変化を表し、後者はXの働きかけとYの動作を表す。このような違いはXの働きかけの強弱とYの主体性の強弱によってとらえられる。この点、日本語と中国語は基本的には同じである。これを次のような形でとらえられる。



上の図において、左側へいくとXの働きかけが強く、Yの主体性が弱い、右側へいくと逆に、Xの働きかけが弱く、Yの主体性が強くなる。この図には出ていないが、さらに右側へいくと受身文になる。

しかし、「させる」と「叫、讓」との間にXの働きかけの結果、Yが動作を行

うか否か、すなわち、Yの動作の実現を含意するかしないかという点においては異なる。「させる」はYの動作の実現を含意するが、「叫、讓」はYの動作を含意しなくてもよい。Xの働きかけが完了し、Yの動作が実現されない場合、日本語では「～ようにいう」構文を用いる。したがって、この構文をも一緒に考えると、次のような形で対応することになる。

Yの動作の実現を含意する	させる	叫、讓
Yの動作の実現を含意しない	～ようにいう	

日本語の「させる」と「～ようにいう」における違いは中国語の「叫、讓」においては見られない。

第2に、「させる」と「叫、讓」におけるもう一つの重要な違いは「させる」が動詞との融合度が強いのに対し、「叫、讓」のそれが弱いということである。つまり、日本語では使役文といっても、「動詞+させる」のように、「させる」と動詞が結合するとあたかも一つ他動詞のように働くが、中国語では「叫、讓」と動詞が直接に結び付くのではなく、間に被使役者(Y)が入っており、「叫(讓) Y V」のような形になるので、「させる」は一般に、文法範ちゅうとしての態の用法にとどまるのに対し、「叫、讓」は語的的性格がより強い。したがって、「させる」は動詞に接続する場合、制限がきびしく、所動詞や動詞の可能態などにつくことができない。これに対し、「叫、讓」にはこうした制限はゆるい。例えば

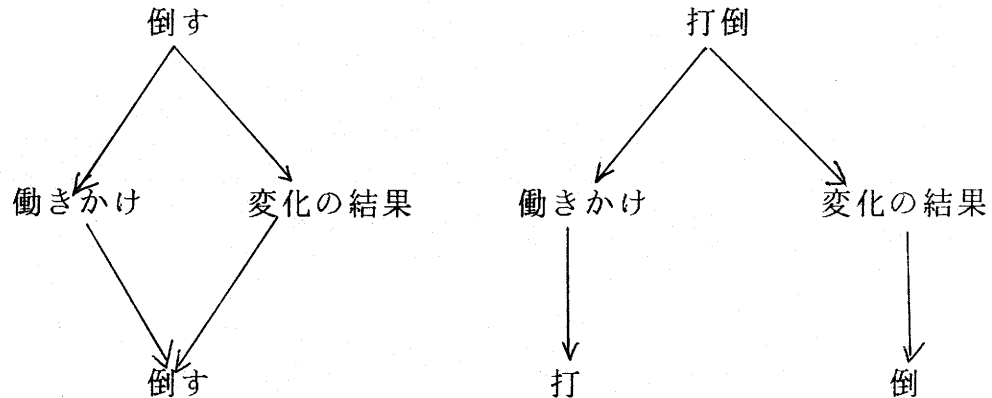
- a 故意大声説，叫（讓）他聽見。
（*わざと大きな声でいって彼に聞こえさせる。）
- b 讓他們過上幸福生活。
（*彼らに幸せな生活を過させさせる。）
- c 讓他學習不了。

(*彼に勉強できなくさせる。)

d 讓我們一起奮闘吧。

(*我々に頑張らせよう。)

第3に、Xの働きかけとYの変化の複合を示す他動詞文の場合、日本語ではXの働きかけとYの変化の結果は一つの動詞のなかに融合し、一般にXの働きかけが完了した場合、Yの変化の結果も同時に現れるが、これに対し、中国語では、Xの働きかけとYの変化は二つの形態素によって示され、前の形態素が働きかけのみを表し、後の形態素はYの変化の結果を表すということである。このような違いを示すと、次のようになる。



したがって、Xの働きかけはしたが、Yに変化が起きなかった場合、中国語では、前の働きかけを表す動詞を用いればよいが、日本語ではそれができない。一般に「～てみる」あるいは「～ようとする」を付加して表さなければならない。

一方、日本語では形態的に対応する他動詞がない場合、Yの意志の有無にかかわらず、自動詞に「させる」を付加して他動詞の役割をさせるが、中国語では、Yの主体性（あるいは自発性）を問題にしない場合、「結果補語」の形で、Xの働きかけを示す他動詞に、Yの変化の結果を示す自動詞(形容詞)を付加して表すことが可能である。

第4に、構文的考察が行われなかった使役兼語式におけるV₁を構文的特徴によって再分類したことである。従来使役兼語式といわれる「N₁(X) V₁ N₂(Y) V₂」における使役動詞をYの動作・作用の実現を含意するか否かという観点から、

以下の三つのグループに分類した。Yの動作・作用の実現を、含意するもの（aグループ「使」など）、含意しても、含意しなくてもよいもの（bグループ「強迫」など）、含意しないもの（cグループ「催」など）。またムードを表すことばを補文にもつかもたないかという観点から、使役動詞を、ムードのことばを補文にもつことのできないグループ（ア類「使」など）と、できるグループ（イ類「要求」）の二種類に分けた。上の二つの観点によるとらえかたをYの動作・作用が結果としてとらえられるか、目的としてとらえられるかということと関連づけて示すと、次のようになる。

	結果 ←—————→ 目的		
	a	b	c
Yの動作・作用の実現を含意	+	+ -	-
ムードのことばを補文にもつ	-		+
	ア		イ

使役表現のもつ、Xの働きかけとYの動作・作用・状態変化という二つの側面から見れば、左側の使役動詞はよりY側の結果のほうに重きが置かれ、右側の使役動詞はよりXの働きかけのほうに重点が置かれるということが出来る。

以上あげたこれらの点は本研究の主な成果であるが、このほかにも多くの問題について触れ、多数の実例でもって両言語の相似と相違を指摘し、明らかにした。しかし、ある部分ではまだ事実を指摘したのにとどまり、検討が十分でないところもある。また、使役表現が言語全体における位置、換言すれば、他の表現（例えば、受身表現、依頼表現など）との関係については今回の研究では言及しえなかった。これらの問題を今後の研究課題として考察していきたい。

例文出典

- 『朝』 → 『朝日新聞』
- 『朝ジャ』 → 『朝日ジャーナル』
- 『青い』 → 『青い壺』 有吉佐和子 賈瑛訳
- 『朝週』 → 『朝日週刊』
- 『被』 → 『被愛情遺忘的角落』 張弦 上野広生編訳
『現代中国語小説』 亜記書房
- 『包』 → 『包船風波』 董曉明
- 『城』 → 『城南旧事』（電影文学劇本） 伊明
- 『茶』 → 『茶館』 老舍 （劇本 中国話劇選 3）
- 『点』 → 『点と線』 松本清張
- 『第』 → 『第三次出廷』 潘大林
- 『雁』 → 『雁』 森欧外
- 『金』 → 『金子』（話劇劇本）
- 『九』 → 『九龍灘』 毛鎮寰
- 『黒』 → 『黒い目と茶色い目』 富田健二郎
- 『季』 → 『季節』 井上靖 金中訳
- 『京』 → 『京の川』 水上勉
- 『離』 → 『離婚』 老舍 竹中伸訳
- 『隣』 → 『隣居』 馬林・達汇復、朱枚 （電影文学劇本）
- 『路』 → 『路』 賈鴻源 馬中駿 （話劇劇本選）
- 『李』 → 『李大順造屋』 高曉声 上野広生訳
- 『老』 → 『老張的哲学』 老舍 竹中伸訳
- 『柳』 → 『柳屯的』 老舍 竹中伸訳
- 『馬』 → 『馬藍花』 任德耀 （劇本 中国話劇選 3）
- 『毎』 → 『毎日新聞』

- 『没』 → 『没有公開的秘密』
- 『檣』 → 『檣山節考』 深沢七郎 呉樹文訳
- 『猫』 → 『猫は知っていた』 仁木悦子 金岡訳
- 『日本』 → 『日本経済新聞』
- 『日本語』 → 「日本語自動詞使役の補文動詞に対する制限について」
本田^昌治 (1975)『静岡大教養部研究報告10』
- 『喬』 → 『喬厂长上任記』 蔣子龍 上野広生訳
- 『誰』 → 『誰是強者』 梁^秉堃 (話劇劇本)
- 『昭』 → 『昭和史』 遠山茂樹・今井清一・藤原彰
- 『世』 → 『世相』 織田作之助
- 『善』 → 『善人』 老舍 竹中伸訳
- 『そ』 → 『それから』 夏目漱石 陳徳文
- 『談』 → (「談談非処置式的把字句」 趙洪勳 『語文学習』1985.12)
- 『犧』 → 『犠牲』 老舍 竹中伸訳
- 『雪』 → 『雪国』 川端康成
- 『小』 → 『小鎮上的將軍』 陳世旭 上野広生訳
- 『厭』 → 『厭らせの年齢』 丹羽文雄 劉振^濤訳
- 『一』 → 『一担水』 浩然 伊藤克・香坂順一訳
- 『悠』 → 『悠悠寸草心』 王蒙 上野広生訳
- 『伊』 → 『伊豆の踊り子』 川端康成 侍桁訳
- 『夜』 → 『夜更けと梅の花』 井伏鱒二 李海峰訳
- 『余』 → 『余計な回り道』 石川達三 文軍訳

参考文献

- 青木 伶子 1976 「使役----自動詞・他動詞との関わりにおいて----」『成蹊国文』10
- 荒川 清秀 1977a 「話法と伝達動詞に関する諸問題」『中国語学』224号
- 1977b 「中国語における『命令』間接化について---“叫(讓)”に対する一つの視角---」『中国語研究』第16号 天山出版社
- 1978 「日本語と中国語」『Foreign Language Institute』2
- 1981 「中国語動詞にみられるいくつかのカテゴリー」『愛知大学文学会文学論叢』第67輯
- 池上 嘉彦 1981 『「する」と「なる」の言語学』大修館
- 1982 「表現構造の比較講座---<スル>的な言語と<ナル>的な言語----」(国広哲弥編集『日英語比較講座』第4巻 発想と表現)大修館
- 井上 和子 1976 『変形文法と日本語』上、下 大修館
- 今富 正巳 1973 『中国語 ⇨ 日本語翻訳の要領』中国語研究学習双書11 光生館 1979版
- 大石 初太郎 1983 『現代敬語研究』 筑摩書房
- 大河内 康憲 1982 「中国語の受身」(森岡健二、宮地裕、寺村秀夫、川端善明編集『講座日本語学』10 外国語との対照 I)
- 大鹿 薫久 1986 「使役と受動」(一) 山邊道 第三十号 天理大学国語国文学会編
- 奥田 靖雄 1983 「を格の名詞と動詞とのくみあわせ」『日本語文法・連語論』(資料編) 言語学研究会編
- 「に格の名詞と動詞とのくみあわせ」 同上
- 「を格のかたちをとる名詞と動詞とのくみあわせ」 同上
- 奥津 敬一郎 1967 「自動詞・他動詞および両極化転形」『国語学』70号

- 奥津敬一郎 1970 「引用構造と間接化転形」 『言語研究』第五十六号
日本言語学会
- 1976 「生成文法と国語学」(岩波講座『日本語』6 文法Ⅰ)
岩波書店
- 1980 「動詞文型の比較」(国広哲弥編集『日英比較講座』
第2巻文法)大修館
- 1984 「文の組み立て——SOV構造と<たちば>」 野村雅昭
編(講座日本語の表現2『日本語の働き』) 筑摩書房
- 1984 「授受動詞文の構造——日本語、中国語対照研究の試み——」
(言語学会編『金田一春彦博士古稀記念論文集』)第二巻
三省堂
- 奥津敬一郎、徐昌華 1982 「「てもらう」とそれに対応する中国語表現」『日
本語教育』46
- 影山太郎 1979 『日英比較 語彙の構造』松柏社
- 風間力三 1964 『表現のための日本文法』東京堂
- 喜多田久仁彦 1982 「方向補語「上」「上来」「上去」解説とその用例」
『日本語・中国語対応表現用例集Ⅳ』日本語と中国語対
照研究会編
- 北原保雄 1980 『日本語助動詞の研究』大修館
- 木原研三 1976 『呼応・話法』研究社
- 木村英樹 1981 「被動と『結果』」『日本語と中国語の対照研究』5号 日
本語と中国語の対照研究会編
- 1982 「中国語」(森岡健二、宮地裕、寺村秀夫、川端善明編集
『講座日本語学』11 外国語との対照Ⅱ)明治書院
- 国広哲弥編 1980 『日英語比較講座』(第2巻文法)大修館
- 久野暁 1978 『談話の文法』大修館
- 黒田成幸 1980 「文構造の比較」(『日英語比較構造』第2巻文法)国広哲
弥編集 大修館書店
- 国立国語研究所 1972 『動詞の意味・用法の記述的研究』秀英出版
- 1972 『形容詞の意味・用法の記述的研究』秀英出版

- 小宮千鶴子 1984 「使役表現の広がり-----日英語間の発想のずれと指導上の問題---」『日本語教育』53号
- 阪田雪子 1980 「使役を表す言い方・せる させる」教師用日本語教師ハンドブック4『文法』Ⅱ
- 佐久間鼎 1966 『現代日本語の表現と語法』1983《増補版》くろしお出版
----- 1940 『現代日本語法の研究』1983《改定版》くろしお出版
- 佐治圭三 1984 「誤用例の検討(11)-----使役、受身、自発、可能などの表現に関する誤用例(その1)」『日語学習与研究』第六期
- 柴谷方良 1978 『日本語の分析』大修館
----- 1982 「日本語、英語」森岡健二、宮地裕、寺村秀夫、川端善明編集(『講座日本語学』10外国語との対照Ⅰ)明治書院
- 島田昌彦 1979 『国語における自動詞と他動詞』明治書院
- 須賀一好 1980 「併存する自動詞・他動詞の意味」『国語学』120号
- 杉村博文 1982a 「「処置と遭遇」-----“把”構文再考」『中国語学』231 -
----- 1982b 「結果補語のSubclassとしてのDCおよび「来/去」の世界」『日本語・中国語対応表現用例集Ⅳ』日本語と中国語対照研究会編
----- 「方向補語「下」「下来」「下去」解説」同上
- 1985 「“吹風”攷」『日本語と中国語の対照研究』第10号 日本語と中国語対照研究会編
- 鈴木一彦、林巨樹編集 1973 『形容詞・形容動詞』(品詞別日本語文法講座)明治書院
- 鈴木重幸 1972 『日本語文法、形態論』教育文庫
- 高橋大郎 1985 「現代日本語のヴォイスについて」『日本語学』4月号
- 寺村秀夫 1975 「「表現の比較」ということについて」(国語シリーズ別冊3)『日本語と日本語教育-----発音・表現編』文化庁
----- 1976 「「ナル」表現と「スル」表現」(国語シリーズ別冊4『日本語と日本語教育-----文字・表現編』)国立国語研究所
----- 1977 「態の表現と「適切さ」の条件」『日本語教育』33号

- 寺村秀夫 1982 『日本語のシンタクスと意味Ⅰ』くろしお出版
 ----- 1984 『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』くろしお出版
- 藤堂明保・相原茂 1985 『新訂中国語概論』大修館
- 時枝誠記 1950 『日本文法 口語篇』岩波書店
- 豊田豊子 1974 「補助動詞「やる・くれる・もらう」について」『日本語学
 校論集』1号
- 西尾寅尾 1978 「自動詞と他動詞における意味用法の対応について」『国語
 国文』55巻5号
 ----- 1982 「自動詞と他動詞---対応するものと対応しないもの---」
 『日本語教育』47号
- 仁田義雄 1981 「話法」『日本文法事典』北原保雄他編 有精堂
 ----- 「態（ヴォイス）」同上
- 日本語と中国語対照研究会編 1977 『日本語、中国語対応表現用例集Ⅰ---
 助動詞、補助動詞---』
- 橋本進吉 1967 『助詞・助動詞の研究』岩波書店
- 長谷川清喜 1969 『古典語現代語助詞助動詞詳説』松村明編 学燈社
- 藩金生 1984 「中日両国の比較---次動詞「被（bei）」を使う受動文と意
 味上の受動文をめぐる---」『金田一春彦古稀記念論文
 集』第二巻 言語学会編 三省堂
- 福村虎次郎 1965 『英語態（Voice）の研究』1973 3刷 北星堂
- 藤井正 1971 「日本語の使役態」『山口大学研究論叢』二〇
- 細江逸記 1928 「我が国語の動詞の相（Voice）を論じ、動詞の活用形式分
 岐するに至りし原理の一端に及ぶ」『岡倉先生記念論文集』
 岡倉先生還暦祝賀会
- 松下大三郎 1930a 『改選標準日本文法』訂正再版1979 勉誠社
 ----- 1930b 『標準日本口語法』1977版 勉誠社
- 松下貞三 1977 「使役表現シム（命、使等）を通して見た上代散文」『国語
 国文』同志社大学
- 三上章 1972 『現代語法序説』くろしお出版
- 水谷信子 1985 『日英比較 話しことばの文法』くろしお出版

- 宮島達夫 1985 『ドアをあけたがあかなかった---動詞の意味における<結果性>』『計量国語学』第一四卷第八号
- 宮地裕 1969 「せる・させる<現代語>」松村明編『古代語現代語助動詞動詞詳説』学燈社
- 村木新次郎 1986 「ヴォイスの輪郭」『国文学解釈と鑑賞』1月号
- 望月八十吉 1976 「中国語における直接引用の間接化」『中国語学』223
- 森田良行 1971 「受身、使役の言い方」『講座日本語教育』第9分冊 早稲田大学語学教育研究所
- 1981 『日本語の発想』冬樹社
- 1982 「日本語動詞の“意味”について」『日本語教育』47号
- 1983 『日本語の表現』創林社
- 安井稔 1971 『変形文法の輪郭』大修館
- 1981 「対照研究の流れ」（雑誌『言語』12月号）大修館書店
- 山内洋一郎 1977 「軍記における受身表現と使役表現」『国文研究と教育』奈良教育大学
- 山田孝雄 1908 『日本文法論』復刻限定版1970 宝文館
- 1922 『日本口語法講義』宝文館
- 楊凱榮 1985 「「使役表現」について---中国語との対照を通じて---」『日本語学』4月号 明治書院
- 1986 「「XガYヲZニスル、構文について」---中国語との対照を通じて---」『日本語と中国語対照研究』第11号
日本語と中国語対照研究会編
- 吉川武時 1974 「日本語の動詞に関する一考察」『日本語学校論集』一
- 吉田金彦 1971 『現代語助動詞の史的研究』明治書院
- 渡辺実 1971 『国語構文論』塙書房
- 渡部昭夫 1979 「普通語における“Presupposition”について」『中国語研究』18号 龍溪書舎

- 曹大峰 1985 「現代日語“使役”語態的若干特点」 『日語學習與研究』
- 丁声樹等著 1961 『現代漢語語法講話』 1971 (中國語文叢書) 中國語文雜誌社編 商務印書館
- 高更生 1982 「使的三種用法」 『漢語語法問題試說』 山東教育出版社
- 高名凱 1957 『漢語語法論』修訂本 科學出版社
- 袁千炎 1983 「由“給”引起的兼語句及其變化」 『中國語文』第四期
- 韓進旺 1982 「關於使役動詞的用法」 『日語學習與研究』第一期
- 胡附、文練著 1957 「連動式 兼語式」 『現代漢語語法探索』新知識出版社
- 劉月華、潘文娛、故旻著 1983 『實用現代漢語語法』外語教學與研究出版社
- 路穎 1984 「他動詞詞尾“す”“せる”」 『日語學習與研究』第四期
- 陸志韋等 1975 『漢語的構詞法』修訂本 中華書局
- 呂叔湘 1956 『中國文法要略』1982版 (漢語語法叢書) 商務印書館
- 呂叔湘主編 1980 『現代漢語八百詞』 商務印書館
- 潘文娛 1979 「對“把”字句的進一步探討」 『語言教學與研究』第三集
- 潘允中 1980 「漢語動補結構的發展」 『中國語文』第一期總第一五四期
- 秦禮君 1985 「兼語結構的漢語日語議」 『科技日語』第4期
- 宋玉柱 1981 『現代漢語語法論集』天津人民出版社
- 湯庭遲 1977 『國語變形語法研究』(第一集 移位變形) 台灣學生書局
- 唐培良 1983 「使動用法與使令兼語式」 『上海師範學院學報』社會科學版
總第一七期
- 王日和 1981 『日語語法』 商務印書館
- 王力 1958 『漢語史稿』 科學出版社
- 1959 『中國現代語法』(1975年版) 中華書局香港分局
- 王還 1985 「“把”字句中“把”的賓語」 『中國語文』第一期
- 王松茂主編 1983 『漢語語法研究參考資料』中國社會科學出版社
- 吳積才 程家樞編著 1981 「兼語式謂語」 『現代漢語』 雲南人民出版社
- 徐昌華 1982 「談談日語與漢語中授受動詞的對應關係」 『日語學習與研究』
- 詹開弟 1983 「把字句謂語中動作的方向」 『中國語文』總第173期
- 曾仲珊 1980 「古漢語中動詞的使動用法」 『中國語文』第四期
- 張今 陳雲清編著 1981 『英漢比較語法綱要』 商務印書館

- 趙元任 1986 『中国語的文法』丁邦新訳『A Grammar of Spoken Chinese』
香港中文大学出版社
- 張志公主編 1982 『現代漢語』中冊 試用本 中央廣播電視大學教材
人民教育出版社
- 沈家 1985 「詞序与轄域----英漢比較----」 『語言教學与研究』
- Di Pietro, R. J. 1971 *Language Structure in Contrast*. Newbury House
Publishers. (小池生夫訳『言語の対照研究』大修館書店)
- Foder, J. A. 1970 "Three Reason for not Deriving Kill 'Cause to Die'"
Linguistic Inquiry 1/4
- Fillmore, Charles J. 1968 "The case for case" in Bach, E. and R. T. Harms
eds. *Universals in Linguistic Theory*. Holt, Rinehart and Winston.
(「格の症例」田中春美・船城道雄訳『格文法の原理』三省堂)
- Kuroda, S. Y. 1965. "Causative forms in Japanese". *Foundation of Language*.
1.1
- Lakoff, George. 1970 *Irregularity in Syntax*. Holt, Rinehart and Winston.
- Mccawley, J. D. 1968 "Lexical Insertion in a Transformational Grammar
Without Deep Structure" *Chicago Linguistics Society*
----- . 1976 "Remarks on What Can Cause What" Shibatani, M. (ed).
Syntax and Semantics. Academic Press.
- Mccawley, N. A. 1976 "On Experiencer Causatives" Shibatani, M. (ed). *Syn-
tax and Semantics*. Academic Press.
- Sandra Annear Thompson. 1973 "Resultative Verb Compounds in Mandarin
Chinese: A Case for Lexical" *Language* 49
- Shibatani, Masayoshi. 1972 "Three Reasons for not Deriving 'Kill'
from 'Cause to Die' in Japanese". Kimball, J. P. (ed).
Syntax and Semantics. 1
----- . 1976 "Causativization" in Shibatani, M. (ed.)
Syntax and Semantics 5. Academic Press.
- Talmy Givón. 1975 "Cause and Control: On the Semantics of Interper-
sonal" Kimball, J. P. (ed). *Syntax and Semantics*. 4